

第六十八回
参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和四十七年四月十三日(木曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

四月十三日

辞任

河本嘉久蔵君
栗原 祐幸君
吉田忠三郎君
戸田 菊雄君
鈴木 一弘君

補欠選任

高橋文五郎君
山下 春江君
須原 昭二君
杉原 一雄君
内田 善利君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前田佳都男君

委員

柴田 栄君
鳴崎 均君
多田 省吾君
中村 利次君
青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
高橋文五郎君
棚田 四郎君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
藤田 正明君
山下 春江君
須原 昭二君
杉原 一雄君
竹田 四郎君
成瀬 暢治君
松井 誠君

国務大臣

大蔵 大臣

水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官 船田 謙君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省証券局長 坂野 常和君
大蔵省銀行局長 近藤 道生君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員

法務省民事局参事官 田邊 明君
大蔵省主税局税制第一課長 高橋 元君
中小企業庁計画部長 西田 彰君
建設省住宅局住宅企画官 京須 実君

本日の會議に付した案件
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

前回に引き続き、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○成瀬暢治君 私は、分離の問題でいろいろあったんですが、広告費のこととひととお尋ねしておきたいと思うんです。まあ、いろいろと検討

しようじゃないかという御答弁がありまして、これは承知しております。補助金もちょっと調べてみたら、補助金の中で日本商工会議所へ三千ちよつとくらいい、まあ四十六年度から始めたというんだが、二分の一、商工会議所なら商工会議所がある数量を計算すれば、二分の一それに対して補助しようというふうなことが四十六年から始まっているようです。それは読んでみると広告の適正——消費者との話し合いをするとか何とかというところでやられているようですが、さてその広告が過大だというふうな意味があり、そういうことに對して自粛してもらうというふうな意図を含めての補助金を支出しておるのか、どういう関係で補助金を支出しておるのか、これは主税局長の守備範囲じゃないかもしねぬけれども、一体広告に取り組む姿勢というものは那辺に大蔵省にあるのか、そういう点が知りたいと思う。まあ、あなたが知らぬと言うなら答えは留保でもいいけれども。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの御質問のうち広告費について現在どのような補助金が支出されているかは、いま直ちに調べればわかりますが、ここでは私たいたいは承知いたしておりません。ただ、私どもが広告税の問題に関連して若干承知いたしておりますことは、いま広告で一番問題になっております点は、独占禁止法の上でいろいろ不当な広告といえますか、それが広告について、の規制では独占禁止法上の規定がございます。

しかし、公正取引委員会は御存じのような組織になっておりますので、きわめて人員も少のうございまして、地方機関はほとんど持っておりません関係もありまして、その関係である程度の仕事を、一部はたしか都道府県に頼んでおるはずでございますが、そういう関係を商工会議所等に頼んでいる関係があるのではないかと想像するのでござ

います。すぐ調べてみたいと思います。

○成瀬暢治君 まあ広告費について言いたいことはそういう問題が一つある。補助金問題云々という問題が一つと、それからこれもあなたの守備範囲でないと言われればそれまでですが、一専ら専売公社がたばこをのんでくれという——私もたばこを吸うていかぬが、のんでくれという、こういう広告が出ておった。一体たばこというところについて、最近ではアメリカ等では非常に害があるじゃないかと、だからむしろお吸いになるのはかたてだけれども、命に差しつかえませんが、ガンになりやすいですという注意書きすら書かれて売られておるときに、専売のほうはそうじゃなくて、もつとろんとのんでくれというふうな、そういう意味があると思うんだ、宣伝をされるということ。そうすると、公害に対する取り組み姿勢だ、大蔵省全体としては何でも金さえ入ればいい、専売益金がいよいよ入ってこればいいという趣旨だと、片方の企業でいえば、公害はどれだけ出ようと、金もつけさすればいいという思想に通ずると思う。同じことだと思ふんです。そういうふうなことにどういふふうにかえておられるのか、これも政務次官がおられますが、こういうふうな問題について、大臣がお屋から出てくるというから、お屋からでもただしてみたいと思ふけれども、私は一ぺんこういう問題については十分検討してもらわなくちゃならぬと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) これも所管外でございますが、実は昨年まで官房長をいたしておりましたから、専売の関係も若干扱っておりまして、そのときのことでお答えいたしましたが、ちよと喫煙と健康との関係ということが昨年から問題になりました。専売事業審議会で喫煙と健康との関連をどう処理すべきかということについて、

特別委員会といいますが、特別に審議をいたしたことがございます。で、その際にもたばこをやはりつくって売るといことが専売公社の仕事でございいますから、そして財政収入を上げるというのが一つの目的でございますから、やはり商品を知ってもらうというには必要なので、広告をやめるといわけにはいかないものでありますけれども、いかにもどんだん吸ってほしいという宣伝をするのは望ましくないというのが一般的な考えの考え方でありまして、そこで広告等についても多少、ある時期には新しいたばこができましたとか、まあたばこを吸うと気分がよくなりますとかいう式の宣伝を公社がやっておった時期がございいます。最近ここ二年ほどはそれをやめておるはずでございます。現在公社でも一部、広告費の予算は公社の予算の中に計上されておりますし、現に広告はいたしてありますけれども、いかにたばこを吸ったために役立つものだと行って宣伝をするという一種の強い広告がそれと違って、そしてむしろ一種のこうい商品があらますよという意味での宣伝だけにとどめるようにする、現在の公社の方針としてはそうしております。ただその辺はなかなかやはり物をつくって売るとい仕事は公社の仕事でございいますから、その辺のところをどの程度にとどめるかは現実の問題としてはなかなかどの辺に線を持っていくかむずかしいと思ひますが、心がけとしては特に最近気をつけているはずでございます。

○成瀬権治君 これは一べん、この問題に専売の問題が出てくれば一度議論したいと思ひますが、やはりたばこというものはむしろたばこを吸ってもらいたい。たとえば今度新しいたばこも出てまいりましたね、細巻きでタールなりニコチンを少なくしている、公害は少なくしていこうという努力はされておることはわかりますが、しかし、片方では女の人にもたばこを喫煙してもらいたい、だから婦人向けにこういものをつくって、こういようないろいろのことをやって、専売益

金というものが相当なウェイトで国の財源になっておるといようなことから、売らんかなの気がまえといものはわかるわけですが、片方ではおそろしい公害といものがあります。いまや非常にきついですよ、特に紙巻きたばこはそうですよ、というようにたばこがばくの責任においてむしろなされるほうが好ましい姿だと、公害に取り組むという姿勢に欠けておると思ひます。それから移行するのは公害だとか、社会福祉だとか、そういう方向に移行しようとしておるわけでしょう。税制もそういう方向で行こう、こういうようなことが出ておるわけですから、そういうときに、専売公社の売らんかなの、それは新しいものができたときだけ一度しかやりませんよとか、あるいはその間だけわずかで済ませようと思ひます。それとやらが、大臣もお見えになつたら一度そのことについて議論をしよう、一度意見だけは言っておこうと思ひますけれども、これは意見として十分ひとつお聞き願つて、一べん検討をしていただきたいと思います。

そこで、次にお尋ねしておきたい点は、交際費なり、それから広告費を一度検討しようじやないかという気運が大体の方向ですが、寄付金で、ね、寄付金はたばこ省令で認めて、これはもう損金算入がよろしゅうございいますよという、そしてやはりそのつど申請をして認可をされておるものと、そうではなくて、もう資本金の何分の一、利益の何分の一、何か基準があるようですね、それの範囲内においてはやられたって差しつかえございませんと、これは大体社会福祉ですか、社会奉仕への寄付金とやかく言うものではなくて、やはり政治献金が一番大きな問題ですよ。政治資金規正法に基づいていろいろ話が出ておるとき、この寄付金に対する損金算入といふことはちょっとおかしいと思ひます。そこであなたのほうに、まあどのくらいの寄付金があるものなのか、そういう数字が調べてあるなら一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 昭和四十五年度の寄付金の状況でございますが、四十五年度になされた寄付金は、一般の寄付金、たばこ成瀬委員が言われました損金、一般の寄付金が三百三十四億でございます。それからそれは別に、試験研究法人に対する寄付といふ制度がございしますが、これが五十二億。端数の関係でございしますが、入で申し上げますと一般の寄付金が三百三十五億円でございします。試験研究法人に対する寄付金が五十三億円でございします。

それからそのほかにも一つ、第三種、第三番目の種類のものとして、いわゆる指定寄付金、ただいま成瀬委員が言われました個別に指定をする、こういう寄付金ならばよろしいといつて指定をする。そういう寄付金、あるいは指定はしません、国、地方公共団体に対する寄付金は全額損金に算入されます。この指定寄付金は百九十二億円でございします。合わせまして五百八十億、これが四十五年度で損金に算入された寄付金でございます。限度を越えまして所得の二・五％と、資本金の〇・二五％の平均といふのが一般の寄付金の損金算入限度額でございますが、この損金算入限度額を越えまして損金に算入されない寄付金の額が百二十五億でございます。したがって、損金に算入されませんでしたものと損金に算入されませんでしたものと合計、つまり支出寄付金の全体が七百四億円になります。端数の関係で多少一億四千万円くらい入して申上げました。

○成瀬権治君 これは大体大づかみに言つて、片方じや政治資金規正法に基づいて届け出す制度がございしますから、それと数字が合うか合わないかは別として、とにかく政治献金が寄付の中に大きくウェイトを占めていと言つたらそれは間違いないです。

○政府委員(高木文雄君) この統計といひますか、この調査の中にどのくらい政治献金が占めておりますかは、ちょっと調べておりませんのでよくわかりません。

○成瀬権治君 まあ交際費と、それから広告費の問題が議論されておりますが、寄付金の問題については、あなたのほうとしては広告の問題について何か三つぐらいのケースがあるといふようなこととで、この一昨日ですか委員会では何かお話しなつておりましたが、寄付金についてはどういふうな見解をとつておいでになりますか。

○政府委員(高木文雄君) 寄付金の問題については、まあ交際費あるいは広告費の問題ほどには、実は今までもあまり強く何か制度を改めなければならぬといふ意味での実は関心を私も持つていないといふのが正直なところでございします。それは二つほど理由があるものでございします。一つは、まあ本来いま御指摘のように、確かに政治献金の問題というのはひとつの問題であらうと思ひますが、本来この現在の寄付金の制度といふのは、政治献金のことを全然あつて置かないといふ言つたら言い過ぎになるかと思ひますが、政治献金の問題とは全く別に、企業がまあいろいろ活動をしていまして場合に、やはり所在の市町村なり、まあ世の中いろいろなつき合ひといふことで、寄付金を求められることがあり得るということとで、ある程度はそれは社会通念上必要であらうといふところから限度が置かれて、そこまではまあよろしいといふことになっておるわけでありまして、したがって、現在この制度は租税特別措置法上の制度としてはなしに、法人税法の本法上の制度としてその限度も置かれておるわけでございます。

で、政治献金その他の問題につきましては、実は私も確かに問題であることは承知しておりますが、これも税法のほうで何か規制をすることによつて、全体としての秩序を正すといふことには持つていくには、少し荷が重過ぎるのではないかと。交際費、広告費についてもそういう問題は同様の問題があるわけでございますから、寄付金の問題については、特にこの税法に何らかの規定を置くことによつて、政治献金の秩序といひますか、ルールが正されるようにする、そのいわば交

通整理の役を税法に求められるということについては、実は少し荷が重過ぎるのではないかと感じますが、何らかの措置が必要であるということをお断りいただければ、それ自体の問題としてお考えいただきたいというのが私の本心でございます。

○成瀬輔治君　まあ政治献金は、政治資金規正法でいいじゃないかといえ、それまでもしませんが、しかしあなたがおっしゃる通りに、その寄付金というものはつき合ひ上どうしたって必要なんですよ、だからある一定額というものは必要だということは私も認めます。しかし、その資本の千分の二・五と当期の所得の百分の二・五、この合算額の二分の一は損金算入を認めるという、そのこと自体について、これは租税特別措置法じゃないのだと、法人税法なんだといえ、それまでもしませんが、ぼくは一度洗ひ直して見る必要がある。やはりあなたがおっしゃった全部で七億圓をちょっとこしているようでございますが、寄付金がですね、それからなるほど試験研究五十三億圓、これは必要でしょう。それから指定の寄付、百九十二億圓というの当然なことだと思えますけれども、一般の寄付の三百三十五億圓なり、あるいは損金不算入になっている額の百二十五億圓の中の多くは、あるいは交際費の中にも政治献金が入っているかもしれないけれども、とにかく政治献金めいたものが非常に多いと思うのです。あるいはもつと言え、後援会の会員ですと、だから私はそれを一口幾らのやつを百口入っておる、千口入っておるから一千万円出すとか、あるいは何億円出すと、まあこういうのは十数億圓にもなるというような問題になってくると思ふのです。ですからばくは一度、交際費と広告費とあわせて寄付金についても検討がしてもらいたいと思っております。

○政府委員(船田謙君)　ただいま成瀬委員から御質問がございました。また御意見もございました。広告費、交際費と政治資金との問題でございますが、先ほど高木局長が申しましたように、政治資金規正法の改正の問題は、これは税のほうからと申しますか、主税のほうから取り組んでまいります。これは、あまりにも大きな問題でございますので、これはやはり政府全体、あるいは各政党全体がお取り組みなさることでございますが、主税の関係から申しますと、特別の扱いをして、特別にその寄付金の中から、それだけ特定にという扱いをしておりませんので、私は、今後広告あるいは交際費の問題は改正を検討すべき時期には、当然その問題も入ってくるべきものであらうと思ひますけれども、やはりインシアチブは政党及び政府全体として政治資金規正法に五分に取り組むというところから出てくる問題だらう、こういうふうに考えております。

○成瀬輔治君　政治資金規正法の問題ですから、そちらのほうにウエイトがあるとおっしゃるなら、それはわからぬわけではないですよ。それは受けるほうの問題です。出すほうでいけば、いま申しましたような一つの寄付金の損金算入に限度額というものがあつて、その限度額というものが、私は少し高過ぎると思ふのです。だから、それをもっと下げることは当然大蔵省として検討していいと思ふ。これは税のほうとして検討していいと思ふ。法人税なら法人税の中で検討すべき問題だと思ふのです。それはもう政治資金規正法ですと云つて逃げずに、損金算入のあなたのほうは基準額はちゃんと定めてあるのだから、率は、これが私は認可したり、いろいろなことをするから、そういうものに対しては特別なものにやるといふ——それでは一度こういうこともできせんか。それではもう寄付金の中身がある程度資料として出していただくことはできませんか。私どもはともかくこれが政治献金か、これが何だかということがわからぬから、出せぬといふのが、まあ出せぬと言われればそれまでもしませんが、どうなんですか。私はなぜこういうことを言ふかという、交際費はある程度落とすね、制限をしますね。そうすると、寄付金へ逃

が、先ほど高木局長が申しましたように、政治資金規正法の改正の問題は、これは税のほうからと申しますか、主税のほうから取り組んでまいります。これは、あまりにも大きな問題でございますので、これはやはり政府全体、あるいは各政党全体がお取り組みなさることでございますが、主税の関係から申しますと、特別の扱いをして、特別にその寄付金の中から、それだけ特定にという扱いをしておりませんので、私は、今後広告あるいは交際費の問題は改正を検討すべき時期には、当然その問題も入ってくるべきものであらうと思ひますけれども、やはりインシアチブは政党及び政府全体として政治資金規正法に五分に取り組むというところから出てくる問題だらう、こういうふうに考えております。

げ込んでいくと思ふのだが。

○政府委員(高木文雄君)　第一の、全体としてワタが多いか少ないかという点は、率直に申し上げまして、私ども、現段階ではちょっと勉強不十分でございますから、明確にお答えいたしかねますが、政治献金の問題には直接触れない、お尋ねに對するお答えにならないのでございますが、私どもが一番この寄付金に関連いたしまして日常の仕事と申しますか、関連しておりますのは、この指定寄付の指定の仕事で実はかなり私どもの事務にウエイトがかかっているところでございます。そこで、その指定の仕事を通じて感じております点から申しますと、本来寄付というものは、各企業が、たとえば社会福祉事業であつても、あるいは文化財を保護するような仕事であつても、あるいは教育のようなものであつても、あるいは最近では自然保護というふうなことで鳥獣保護であるとか、そういうことであつても、いろいろ非常に望ましい仕事があつて、そういうところにも出たからどうだということがある。で、それを企業に一部そういう好ましい仕事に寄付を求めるといふことがありまして、なかなか企業がおいそれと出してもらえないということがありまして、指定寄付であれば出しやすいということが、指定寄付をわれわれに求めてくることとございます。で、そういうことで、そういうまあ全然違つた窓から寄付といふものをしつて見ているわけでございまして、そちらのほうの感じから申しますと、現在まあ一般の寄付のワタが必ずしもそう大き過ぎて十分であるという実感はいままであまり強く持っておりませんでしたものですから、そこで、いま成瀬委員の御質問がありましたけれども、適切にお答えし得るような材料を持っていないわけなのでございます。

と、片方の限度を押えると、片方のほうに移るといふ関係があるのではないかと申す点は、若干そういう関係があるかと思ひますが、しかし、交際費の限度を押えたら、直ちにその交際費から寄付金のほうへずつと回ってくるという関係にあるかどうかは、ちょっとそうやはり経費の性質上、税務署も見ていることであります。そういうままで交際費で支出したものが、急にあしたから寄付金として経理するといふわけにもいかないのではないかと申します。で、その点もしかしよくもう一べん、そういう角度での日ごろ勉強が十分でありますので、あまり責任ある明確なお答えができませんから、そういう角度でもう少しよく調べてみたいと思ひます。

それから実態はどうかという点でございますが、これは税務署が個別にこの調査をいたします。に、寄付金の中をどういふ寄付金、どういふ寄付金といふことで区分して調べるようなことになつておりませんので、何か特別の調査をして、サンプル調査でもやれば別でございますが、現在のところは寄付金の内訳がどんなふうになっているかといふことを数字的、統計的に把握することはいたしておりませんので、現在はお示しするのがいやだとかいう意味ではなくて、お示しする材料を現在の段階では持ち合わせていないということとでございます。しかし、先ほどのようなことで少し勉強してみようということでありますれば、やはり私も自身もそういうことを調べてみなければ検討ができないわけでございまして、そういう交際費等の研究をします際に、なかなかそれはとても悉皆調査なんかはできませんけれども、何と申しますか、多少抜き取り調査的なことはしてみようと思つております。

と、片方の限度を押えると、片方のほうに移るといふ関係があるのではないかと申す点は、若干そういう関係があるかと思ひますが、しかし、交際費の限度を押えたら、直ちにその交際費から寄付金のほうへずつと回ってくるという関係にあるかどうかは、ちょっとそうやはり経費の性質上、税務署も見ていることであります。そういうままで交際費で支出したものが、急にあしたから寄付金として経理するといふわけにもいかないのではないかと申します。で、その点もしかしよくもう一べん、そういう角度での日ごろ勉強が十分でありますので、あまり責任ある明確なお答えができませんから、そういう角度でもう少しよく調べてみたいと思ひます。

それから実態はどうかという点でございますが、これは税務署が個別にこの調査をいたします。に、寄付金の中をどういふ寄付金、どういふ寄付金といふことで区分して調べるようなことになつておりませんので、何か特別の調査をして、サンプル調査でもやれば別でございますが、現在のところは寄付金の内訳がどんなふうになっているかといふことを数字的、統計的に把握することはいたしておりませんので、現在はお示しするのがいやだとかいう意味ではなくて、お示しする材料を現在の段階では持ち合わせていないということとでございます。しかし、先ほどのようなことで少し勉強してみようということでありますれば、やはり私も自身もそういうことを調べてみなければ検討ができないわけでございまして、そういう交際費等の研究をします際に、なかなかそれはとても悉皆調査なんかはできませんけれども、何と申しますか、多少抜き取り調査的なことはしてみようと思つております。

じゃないものがあるに多過ぎるわけですね。元来ならば社会保障的なものにするとか、どこかに寄付するとかいうものは、大体国がなすべきが原則なんですね。ですから、私は税金をそういうところから吸い上げておいて、そこで支出していくというほうがよくて、ある特定の会社が損金算入になるのだからあなたに寄付してもよろしいよというやり方というのは、本末転倒した行政になっておると思うのです。ですから、こういうところは少し交通整理をする必要があると思うのです。ですから、まあ資料不足で検討もされていないというならば、ぜひひとつ早急にばくは資料等を集めることを考えられて、そうして少なくとも来年度予算上にいろいろなことが出てくると思えますから、それと関連しながら税制調査会等にはかかる十分な用意はしていただきたいと思うが、いかがでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 交際費の限度等について検討する際に、それとの関連において比較検討するということは必要であると思ひますので、そのように処理したいと思ひます。

○成瀬清治君 それからもう一つ、ばくはこれから、税調の答申にもありましたように、いままでの税のあり方というものが、産業基盤なり企業を大事にし、そして輸出をひとつ振興して、いこうじゃないかという、そういうための税制であったんだと、それが今度はそうじゃないですよと、公害だとか社会福祉だとかそちらのほうにウェイトを置く、そういうことで考えたらどうだというのが税調の意見であり、円も再切り上げといういろいろなこともいわれておる、そういうときですから、いろいろ考えたときに、いままでの租税特別措置法のあり方というものは変わってこなくちゃならぬと思うのです。あるいは住宅にうんと力を注ぐうじやないか。住宅はどうなっておるかというのと、二万円の優遇措置ということになっていきますね、三年間。これ、二万円という基礎計算はどういうところからはじき出された数字なんですか。

○政府委員(高木文雄君) 二万円という額を御説明いたします前に、いままで住宅対策としては、政府全体としていたしまして公営住宅であるとか公団住宅であるとかを補助もしくは出資、融資等を通じて家を建てることをやってまいりました。それから住宅金融公庫等の融資等を通じてやってきたわけでございますが、個人が家を建てることについての施策、持ち家奨励策というものは、住宅金融公庫の融資以外にはなかったわけでございます。だんだん住宅対策に、重点がそこのほうに移るからということで、今回税額控除の制度を、所得税法上、所得税の上で、住宅、持ち家取得控除制度を置くことにきめたわけでございますが、私どももいたしましては、戦後二十年の間こういう制度を設けてはどうかということは、かなり長い間の懸案であつたわけでございます。しかし税額控除というのは、やはり相当所得税のうちに非常に大量の処分であり、まず第一に大量の納税者から申告していただくかなければならない仕事につきまして、いろいろ簡素化ということを非常に重視して考えるべき所得税の場合に、そういう例外規定を置くことについては、いわば一面弊害が考えられるわけでありまして、今日まで置かなかつたわけでございます。しかし、こういうような事情、最近のような事情をいろいろ考えまして、この際踏み切つたわけでございますが、その場合どの程度の優遇策にすべきかということ考えたわけでございますが、二万円と申しますのは、実はこれは税額で二万円でございます。したがって、これは所得控除に換算してみますと、税率が、上積み税率どの辺のところを考えるかということによつて違ひますけれども、一番低い一〇%の税率で考えますと、所得控除で二十万円に当たります、つまり所得で二十万円控除したのに一〇%を控除と同じ意味を持つことになります。現在、所得税法上、基礎控除が二十万円になっております。それから配偶者控除も二十万円になっております。この所得控除なり、配偶者控除なりという

制度は、所得税法の一基本的な控除制度でございます。で、決して基礎控除、配偶者控除二十万円を高いとは思っておりません。将来もつと改善すべきだと思ひますが、その一番基礎的なものである基礎控除なり配偶者控除というものが二十万円であるというのを考えますならば、政策上の措置である住宅取得控除についての控除幅というものが、やはりそれをこえて大きいというのはいかぬものであらうかということをおつ頭に置きまして、そこでそれと、いわば合わせるといふのが一つの考え方でございます。

〔委員長退席、理事柴田榮君着席〕

それから現在もう一つ、住宅貯蓄についての税額控除という制度がございます。これは将来住宅を建てるということで貯蓄をした、つまり頭金を一生懸命積んでおるといふ貯蓄につきまして、その利子について税額控除の制度が数年前から税法上ございまして、失礼しました。利子でなくて、貯蓄額の四割を限度としてその制度がございまして、このほうも貯蓄額の四割または二万円ということ、二万円になっておりますので、それと合わせると、二万円というわけでございます。いまの二万円の計算基礎というものはそういうことでございまして、

もう一つ二万円が少ないかという点から見ますれば、これを三年間にしないでも、もつと延ばしたかどうかという議論もあつたわけではございますが、これまたサラリーマンの方が家を建て、その場合にはほとんど全部の方が借金をして家を建てる、借金をして家を建てた場合に、その利子返済、資金の負担が非常に重たいということが問題になつておるわけでありまして、まあこれは非常に達観的なものでありますけれども、関係者の話によりますと、家を建てて最初の三年間くらいが元本額も大きいという関係もありまして、それから最近の状況では、年々ベースアップ等で所得額がふえてくるという関係もありまして、家を建ててから最初の数年間の負担が非常に重たいのだということがありました。それは長ければ長いほど

どいいでありませうけれども、まあよくいわれるのは、三年間ぐらいが非常に重たいのだということとがありまして、そこで三年ということにしたわけでございます。二万円の三年間ということにしたといへば、そのようなところでございまして、

○成瀬清治君 あとはばくは意見なんです、百二十平米ですか、適用されるのは、これがひとつ頭打ちになっていきますね。それから、おっしゃるように、所得等と、いろいろな基礎控除その他いろいろなものとの関係から二万円とおっしゃるのだけれど、ばくはこういうふうなときに需要を喚起すると申しますか、いろいろなときに、住宅を一つの政策の重点に据えたとするならば、まあ建設業界のほうにいろいろなことをやるというよりも、やはりそのうちをつくる人のほうにウェイトを置いた優遇措置というものが非常に大切だと思ひます。税の公平——いろいろなところから見て、大きなうちじゃないのです。床面積が百二十平米以下というわけですから。そういうことに制限をして、いまま少重点政策を重点的にやりますよと、公害、住宅、老人、そういうような問題に一生懸命やりますよというなら、それにしちや少しお粗末過ぎるのじゃないか、額からいってみても、あなたのほうで計算しておる額からはじき出したものから見ても、非常に少な過ぎるのです、まあしかしこれほど一度きめちゃつたのだと、おれたちのほうとしては修正の用意がございませんとや言われればそれまでの話ですが、もう一度私は住宅政策といった、日本の今度のこのいまの金融がゆるんで、そういう基礎の中で、何をしたら、どうやっていくのだというような、大きな一つ政策の中から、一度この住宅の優遇の問題について検討してもらいたい。これは時間がございませんから、要望にとどめます。

それから中小企業の方が見えましてから、一言だけお尋ねしておきますが、今度の中小企業の優遇対策としての特別償却の制度で、中小企業が取得する一定価額以上の機械及び装置で、しかもその他業種は「政令で定める」とありますが、これ

の中身について御説明が願えれば非常にいいと思
います。

○説明員(西田彰彦) ただいま先生の御指摘の制
度は、これまで中小企業の合理化を進めるとい
う見地から、特定の指定機械につきまして特別償却
制度を実施してまいったわけでございます。これ
は機械を指定してやるという、選ばれた機械、選
ばれた企業に対する税制の引き下げがございまし
たが、このたびこれを改めまして、中小企業全般
の機械に広くこの特別償却制度を及ぼそうとい
う趣旨でございまして、政令指定にあたりまして
は、製造業はすべてこれを包含して、あと建設
業、その他必要な業種になるべく広く適用する
という形を考えております。

○成瀬權治君 時間がないから、私もあまりこま
かくは——通産等でおやりになると思いますが、
一定価額というのと、それは機械によって、いろ
ろとありますから——ということか、そうじゃな
くて、全く一千万なら一千万、五百万なら五百
万、こういうふうにするすべての機械でそういう
にしかれるのかどうか。

それからその次ですね、製造業と建設業と、
「その他政令で定める」というその他の業種とは
何なのか。それは政令で何を予定しておられるの
か、そこを聞きたい。

○政府委員(高木文雄君) いまの機械の価額は五
十万円と考えております。これは一個といえます
か、一つといえますか、五十万円と考えておりま
す。

それから、政令で定める事業は、農業、林業、
漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路運送
業、港湾運送業、倉庫業、ガス業、そこまで政令
で定めまして、なおその他大蔵省令で定める事業
ということを政令で定めておくつもりでございま
す。で、大体の考えといたしましては、料理飲食
であるとか、いわば特殊なレジャー産業である
か、そういうものを除きまして、普通の中小企業
全般に及ぼすつもりでございまして、

○成瀬權治君 これで最後ですが、大づかみに

言つて、機械と装置になっていきます。です
から、中小企業の方たちがその仕事で——この業
種もいま聞きました、非常に広いですね。です
から、そういう人たちが何かの仕事をするために
いろんなことをやったものに對しては大体この制
度が適用されると理解していいですか。

○政府委員(高木文雄君) 業種にまよふと思
いますが、いわゆる小売り業その他の場合にはあま
り機械、装置というものは使わないことになる
と思いますが、そこにあがっております業種等であ
れば、五十万円という機械であればかなり広範囲
に適用になるのではないかと、で、むしろ私ども
としてはよほどこの零細、こまかいものは除くと
いう趣旨で五十万円というところを切っておるわ
けでありまして、広範囲に及ぼしたいという趣旨
でございまして、

○横川正市君 最初に建設省の係の方にお尋ねを
いたしますが、住宅建設の年次計画に基づいて、
大体、この需要と供給の関係をですね、ことしの計
画にはどの程度の充足率を見込んで住宅建設が行
なれますか。それは公営、民営と合わせて戸数
と、それからそれを区別して……。

○説明員(京須実君) お答え申し上げます。
第二期の住宅建設五カ年計画、四十六年から発
足しておりますが、その中で、公的資金による住
宅が三百八十万、それから民間自力による住宅が
五百七十万、合計九百五十万戸の住宅の建設を予
定しております。

その内訳としまして、各年度別の戸数はどう
なっておりますかという点がまず第一点でございま
すが、年度別につきましては、当初から各年度ごと
に五カ年分きまっておりますわけではございませ
ん、公的につきましては、毎年度の予算において
きまっております。それから民間につきましては、ま
あ毎年度の政府経済見通し、そういうものに従いま
して一応の予定がきまっております。そう
いたしまして、昭和四十六年度の建設戸数でござ
います、これは補正も含めまして公的資金に
よるものでは六十四万四千五百、民間自力による

ものが百六万戸、合わせまして百七十四万四千五百
と、このような予定でございました。そういういた
まして四十六年度の実績の見込みでございまして
が、公的住宅につきましては六十六万八千戸、そ
れから民間自力につきましては百一十二万一千戸で
ございまして、合計いたしまして百六十八万九千戸
でございまして、

この内訳で申しますと、結果的には民間自力に
つきましては三万九千戸ほどの落ち込みになる。
まだ全部の計数出ませんが、そのような試算をい
たしております。しかし、そのために特に公的に
つきましては、これを補う意味もありまして、財
政投融资の追加とか、あるいは補正予算等をいた
さしまして、当初の予定よりも二万三千五百ふ
やしております。しかしながら、四十六年度の全体
の計数からいいますと約一万五千五百戸の落ち込
みといったような数字でございまして、

なお、四十七年度について申し上げますと、四
十七年度はただいまの見通しといたしましては、
民間は百八万戸、公的住宅につきましては六十八
万五千戸を計画しておりますが、まだこの最終的
な見通しについては、特に民間についてははっき
りわかりません。

以上でございまして、

○横川正市君 これは需要に対してどの程度の供
給率になっているんですか、大体見込みでで
す。

○説明員(京須実君) 四十七年度についての御質
問と思ひますが、需要と申しますのは、きわめて
計算しづらいございまして、一応私たちがつくり
ました第二期の五カ年計画では、全体の需要を織
り込みまして九百五十万戸が達成されますと、
まあ一人一寝室と申しますか、国民に健康で文化
的な住宅を一応充足できると、戸数的にまかなえ
るという数字でございまして、各年度別につきま
して、どのような需要と申しますか、そういう
たような数値はとっておりません。

○横川正市君 それは都市の場合と、それから都
市以外の場合とでの需要あるいは供給率というも

のには、どうですか、バランスがとれているわけ
ですか。

○説明員(京須実君) 五カ年計画のさらに下位の
プランといたしまして、各地域別に細目の戸数の
企画がございまして、十分大都市その近傍につきま
しては配慮いたしております。

○横川正市君 たとえば家賃の状態を見ますと、
坪当たりで、あるいは一平方メートル当たりで
か、その単価は、たとえば東京の場合とか、仙台
の場合とか、札幌の場合とかいうように区分して
単価をとっておりますか。

○説明員(京須実君) 民間の住宅につきまして、
家賃の問題が特にきわめてきびしく起こっており
ますのは、主として大都市でございまして、したが
いまして、建設省といたしましてはとっておりま
すのは東京、大阪等の大都市だけでございまして、
やはり東京が一番高いといったような数値がいま
出ております。

○横川正市君 住宅政策を進める立場から、今度
住宅取得控除制度が創設されたんですが、これは
どの程度効果があると見ておりますか。

○説明員(京須実君) このたびの特別措置法のい
わゆる持ち家取得控除制度でございまして、三年
間最高限二万円の減税でございまして、これによ
りまして相当数の民間住宅の戸数増と申しま
す、そういうものが期待できるかと思うのでござ
います、遺憾ながらはたして何戸できるかとい
うことについては、私もはっきりお答えし
かねる点がございまして、しかしながら、戸数は別
にいたしまして、これは一つの計算例でございま
すが、二万円減税になりますと、たとえば大部分
の方が最近住宅ローンを使っておりますのでござ
います、この住宅ローンは、最近の銀行協会の発表
等見ますと、平均いたしまして年九分六厘で十五
年償還といったものが普通でございまして、この
二万円の減税分、たとえ三年でございまして、
四年目ごろには相当所得も上がっていると考
えて、この分だけけいにローンを借りようとい
うことを考えてみますと、約十五万五千円だけ

けいにローンが借りられるといったようなことが計算されます。そういったしますと、われわれの試算でございまして一坪よけに買える。たとえば四畳半の部屋なら六畳が買えるといったようなことで、そのために、はたして戸数が幾ら伸びるかというところは遺憾ながら申し上げかねますが、それによりましてやはり住宅の規模増といったものに非常に効果がございますし、また別な意味で申しますとその分、たとえば十五万五千円だけよけいに住宅投資が行なわれる。まあ住宅が一坪よけいにとは申しませんが、かりに四分の一といったとしても約三百十億の投資がふえるといったような意味で、何といひますか、景気対策上からも非常に効果がございますし、それから規模増といった面でも効果があるかと思っております。

○横川正市君 所得の階層別にいたしまして、私は住宅に投入する所得の割合というのは、これは必ずしも公平ではないではないか。たとえば所得の少ない人が高い家賃を払い、部屋代を払い、ある程度の所得の人が、言ってみれば安い住居費で済んでいる、そういう傾向が出ているんじゃないかと思ひますが、その点はあなたのほうではどうお考えですか。

○説明員(京須実君) 数字的にはたゞいまはつきり持っておりませんが、御質問のように、賃貸につきましては所得の高い方が高い住宅費を払っている、安い方が少ないというぐあいに、特に民間の場合には必ずしもいっておりません。むしろ賃貸住宅の賃料等見てみますと、むしろ入居時期の差によりまして、前から入っている方は安い住宅に入っており、新しい方が高い、つまりあとになりましては高くなる、あるいは家を取りかえるほど上がついていくといったような傾向もございまして、少しアンバランスがございまして。

○横川正市君 これは大蔵省のほうでは、この住宅取得控除の創設によって、持ち家の意欲といいますか、そういったもののどの程度の刺激があるとお考えになってこの税が新設されたのですか。

○政府委員(高木文雄君) ただいま建設省のほうから御答弁がございましたように、この二万円の税額控除によりまして、たとえば何戸家がよけい建てられるだろうかとか、どの程度に持ち家の住宅建設が進むだろうかという意味での効果は、率直に申し上げてあまり多くを期待できないことと思ひます。ただ、むしろ問題は、戦後焼け野原から復興してまいります過程におきまして、住宅対策にはかなりいろいろと財政金融上いろいろな対策がとられ、税制上もとられてきたわけでございしますが、その中で持ち家対策だけがいわばエポケットのようにはほとんど対策がとられていなかった。先ほども申しましたように、住宅金融公庫からの低利融資というものはございましたけれども、それ以外にはないわけでございまして。民間住宅につきましても、持ち家でなしに、会社が建てて職員のために住宅を供与する、あるいは民間のいわば業としてアパートを経営する方が家を建てるといふ場合には、新築貸し家住宅の償却制度というような制度が税法上もあります。

【理事柴田榮君退席、委員長着席】
しかし、持ち家そのものについては、一定の規模以下の持ち家についての住宅金融公庫の融資があっただけでございまして、その意味で一種の政策上空白のようになっておりましたので、その意味でだんだん持ち家対策に重点を移していくという政策に切りかえるのについていわば姿勢といひますか、そういう意味は私も大いにあります。思っておりますが、それによって具体的に何戸どういふふうになるかというふうな形での効果というものを、直接は計算上あるいはまた実際上もそう強く期待することはできないのではないかと思っております。

○横川正市君 建設省の方にお聞きしますが、大抵都市における住宅資金がローンの依存度がだんだん高くなつていまして、その場合の公庫の金利、月大抵何%ですか。それからあと市中銀行は月〇・八%ですか、下がって。その金利の面からいいますと、同じ住宅資金の場合であってもだ

いふ違いますね。それはどの程度違いますか、それだけの金融機関。

○説明員(京須実君) 金利で申しますと、公庫の個人住宅融資は五分五厘でございまして。ただし、これは通常三十五年でございまして期間も長うございまして、それに比べて民間でございまして、平均いたしまして十五年で九分六厘と相当高うございまして、しかしこれでも民間は最近だいたいが下がっているようでございます。しかし大ざっぱに申しますと、毎月の割賦にいたしまして、公庫資金を借りた場合には約半分で済むということで、また期間が長うございまして。そういうことでございまして。

○横川正市君 一律こういふことでの税の特例が設けられるということ、それから実際上住宅に一定認められた二十坪なら二十坪という坪数に對しての個人のいわば支払いの額といひますか、相当上下があるように思ひます。もちろん公庫の金というものは限られておりますから、これを使得住宅を建てる人というのは非常に希少な価値があることになるわけですが、あとは民間の、市中銀行を通じて相当高い金利を払いながら持ち家をしなければいけません。言ってみれば個人差が非常に激しいわけですね。そういう個人差が激しいものがあつても、一律同等の税の控除額というところでいくわけなんですけれども、そういう税上のことからいって、幾らかこれは不公平が出てくるのではないかと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(高木文雄君) その点、今回税額控除制度をつくりましますときに、相当そうなつてはいかぬという意味で考えたつもりなんです。ございまして、まあ、先ほど成瀬委員から御指摘がありましたように、二万円という額は非常に意味では少ないのではないかと御指摘があつたわけでございますが、どうしても税でやりまします場合には、税を納め得る能力のある方にしか働いていかないわけでございます。つまり、所得のある方だけしかやりやうがないわけでございます。したが

いまして、税で大幅な措置をとらうとすると、所得の比較的大きい方にメリットが大きくなるというところになりますから、そこで、非常にけちであると言われますが、その額が非常に少ないことになつたわけでございます。先ほど御説明いたしましたように、ある意味では二万円というのは少ないかもしれませんが、ある意味では、いまの基礎控除額二十万円とある程度合うという額でございまして、その程度であれば、著しく負担の公平を害するということにならない、ぎりぎりぐらゐのところではないかということ、その辺で切つたと。先ほど来御指摘のように、もっと民間住宅をどんどん建てることを奨励するという意味で、誘因的效果を強く見るのであれば、もう少し何か大きいメリットがあるような制度にすべきではないかと思ひますけれども、ただいま御指摘のようないふ公平のほうからいひますと、さういふいふこと、最初でもありまして、いまの程度にしたわけでございます。私も、いまの程度であれば、さほどいふ不公平感ということになつてくることにはならないのではないかと考えております。

○横川正市君 建設省の方には……
大体、私も住宅を、おおよそ頭の中に入れていふのは新聞広告なんですね。もちろん、これは首都圏の中の交通その他によって地価が違いますから、単価もおおのずと違いますけれども、しかし、建設費からいひますと、どうしてこんな小さな坪数の中にこれだけのうちが建てられるだろうかというふうなふりをされた家であっても、いまは六百万から八百万ちょっと、多いのは一千万円以上という、そういう供給住宅が建てられていくわけですね。もちろん、これは売れるわけですから、購入能力というものはまた別途あるのだらうかと思ひますけれども、大体どの程度に見ているわけですか。いまの住宅の二十坪という一つの単位にして、土地、地価、それから建設費合せて、平均化してはどの程度に見えておりますか。

○説明員(京須実君) 地価の關係がございまして、一律に申し上げるのは非常にむずかしいわけでございますが、建物で申しますと、やはり二十坪の、建物だけでございまして四百万円以上、四百坪から五百万。土地も入れまして八百万くらいとところが標準かと思ひます。

○横川正市君 大蔵省の局長さんに……

いまの個人の能力で、少なくとも都市において持ち家を希望する人のいわば支払い能力といひますか、それはふところあひといひるのはどの程度に見ているわけですか。たとえば、個人の頭金としての金はどの程度で、それから借入れ金でどの程度にまかなつてゐるといふに判断しておられますか。

○政府委員(高木文雄君) この制度をつくり出すときに、私も頭金に置きました考え方は、一般的に、現在建てられる方はどういふ方が多いか、ということ、建設省から資料をいただいたりして立てたわけでございますが、それによりまして、土地を一応別にしまして、大建設計費の三分の一を頭金、これはいわばへそ繰り、あるいは日ごろの貯蓄等で建てられる方もありましようし、親戚縁者から借りてこられる方もありましようが、そういう意味の頭金、三分の二くらいを新しくローンで借りてくるというのが平均的な姿のようでございます。それから借入れ能力の点につきましては、大抵年収の倍というのが常識的なところのようでございます。でございますから、かりに、年収百五十万ということでありまして、借りられるのは三百万前後と。そうすると、頭金等入れますと、四百五十万から五百万くらいのもので、平均的な現状の姿のようでございます。その辺のところを頭に置いて、いろいろのことを考えます場合に計算をさせていただいたわけでございます。

○横川正市君 ちょっと、やはり何といひますか、いまの都市の住宅価額の平均的なところから見ると、やや適当でない価額の設定になつてゐる。もちろん、私はこういう所得控除が、持ち家

需要に対して著しい効果があるとあまり判断をしないわけで、やみ夜に一元拾つたということならばこれは拾つた気持ちではないけれども、五円玉なら五円拾つたという程度の効果ぐらいしかないんじゃないかというふうな思ひ方なんでしょう。本来的には、これは建設省の住宅政策は、こんな程度の税制で左右されない。困難な住宅事情をもつてやはり政策的に解決すべきだといふふうに思ひますけれども、それにしても、いまの基本になつております支出の面から見て、これはどうかと、やはり低いんじゃないかと。

それからもう一つは、年限なんです。三年、二年という、そういう決定のしかたなんです。が、支払いが、十五年が大体基準であれば、十五年間を適用するといふ考え方には立たないわけでしょう。それで、二万円といふものを、もう少し、持ち家政策を加味した場合に、もちろん、配偶者控除その他基礎控除とは同額ということでは、いささか困難ではないかと判断するのが常識じゃないかと思ひます。その点はどうかでしようか。もちろん収入は、パーセンテージにいたしますと、いままでは十何%かずつ上がつていっています。年所得といふのが、ですから、支払い能力は必ずしも減退するのじゃない。先に借りた者が支払い能力はだんだん案になるという傾向はありますけれども、しかし、年次的に家族が核化していつて、住宅の持ち家を希望する人の数というのは、いわば核化されて増大するのである。必ずしも古い借金を十五年で払うといふわけでも、永続的に固定化するものじゃないわけですね。その持ち家を希望する人の数といふものは、だから、そういう点から言へば、所得がふえるといふことにあまり依存度を置かないで、長期にわたつて、十五年とか、三十五年とかという長期にわたつて返済をするといふ、そういうたてまえに立つての控除額を考へるべきじゃないか。ですから、三年とか、二年といふのはいかにも短いし、額にしても少し不足なんじゃないかと私は思ひますけれども、それが、基礎的に、

支出する額とにらみ合わせてみても、基礎的な数字がやや低過ぎるんではないかというふうな思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(高木文雄君) お答えになるかどうかわかりませんが、私もこの制度を考へますとき、の気持ちで申し上げますと、住宅政策に多少とも税のほうでもお手伝いをしたい。特に、住宅政策と、もう一つは景気浮揚策といふこともあつて、お手伝いしたい。こういう気持ちで片方にあり、片方において税の公平という、それとの調和点をどこに見つけるのかという点なんぞでございますが、特に、後者の点で一番問題がありますのは、家を建てられる方についてだけこのメリットが及ぶわけでございます。もう一つ、ことばは悪いんですが、その下に家を建てられない所得階層、あるいは所得の大きさに関係なく、家を現在建てることのできない階層といふものがある。それとの関連で、かねがね各方面から短い御要望が、あります。税制上異常家賃についての控除制度を考へてはどうかという問題がございます。しかし、家賃は住居費の中心をなすものでございまして、食糧費、衣料費、住居費といふのは生活で一番基本的なものでございまして、これこそ基礎控除、配偶者控除、扶養控除等で見ざるべきものでございまして、別途その基礎控除、扶養控除等の控除のほかに、家賃控除等の制度を設けるといふことになりまして、きわめて税制として複雑になるといふことで、従来から私も否定的になつておるわけでございます。そういう考え方が片方にあるものでございまして、それとの関連上、家を建てられる方について、どの程度のメリットでやるべきかといふことについては、どうしてもいまだに懐疑といひます。ある程度制限的にならざるを得ないという気持ちが働いてゐるわけでございます。それが一点。

もう一点、ただいま御指摘のように、せっかくやるならば、どうしても一年の額がふやせないならば、年限を延ばしたらどうかという点でございますが、この点につきましても、やはり実際の納税の系統との関連を考へてみますと、確かにある方が家を建てたといふ何か証明がないと税額控除ができにくいわけでございます。この制度は今回も大部分の方はサラリーマンの方が多いと思ひますが、この仕事を源泉徴収義務者にやっていたのは、あつたが、悪いと思ひますので、税務署のほうでいたす。別の例をとりますと、年末調整でなしに、確定申告でやるということにしてあります。その際に、ある程度の簡素なもので考へておられますが、ある程度の家を建てたといふ証明を出していただくことになつております。その証明に基づいてこの税額控除を認めることにしておるわけでございますが、まあ二年なり三年なりでありましたら、税務署のほうにも昨年なり一昨年なりの申告書が残つております。そうしますと、毎年毎年証明書を持つてきていただかなくてもよろしいわけでございますけれども、これが長期になりますと、いつまでも証明手段という問題が残つてまいります。ですから、私もそれはある程度の期間内で処理をしたいと、それがたまたま先ほど成瀬委員の御質問にお答えいたしましたように、民間の金融機関、こういう関係の方の御意見を聞いてみますと、非常に負担が重いと云つておられるのは、金を借りて家を建てた当初のときである、そのうちに給与ベースも上がつてくるからというところで、だんだん負担感がなくなつてくるというお話も聞きました。ものですから、それらにみ合せて三年といふことにしたわけでございます。何ぶんにも今回初めてスタートしたことでございまして、なお今後そういう点は推移を見てみないとわからないと思ひますが、御質問にお答えしたことになるかどうかはわかりませんが、いまの二点だけ何らかの理解をしていただく上材料として申し上げておきたいと思ひます。

○横川正市君 まあ言つてゐることはわからないわけじゃないですが、せっかく新設された制度ですから、確かに落ちこぼれの出でくる点が不公平だと、こう指摘される点があるでしょうが、それはやはり住宅政策で救済をするといふことで、非

常に無理をして持ち家された場合の処置として、これはやっぱり創設された処置に従って、なるほどこれは大きな助けになるわという程度のもので、なっているのが新しい政策なんじゃないかなというふうには思っているわけなんです。そういう点では、いま大抵土地その他入れて八百万というふうな額を三分の一、三分の二と分けて、頭金とローンで支出している。それに対して実際上大蔵省で検討した場合には、大体五百万程度で、三百万の開きが基礎的に出てきているんじゃないか。それからローンの支払いも当然最低で十五年、最高三十五年などというふうな長期にわたって支払われているわけですから、かりに年次の支払いの能力が逐次増大して来るとなるとする面もあるかも知れないけれども、あわせて核化していくわけですから、新しい住宅希望者が出てくるので、そういう意味では、ある程度年限をパーセンテージの面からも分けて考えていく必要があるんじゃないか、こういうふうには思っているわけなんです。その点はひとつ検討を将来もしていただくようにお願いをいたしたいと思えます。

もう一つは、贈与税と、これとの関係はどういうふうな関連になっているのでしょうか。たとえばむすこが三人いる、一軒のうちでおやじ夫婦とともに四世帯なんというものは都市にはないわけですね。むすこが嫁をもらって一軒家を持つという場合、住宅を建設する能力がない、そのために四世帯に台所のついたようなところへ入り込む、つまり一人何坪というふうな供給度合いが政策的に生まれてこない、そういうしますと、勢い親は無理をしてもむすこのために、娘のための住宅供給、住宅に対して関心を持たざるを得ない。そうやってまいりますとこれは贈与の問題が出てくる、それとこの税制の関連はどうお考えになったでしょう。

御指摘のように、親戚縁者のために家を建てて、子供さんなら子供さんを住まわすという場合についてどう考えるかという問題が残っておりますが、今回はちょっとそこまでどういうふうな仕組むべきか、贈与税との関係をどう仕組むかなにかむずかしい問題がございます、申しわけございませんがそこまでは処置がつかないというところでございます。

○横川正市君 これは建設省の住宅建設の政策上のこともあわせて、それから大蔵省は税制上の点で将来ひとつ検討していただくようお願いをいたしたいと思えます。

次の問題ですが、公害防止準備金の創設の問題なんですが、公害防止準備金の創設は、企業側では一体どういう要望を持っておったとお考えになっておるのでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 公害問題は、ここ数年の問題として非常に大きな問題になってまいりました。税制の上におきまして、一昨年の秋よく公害国会と言われましたところに、もろもろの法制が整備をされました。税制の上におきまして、その前後に大部分整備をされたわけでございます。それではほとんどまあいける整備すべきことは整備されたおかげでございますが、今回取り上げました公害防止準備金の制度というものが、いわば一点残っておった問題だということができておると思えます。それはどういふことかと申しますと、公害防止のために新しく機械を入れる、その入れた機械については特別償却の制度がございますから、所得があるときにたくさん償却できるといふことで、企業が機械を整備しやすいような制度がすでにできており、それからいろいろその地域全体で公害防止のためのいろいろな設備をする、そのために企業が出さなければならぬという負担金については損金については損金にするといい制度もすでにできております。ただ、一点残っておりましては、今度は公害防止のための機械そのものを運搬をして、毎年汚水だとかあるいは煙を出さないようにその機械を運搬して

くわけで、その追加費用がかかるわけでございますが、それは当然毎年のコストになり、ものの価格に織り込まれているわけでございますけれども、一方においていろいろな経済事情によりまして、売り上げに変動があり、所得に変動があるというこのために、その公害追加費用が、経常的費用があり、それが非常に企業の経理面に圧迫になる場合があるわけで、その面だけが残された問題として、かねがね問題になっておったわけでありまして、その年による売り上げ、あるいは所得の変動に伴うところの公害費用の経理面への圧迫を多少とも何らかの措置で軽くするというのが、今度の公害準備金制度をつくりました理由でございます。

○横川正市君 企業側は、この創設に対して何らかの意思表示はしなかったのですか。たとえばいま局長の言われるように、所得の変動が大きく、公害防止の費用の支出が相当多額にのぼる鉄鋼、セメントなどの場合とか、それから公害を非常に多く発生する電力とか石油精製関係とか、そういうような企業の企業体質の差が非常に大きい場合は、企業で一体この公害防止についてのそれぞれの支出について意思表示というものがあつたんじゃないかと思うのですが、それをお聞きになっておらないのですか。

○政府委員(高木文雄君) 意思表示というものは、私どもに通産省を通じてありました話では、鉄鋼のように、非常に輸出依存度の多い企業の場合に、価格が動きますから、そこで所得変動がある程度大きい。で、その場合に、決算期決算期ごとにこの所得変動が大きいものですから、いわばその落ち込みの時期に、公害防止のための経費の増分が負担になる。そういう意味で、このような制度の創設を非常に強く求めているということを通じて産省を通じて聞いております。で、私どもそれを受けてこの制度を設けたわけでございます。

○横川正市君 他にだいたい質問たくさんあるのですが、割り当ての時間がきわめて短いので、すからきょうはこの程度にいたします。

○委員長(前田佳都男君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの答弁、ちょっと不正確な点がありますから補足をしておきますが、実は企業側からもう一つ公害防止施設を整備したときに、その施設を整備した投資について税額控除を認めてほしい、投資税額控除を認めてほしいという強い要求がございました。ただ投資税額控除という制度は、最近アメリカで始まったわけでございますが、わが国の場合には特別償却制度が非常に進んでおりますので、税額控除と特別償却制度をダブルするということは、二重引きになりますからそれは認めるわけにいかない。もし税額控除を認める場合は、特別償却は働かなくなる。それを十分御承知の上で、税額控除の御要請があるかどうかという議論を通じて、税額控除はわれわれとしてもあまり望ましくない制度だとは考えませんが、そういう議論を繰り返すうちに、税額控除のほうはいわば断念するというか、そういうことになった経過があるということをお願い申し上げます。

○成瀬清治君 局長、租税特別措置法というワケを少しこえますが、これからずっと見直しを見て、相当長期にわたって、ぼくは、国債を相当数、大量というか多量に発行をしなければならぬといふことが続いているだろうということが一つ考えられると思うのです。それであなたの方ほうも、財源は、所得税は伸びていくでしょう、しかし、法人税その他いろいろのものが減ってくるじゃないかというふうなことで、財源というものの、ある程度税というものは、増税というのですか、税収というのですか、そういうものを確保しなければならぬという立場で、何か全体としていろいろなことを主税局長として構想を持っておいでになりますか。

○政府委員(高木文雄君) いろいろに問題がござ

いますが、一番長期的には、福祉国家へだんだん移っていくという場合に、その財源といえますか所要資金をどこに求めるかという問題があると思

います。

で、その求め方としては、まずその福祉国家への転換をしていく場合に、テンポが、どのくらいのスPEEDでいくということになっていくのか、それがわかりませんので、その見当がつかまないと、私もなかなか見当がつかないわけでごさいます。次に所要資金というか、財源をどこに求めるかという問題が出てまいります。それは一種の受益者負担的なものといえますか、たとえば掛け金であるとか、雇い主負担という形になっていくのか、一般財源に求めることになるのか、その総合的なものに求めることになるのか、そしてその大きさがどのくらいかという問題が起ってくるかと思ひますが、長期的な見通しとしては、やはりどうしても財政負担を求めることになるのではないかとこのように考へております。そうしました場合には、社会資本の充実という場合と違ひまして、社会福祉負担の場合には、これは何か生産的な支出と違ひますから、公債でもって処理をして、後年度の子孫に負担をしろという性質のものではない。たとえば年金とか何とかなってきまうと、あまりしろに負担をさすというわけにいかないと思ひますから、その年々の負担で少なくとも処理をしなければならぬというところになります。やはり税にいろいろなものを求める傾向になっていくだろうという一つの問題がございます。

それからもう一つは、四十七年度予算は、建設国債を多額に発行する前提になっておりますが、赤字国債は発行しないということになっておりますけれども、こういう景気情勢でもございまして、それからここ数年経験いたしましたような高度の経済成長ということは、これからちょっと予定されないと思ひますから、したがって、最近数年のような、いわば大きい自然増収ということとは

あまり考えられないのではないかと思ひますので、そういう意味で、赤字公債は発行しないという前提でものを考えるということでありまうければ、相当やはり税が——負担になりまうけれども、税にいろいろ財源を求められるということになるかと思ひます。

そこで、やはり、しばしば御説明いたしておりますように、国民所得に対する税負担の割合から見ます限り、諸外国に比べて、比較的といつか、かなり低いわけでもございまして、それを前提にして税制調査会等でも、急激な変化はいけなけれども、なだらかな国民の負担率の上昇は、これはもとより税だけではなくて、社会保険負担等も含めての話でございまして、なだらかな負担の上昇はやむを得ないのではないかとこのように考へております。私も、私どもも方向としては、そういう方向ではないかと思ひますが、さういふ前提に立ちました場合には、さういふ具体的なところから税源といひますか、さういふものを求めるべきかということになります。一般論としては、まあかりに御理解いただけるとしまして、具体論としてどこに税源を求めるべきかということになります。なかなかにいろいろ関係者としては、負担を強く求められるところは当然反対ということになってまいりますが、なかなかにわづかしいわけでございますが、やはりそれにいたしまして、長期の方向がさういふことであるとすれば、いろいろと、いわば負担可能な分野といふものを求めていかなきゃならぬといふふうに考へておるわけでございます。ただ、いま具体的にそれじゃどこにさういふ負担能力ありといふ、求めたいかというふうに考へますと、なかなかむずかしいわけでありまして、さりとて付加価値税のような非常に抜本的といひますか、あまりにも日本の風土にまだなれておりませんものを、一挙に短期間の間に持ち込むといふことは、私も現実、現場で仕事をされる者からいいますと、なかなかむずかしいと考へておりますので、もう少し実現可能なものと

してどのへんのところに求めていくべきか、これはまあたとえは交際費の重課とか、広告税の課税というふうな面も、確かにさういふ面では一つの検討に価する問題だとは考へておりますが、それ一つ一つとりましても、なかなかむずかしい問題なので、それでさういふ問題がございまして、具体的にはどこに求めるかということになると、たえうんと将来のことではなくて、来年の問題にしてさういふ問題だと思ひます。

○成瀬治君　まあ非常にばくち増税という問題を議論するのはいやなんです。というところは、四次防があるのです。次に出てくる五次防といふ、そちらのほうへいへんなことをやっていたら、そちらのほうは非常にいやなんです。しかし、福祉政策と申しますか、社会資本を充実していくというところになれば、どこに財源を求めるかというところになれば、さういふ行方なんですけれども、それは国債といふのも一つの行き方なんですけれども、やはり税に財源を求めざるを得ないだろうといふのが常識論としてわかるわけです。そのときに何をそれじゃあやしていくかと言へば、まああなたのほうは、昭和五十年だとか、いろいろな年次を切つて、一つの計画的なもの、いろいろなものがあると思ひます。たとえば分離課税の問題一つとしてみても、あるいは株式譲渡の問題でも、一ぺん当たつてみてはどうですか。長期間所有とか、売買五十回以上とか、いろいろの制約もありましようが、税率が一万分の一五ですか、しかもこれは二十八年以降据え置かれてい

る。こういう問題も一つある。こういう租税特別措置法なり優遇で少しやうて、本来ならもうこれはとつていいものを、当時の輸出振興なり、あるいは産業基盤を育成するために優遇をしてきたものがあると思ひます。いわゆる減税をしてきたものが、さういふものは、あるいは証券買いを云々されなければならぬというふうな立場でやってきたものについてははずして、さういふものは、さういふ問題が出てきておる、あるいは道路財源等であるとするなら、自動

車などについてはもう一ぺん考へてみるとか、いろいろなことをおやりになつてから新しいものをやる、あるいはギャンブル税等を考へてみる必要があると思ひます。いろいろなことをやつて、それは新しい税をつくるというのとはなかなか容易なことではないといふことは私もわかりまうが、とにかく税が公平になるような立場から、それに政策目標といふものを明確にして考へてみられる、さういふことが必要じゃないか。さういふ意味で、いわゆる私たちは、分離課税の問題にし、交際費の問題にし、寄付金を問題にし、広告費の問題にし、株式の譲渡税の問題について問題にし、あるいはギャンブル税といふものもさういふ意味で問題にしているといふふうにひとつ理解を願つて、あまりいままでの税調の答申、こんなことがあつたといふことで、二、三年前のもの、きょう置かれておる時点とは違つておるのです。もう円の再切り上げも必至だといふ時期にきておるときに、いろいろな意味でひとつ税といふものを考へ直していく必要があるのではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(高木文雄君)　まあ私も全体の財政の長期的な姿といふものがあまりはつきりしておりませんので、税といふのはでき得ればあまり増税したくないといふのが本来のことでございますので、しかしおっしゃるとおり、財政需要、必要やむを得ざる財政需要といふものがあるといふことであれば、納税者の納得のいただけるものであれば何らかのことを考へなければならぬ。その場合に、いま御指摘のように、あまり急激な変化といふものはいけなかつても、非常に、何といひますか、なかなかある一つの税目で急激に大きな税額を、税収を期待するといふようなことは現実には無理でもありましようし、また必ずしも望ましくないのではないかと考へております。さうなりましたと、おっしゃいますように、いわばこまごましたもの、いろいろとあれこれ考へるといふことになるといふのが現実のことではないかといふふうに考へております。

○成瀬幡治君 まあ私も、増税を議論するとい

うことは非常にいやです。いやでしてね、反対しているのですが、税は低いほうがいいというのが常識です。しかし、その前に公平でなければならぬのです。したがって、公平であるならば、しかもそれが軍事費等に回らずに、ほんとうに社会福祉に使われるということが明確になるなら、やはりそこにはコンセンサスが生まれてくると思うのです。しかし、四次防にいたり、五次防にいくから問題になっちゃう。

そういう問題は別として、次に少しお尋ねしておきたいのは、これは通産省に關係があるかもしれないけれども、何か原油を備蓄するのに対して、割り増し償却するのだと、こういうお話がありました。そして中身を聞いてみたら、現在四十五日分在庫がある。それを三カ年間で六十日分までやるのだ。それじゃどんな人が石油精製業者としてどうなんだという三十二社ある。そして、しかも系列会社になるけれども、備蓄専門のものは一つなんです。それに対して特別償却せねばならぬ、こういうことなんです。これなんかはそれほど特別償却までして原油の備蓄施設というものをつくらなければほんとうにならぬものです。

○政府委員(高本文雄君) 通産省からお答え願うのが本来でございますが、私も承知しております。また、日本だけでなくて、石油資源を持たない国での備蓄水準を調べてみますと、日本がたいへん少ないということでございます。たとえばイギリスは八十一日分持っておる、それから西独は五十九日分持っておる、その他各国の数字を平均しまして、OECD各国の石油備蓄水準の平均が七十一日分というふうになっております。

それに比べて日本の場合はたしか四十五日分で非常に少ない。それで、この少ないということが非常に心配でもあるし、いろいろ価格交渉上不利でもあるという前提で、まあ少なくともよそ並みには持つようにしたいということから、とりあえず三年間で十五日分ふやしたいという前提に立って

いるわけでありまして、この前提について、どうしても十五日ふやさなければならぬものなのか、あるいは日本のような国の場合に、備蓄量をふやす必要はないのかという点については、私も実はよくわからないのでありまして、しかしまあその点につきましては、通産省を中心として専門家の間で御検討の上で、また私どものほうにいたしましても、主税局は必ずしも担当ではございませんので、他の部局等もそれに参画をいたしました。十五日程度の備蓄量の増はとにかく、いずれにしても現行の四十五日間というのはいかに少ないという認識に立っているようでございます。私も今回税制上の措置をとりましたのも、そういう前提でございます。私自身はその十五日どうしてもふやさなければならぬということについての理由、根拠づけ等についていまこで十分御説明するだけのものを持ち合わせておりませ

○成瀬幡治君 その四十五日が少ない、六十日がいいんだという、それはたくさん備蓄してあればいいにきまつている、ない国ですから。だけれども、だから優遇措置を講じなければならぬという、そういう三段論法がわからぬわけなんです。だから、税で優遇しなければならぬという論法が、みな税制に適用されたら、税は全部そういうことになつてしまふと思うのですが、もう少しよくは慎重さというものがあつていいと思うのですよ、こういうものでやるときに、そうしないと、各省が通産省は通産省、農林省は農林省、建設省は建設省、みな一つか二つ特別措置でたくさん恩典をやつたという、どうも綱張りのほうでいうと、点数という、一生懸命やっておらぬというのが見えてしまふ。これを強行して、どんどん大蔵省にしわが寄つて、バランス上あつちへ許す、こつちへ許すということになりはしないか。

○政府委員(高本文雄君) ちょっと不勉強で申しわけありませんが、実はこれは税だけでこうしているというのではなくて、まあいままでの重油の関税を財源といたしまして、石炭対策をとつて

きたわけでありまして、それを今度は石炭石油特会ということにして特別会計を改めました。これを財源として予算の面でもいろいろ石油対策をとることになつていくわけでございます。それで私もいたしましては、それとの関連もありまして、企業自身に備蓄量の増加を求めるといふことになるわけでございます。その企業自身に備蓄量を求めるために、企業の設備をふやすという場合に、これが国家的な政策目的として備蓄量をふやすということが必要であれば、何らかの意味において一種の補助金を関係企業に渡すということの意味があるのではないかと。何もかもとおっしゃいましたが、実は率直に申しますと、私どものほうに毎年各省各庁から御要求がまいります特別措置というのはいへんな量でございます。項目数にいたしますと非常に大きな量、数でございます。その中で、まあこれはやむを得ないかなというところで、新しい制度をつくりまして御審議願います量というのは、ほんのほんとうにごく一部のものでございます。で、この制度つきにしまして、全体としてまあいわば国の政策として石油の備蓄をふやすことが非常に必要である、それは企業にまかせることが望ましいということであれば、企業に補助金を出す。企業に補助金を出す出し方が、企業が納める税を軽減することによつて、それでその税の誘因効果をねらうというのには有意義であらうかと判断したわけでありまして、いまのお話のように、必ずしも私も私としては御要求をそう何もかもというわけではなくて、ほんとうに、申し上げればびっくりするくらいたくさん御要求がある中で、これは大事であらうかというものをだけを認めたという感じのものでございます。

○成瀬幡治君 ばくも石油関係のことはあまり詳しくございせん。しかし、石油業法で非常にまあ業者を、外国資本をはじき出すためにいろいろな努力がなされてきたわけですよ。保護政策というものがうんととられてきた。その何かが流れというものがここにでてきてしまったのではないかと

と思うのですよ。そういう疑いで私はものを見ていたわけだ。もうあの当時、外国に石油資本が全部やられてしまつておるといふ時代の石油業法を必要としたああいう時点と、今日では少し客観的な情勢というものが変わつてきているのじゃないかという認識があるから、そういう私の認識が誤つておるかもしれないけれども、私はそういう立場に立つて少しこの過去のいきさつからい

○政府委員(高本文雄君) 石油備蓄に關しましては、予算のほうでは石油開発公団が石油精製企業に新たに融資を行なうことになつておるようでありまして、その融資を行なうことについて二%の利子補給をするということが四十七年度予算に計上になつております。で、これは利子補給でございますが、まあそれはランニングエクスパensesに対する負担でございますけれども、こちらの税の措置は、これはそのタンクをつくるわけでございますが、そのタンクは当該石油精製業者の財産が増加するわけでございますから、その増加する財産について、財政上は適当でないというところで、ただ、いわばその当然ふえますところの資産でありますタンクの償却を早からしめることによつて、設立、新設当初数年間の税負担を軽減するという

ことであります。これはまあまあおっしゃいますように、石油業界全体に対して、あるいは石油業法全体に対する考え方があるべきかという基本問題になりますと、私もちょっとこで御答えいたしかねるわけでございますが、そういう設

備の増強に対して特別償却を認めるといふ制度は、税の公平論のほうから申しますと、結局一種の税の繰り延べを認めるわけでございます。償却を先にやるか、あとにやるかということでございます。特別償却でございますから、先へやるかあとへやるかということでございます。で、ストックでたまるといふことから、それによってある回転をしますれば、それによって回収が、企業としては利益といえますが、所得の回収がつくわけでありまして、その意味でたまると時期に償却を促進することによって、経理負担を軽減することであるといふので、税制上の公平さといふことばを使うと、あまり適当でないかもしれませんが、そういう意味では、他の、措置法の他の制度と比べて、さして非常に大きな不公平な措置であるといふふうには考えないわけでございます。

それからもう一つ、ちょっとつけ加えておかなければいけませんのは、従来から、実はこの原油備蓄のためのタンクの増設についての特別償却制度はないわけではなかったわけでありまして。ただ今回、これは従来の制度を若干拡充をしたということであることをつけ加えてさせていただきます。

○成瀬輔治君　ここに渡辺君もおられますから、これで最後にしますが、先ほど交際費の問題について、これは多田君要求の資料で交際費を見ますと、贈答で、アメリカなりあるいはイギリス、そういうものと、あるいは西独もそうでございますが、大体一人幾らというふうな頭打ちのことを考えておるわけですね。日本でも、交際費の中に贈答というものが、相当あると思うんですね。盆、暮れ等であると思う。この前、金が相当大量に輸入されて、そうして小判になって、その小判が売れておるのは何でだといって聞いたら、会社がたくさん買っていくんだ。会社はどういうところに使ったんだと言ったら、それが贈答品になっているわけだ。その小判が、たとえば一十十万円するとか、あるいは二十万円するといふようなので、大体金が加工してあるからといって、小判で

純金度二四％とか、あるいは二〇％とか、一八％とか、そのこと自体がもうすでに法律違反の疑いがあると思うのですが、交際費で何かこういう問題について、チェックをされるようなことがいままでもあったかかったか。

○政府委員(高木文雄君)　いまその金額をちょっと覚えておられますが、記念品等を、たとえば企業が会社創設十周年とか、十五周年とかいうときに、お得意さん、あるいは取引先等に記念品等を配ります。たとえばタオルとか、カレンダーとかというものを配られるのならよろしいが、非常に金目のものを配るという場合に、それをどう見るかという点つきましまして、それは記念品として、いわゆる損金扱いには必ずしもできないのであつて、それは交際費として扱うということにしております。

で、いま、各国でこういう制度があるんではないかという御指摘がありました。それは、あるいは交際費として扱わない。交際費として扱えば七割で済むというところから、あるいは足切り制度が働いてくるから、交際費として扱わないで、金額課税にしたらどうかという意味での御指摘かと思ひますが、そういう意味から申しますと、その点も、今後交際費の問題を検討するときに、交際費課税の強化問題を検討するときに、われわれも検討すべき問題の一つだと考えております。

ただ非常に私も困っておりますのは、先般、多田委員の資料御要求に対してお答えをいたしました。が、こういう制度に各国がなつておるといふことは、各国の税法なり、あるいは運用上の、日本ではいいますと、通達のようなものを見ますとわかりますので、これが調べることでございまして、いろいろに運用しているかという実態はよくわかっていないわけでありまして、非常に断片的に聞いておりますところでは、たとえばアメリカのほうでも、アメリカの国税庁でも、実は交際費課税の問題は、たてまえはこういうふうになつておるけれども、現実の税務署のほうの否認率といいま

すか、そういうものがどういふふうになつておるかというのには実は私もよくわかりません。アメリカの国税庁に聞きましてもよくわかりません。こういう贈答者一人につき幾らまでは全額が損金にならないといふふうないき方というのは、これは、きわめて現実的な話で恐縮でございますが、税の執行面では非常に困る制度でございます。たとえば一人につき二十五ドルという場合に、二百五十ドル払ったときに十人なのか、八人なのか、十二人なのかといふことによつて、一人当たり額が変わってくるものですから、税務署の調査が、支払い額までのところは領収書というものを見ればわかるわけでございますが、それは一人につき幾らであるという規制を設けますと、今度はそれは何人であるかという調べもしなければならぬということになりまして、そこで税務署の調査の企業介入度といふものが非常に高くなりまして、決して手間がかかるということじゃなく、納税者との間で非常にトラブルが起つてくるという問題がありますので、アメリカでは制度上こうなつておるといふことなんです。アメリカのほうでは、よくそういうふうな調べができま

すねという質問をしばしば発するわけでありまして、それに対してはアメリカ側の答えがあまり明確でないといふのが現状なのでございます。いづれにしても、各国こういう制度が制度上となくあるといふことになつておりますので、今後とも調べてまいりたいと思つております。

○成瀬輔治君　書画、骨とうですね。書画、骨とうなんかでも高いものを買つて贈る。それから小判も、私が承知しておるのは十萬圓の出でおります。そうしますと、それも交際費の中に入つて、あるいは書画、骨とうといつても、何十萬もするものが贈答品として贈られておる。それは交際費として落ちてくる。今度所得のほうでいうと、も

らったほうの側でいうと、かりにラジオに出て五千円謝礼をもらつたとすると、これは所得として申告をせねばならぬ。必要経費が若干引かれるかもしれないけれども、とにかくそういうふうになつておる。これはもたららうといふことになるのか。もたらうの側は所得税の対象になるかどうか。書画、骨とうの何十萬といふのをもらつたのは、それは所得税の対象になるかならぬか。小判十萬圓をもらつたのは所得税の対象になるかならぬか。

ておる。これはもたららうといふことになるのか。もたらうの側は所得税の対象になるかどうか。書画、骨とうの何十萬といふのをもらつたのは、それは所得税の対象になるかならぬか。小判十萬圓をもらつたのは所得税の対象になるかならぬか。

○政府委員(高木文雄君)　これは私がお答えするより、本来国税庁のほうでお答えすべき問題でございます。が、たてまえとしては、それはそのものを評価をして所得税上個人の所得となるべきものでございます。で、ただもたらつた場合に、いろいろ贈答品があるという場合に、その贈答品を幾らに評価すべきかといふ問題があります。というのは、取得価額がたとえば十萬圓なら十萬圓であつても、もたらつたほうからいって、その交換価値が幾らあるかといふ問題があります。その評価を幾らに見るべきかといふ問題があります。それを除けば、たてまえとしては所得税法上所得になるべきものでございます。ただ現在それを税務署の執行の段階でどの程度いば追及をするか、それは個人の法人税法のほうの調査からいいますと、贈答があつたといふことはある程度把握できる場合があります。それを個人のほうの場合に、個別にどの程度追及するかといふことになりまして、何といひますか、非常に税務署と納税者との関係の問題として、いわば非常に摩擦的になるということがありますので、私、最近どういふふうな運用しているか、いまここですぐお答えができませんが、非常に、何といひますか、どういふ放置し得ないといひます。極端な場合には課税しております。極端な場合には課税しております。が、ただいま御指摘の小判といふような場合に、それがすべての場合課税をしているといふことではないといふのが事実でございます。

で、小判の例でございましたが、かつてはやはり問題になつたことがありまして、金のこういう記念品といふことで配られた小判について課税した経験を私自身は持つておりますけれども、しか

違反してくるんじゃないですか。どうですか。

○説明員(高橋元君) 確定した決算に基づきまして、取得時の価額で債権を評価して利益が出ておるわけでございます。それに基づきまして、租税特別措置法の今回改正をお願いいたしております六十八条の二の規定によりまして、申告によって、取得した為替の期末の実勢相場での価額の差額を引いた価額を算出して申告をしておりますわけでございます。したがって、法人税法七十四条に基づきます正規の申告でございます。

○渡辺武君 そうしますと、今度の措置で、繰り延べ措置をする場合には、決算時で評価しているわけですね。決算時で評価して、そうして財務諸表をつくらなきゃならぬということに当然なっておりますね。そういうことですか。

○説明員(高橋元君) これはむしろ企業会計の話でございますから、証券局からお答えがあるかと思いますが、今回の御指摘の企業会計審議会の意見第四では、決算日の為替相場によって長期の外貨建て債権の評価をいたす場合と、期末の実勢相場によって長期外貨建て債権の換算をいたす場合、いずれも正当な決算処理の方法として認められておるわけでございます。したがって、たとえて申して恐縮でございますが、三百六十円相場のままで三百六十円としてドル建て、ドル決済の際の換算をいたしてまいります場合も正当な決算でございますし、三百八十円になりました後の現実の期末の為替相場に従って長期外貨建て債権の換算をいたします場合も、これまた正規の決算といたすことと承知しております。

○渡辺武君 いや、それはよく知っていますよ、それくらいのこと。あなたの答弁によれば、つまり今度繰り延べ措置を受けるためには決算時の相場で評価して、そうして損失が出たという確定決算をしなければならぬと、こういうわけでしよう。

○説明員(高橋元君) そうでございますから、決算日の為替相場によらずに、取得時の価額を付してまいって、取得時の価額によりまして決算をいたしました法人につきまして、申告によって、決算日の為替相場によって換算した場合に生じたであろう損失額を除外して税額を算出して申告することができると。かようなことを申し上げておるわけでございます。

○渡辺武君 どうもよくわかりませんね。そうすると何ですか。商法上で、財務諸表をつくりますね。決算をやりなす。決算やって財務諸表をつくりなす。そのときは取得時で評価してそうして財務諸表をつくる。ところが、税法上この繰り延べ措置を受けるためには、今度は決算時で評価をして損失を出して繰り延べ措置を受ける、こういうことになるわけですか。

○説明員(高橋元君) 租税特別措置法の御審議を願っております六十八条の二という条文は、「通貨調整前に取得した長期外貨建て債権等を期末為替相場で換算しなかつた場合の課税の特例」でございます。換算しなかつた場合と申しますのは、会社の確定決算において換算しておらない場合の課税の特例と申しますのは、期末の為替相場との差額を、申告によって損金に算入するという措置でございます。

○渡辺武君 いや、つまりね、取得時で三百六十円で評価すれば為替差損なんて出ないですよ。それで決算時で評価して初めて為替差損というのが出るのじゃないですか。そうして初めて繰り延べ措置というのを受けられるのじゃないですか。

○説明員(高橋元君) 本文方式とただし書き方式と、意見書の第四に二つ並んで書いてございまして、これが選択的に企業の決算によっていずれでもとり得るということに御承知のとおりだと思いますが、本文方式をとりまして決算日の実勢相場で換算をいたした場合には、その法人には損失が計上されるわけでございます。ところが、ただし書き方式によりまして——一定の公示の原則はございましてけれども、公示の必要はございませんけれども、取得時の価額で換算をいたしまして決算をいたしますと、これは損失が計上されません。と

ところが、実態としては、両者の間に差がないではないかというふうに考えられます。したがって、差がない部分、すなわち決算日の実勢外国為替相場で換算をしたならば、生じたであろう損失に相当する分を今回御審議をお願いしておる六十八条の二の第一項によりまして、まあ計算の方式を示しまして、それに基づきまして申告によって除外をするという道を開くことをお願いしておるわけでございます。

○渡辺武君 それはおかしいですね。こういうことなんです。つまり、確定申告やする場合、これはもう確定したこの決算に基づいて確定申告することになっておる。その確定した決算というものは、もう商法に基づいてやられるわけですね。あなたのことはよければ、取得時でそれは評価するのだと、こう言う。ところが、今度繰り延べ措置を受ける場合は、これは損失出すのですね。これだけの為替差損も出ております。これはとにかく取得時のこの為替相場でもって評価するのじゃない。そうじゃなく、その後の決算をしたときの為替相場でもって評価しなきゃ差損出ようがない。そうして繰り延べ措置をやる。そうしたら、確定した決算書では損が出てないのに、繰り延べ措置を受ける場合にはちゃんと損を出して、それで繰り延べ措置を受ける。こういうことになったら、確定した決算に基づいて申告しなきゃならぬという法人税法七十四条違反になるじゃないですか。

○政府委員(高木文雄君) その点についてちょっと、七十四条との関係を御指摘でございますので、その点を御説明いたします。法人税法の七十四条は、法人税の申告の原則を記載してございまして、ただいま渡辺委員御指摘のように、まさに確定した決算に基づき申告書を出せと、こう書いてあるわけでございますが、それではすべての事項が確定決算のとおりで、それ以外何も調整ができないかという、この現在の申告制度はそうではないわけでございます。で、ある意味では七十四条が書き足りないのかもしれない

ませんが、たとえば例を法人税法五十二条以下の引当金のところで、どの条でもよろしゅうございませうが見えていただきますと、確定申告書にこれこれという規定がいろいろ入っておりますが、この確定決算以外に申告書で、申告調整と私どもは呼んでおりますが、確定申告書で税法上認められる申告調整をしたならば、それはその前提で法人税法上の所得計算が行なわれるわけでございます。でございますから、現在の法人税法のたてまえと

いうのは、確定決算の上に立ってすべてを計算するというのを第一前提とし、法人税法の各条に書いてございまして申告調整によって調整してよろしいという規定があるものについては、その確定決算と違う調整をしてもよろしいというのが法人税法の各条に書いてあるわけでございます。そこで、今度のただし書き方式をとりました場合には、評価がえをしてないわけでございまして、三百六十円のまま評価された額が、確定決算に上がっているわけでございまして、ただし書き方式でいきまして、そうなりまして、今度の措置法の六十八条の二の八項で、確定申告書にこれこれ書いてくださいということが記載されてございまして、先ほど引例をいたしました引当金と同じように、申告調整をやったただけでございまして、それが現行の法人税法のたてまえが、御指摘のように七十四条では「確定した決算に基づき」と書いてありまして、各条のそれぞれに「き」と書いてあります。確定決算によらない場合がはつきりしないものですから、ただいまのような御議論になったのでございまして、それは現行法人税法を貫く全体のためでございます。

○渡辺武君 それは納得できないですな、説明。まあ、きょうは時間がないから次に進みますが、それじゃもう一つ伺いますが、企業会計審議会の第四意見では、またたいたいまの御答弁でもそうだと思うんですが、長期債権債務は決算時の為替相場で円換算するの原則としておるけれども、

取得時または発生時の為替相場で円換算しても差つかえない。つまりどっちをとってもいいんだと、そういうことになっていきますね。それはつまり、いまあなた御答弁されたとおり。ところが、いま申しましたように税法では、臨時巨額の差損を十年間繰り延べるためには、決算時の為替相場を円換算しなければいけない、そういうことでしょうか。そうすると、現実には二通りの計算方法が行なわれる可能性が出てくる。そうですね。つまり公表される財務諸表、これは取得時で損は出ていませんという財務諸表が公表される。ところが税法上によれば、事実上損を出して繰り延べ措置を受けている。こういうことになるんですよ。つまり臨時巨額な損を出して、国家の租税特別措置でいわばたいへんな援助を受けている。その企業が財務諸表の上では損が出ておりませんという株主に配当しているという現状が出てくる、そうでしょう。これは事実上粉飾決算をやっているということになるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(高木文雄君) もっと非常にどぎつい表現をすれば、事実上粉飾決算をすることを認めるというのが、六十八条の二の制度は、配当をしながら税を納めなくてもよろしいという制度をつくるわけでございますから、粉飾決算をまさに認めるという制度をお認め願うというのが六十八条の二の制度でございます。これはまさに、申告調整というのはすべてそういうふうになります。

○政府委員(坂野常和君) ちょっといまのに関連しまして、企業会計の上で成規の手続き、企業会計原則ののつった経理をいたしますので、これは粉飾決算ではございません。税法上それがどういう恩恵を受けるかというのは別の話でございます。税法上恩恵を受けたからといって、企業の経理が粉飾であるということにはならない。私どもはそういうふうには解釈しております。

○渡辺武君 まあ担当の役人さんから言えば、粉飾決算しているということになればたいへん。政

府が認めているということになるとたいへんなことになるから、そういう答弁も出てくるでしょうけれども、これはやっぱり高木さんの答弁のほうが私は実情に合っていると思います。いわゆる一般大衆の目から見たらそれでいい。巨額な差損を出して政府から繰り延べ措置を受けているその会社が、損失は出ておりませんよといって財務諸表を発表して、そして株主に配当している、大株主に配当を保証しているんだ。これ、粉飾決算でなくて何と言いますか。とんでもない話です、それは。えらいことですよ、これは。これは法務省もこの点はひとつ十分に検討して追及してほしいと思うのです。特に株主に配当している会社、補助金にひとしい税の繰り延べ措置を受けているなんというところは、こんな重税で苦しんでいる国民が納得できませんか。たいへんな措置ですよ、これは。あまりにもひどい大企業優遇措置だと思いませんか。

私は時間がないので次に移りますが、私は、法人が商法に定められた、公認された原則や基準に基づいて財務諸表を作成して公表することを義務づけられているというの、これは一般株主の利益を守るためだというふうには言われていることを知っております。税法も、また負担公平の原則に基づいて、先ほどもこれは確定申告の原則だと高木さんも証言された。つまり商法に基づいてやられた、確定された決算に基づいて、課税すること。当然のたてまえとしなきゃならぬと思うのです。したがって、商法や企業会計原則と税法とは整合性を保てなければならぬ。これは法の体系からしても、また自由競争をたてまえとする資本主義企業の通念からしても、これは当然のことだと私は思う。これはブルジョア法のたてまえからしたってそうならなきゃならぬのです。そうでなければ、資本主義社会の社会正義というものは貫けない、法の整合性というものは必要なんです。ところが、いま問題になっている租税特別措置、特定の大企業の利益を守るためにこれまでも、先ほど高木さんいみじくも引当金の問題出し

ましたけれども、引当金の問題だって、商法で許されていない引当金を、租税特別措置でもってまず最初に認めておいて、そしていわばその例外措置として税法の中に入れてきたというのがこれが実情です。こうして法の整合性を税金のほうから踏みにじってきたというの、いままでの大蔵省のやってきた常套なんですよ。いまこどもって問題になっている為替差損についての繰り延べ措置、これはそういう法の整合性を踏みにじることと著しいものだ。ますますひどくしているというのが実情じゃないですか、私どもは、国民の立場からいえば、さっき言ったように、こういう大企業本位の優遇税制をやめなければならぬと思っておりますけれども、しかし、いまの法体系の上からいって、こんなひどいものをやるのはあなた方御答弁いただきたい。

またこの法務省のほうも、粉飾決算だとはつきりこどもって答弁された、——あとで取り消すかも知れませんが、——そういう点については、やっぱり商法を守る上からこれは検討して、追及してほしいと思います。やっていただけますか。あわせて御答弁いただきたい。

○委員長(前田佳都男君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) じゃあ速記を起こして。

○政府委員(高木文雄君) お答えの前に、一点だけ。先ほど粉飾——実態は粉飾だと申しましたが、ただ一点だけ補足して申し上げておきますが、ただし書き方式を適用した場合には、「ただし書を適用した金銭債権及び金銭債務については、取得時又は発生時の為替相場による円換算額を付した旨、その金額及び決算日の為替相場による円換算額との差額を貸借対照表に注記するものとする」というのが企業会計審議会の意見でございまして、ところどころでございますから、まあちょっと粉飾とい

う表現をとりましたのは、私や言い過ぎでございまして、その金額は天下に明らかになっております。

それからいまの御指摘の配当と税務の関係でございまして、いまの企業会計審議会の御答申にありますように、現実には損が出てしまっており、という現状でございますから、その意味においては、要するに換算がえを行なわないというのは、企業会計審議会の意見では選択になっておりますが、実態としては損は実現をしておる、そういう意味において税の負担能力はないということになるわけでありまして、私どもは現在お願いしております租税特別措置の規定が、租税負担公平の概念からいって、著しく負担公平を阻害するといふふうには考えていないわけでございます。

○説明員(田邊明君) 大蔵省のお答えは、私も今度の措置が粉飾決算だという趣旨でおっしゃったのではないと解しております。商法上は、先生御指摘のとおり、株主はもちろん、債権者の利益を守るために商法ののつったて決算が行なわれることを期待しているわけでございます。ただその決算に基づいて、先ほど来御答弁になったように、税法上の申告にあたっての御調整ということは、税務政策上あり得るだろう、こういう考え方でございます。しかし、もし御指摘の点の会計処理が、さかのぼって商法に影響を及ぼすということであれば、当然検討しなければならぬので、将来ともこの問題については検討してみたいと思っております。

○渡辺武君 とにかく企業会計審議会でも、法の改正は必要だということを言っているんです。法の改正措置をやって、初めてこれこれこういう措置ができるんだということを言っているのに、商法の改正はない、あなたも言ったように、しかも、税法のほうではそれをやろうとしている、けれども、こんなことは、とんでもないことだ。そのことを私は言っているんです。その点にはあなた方だって真剣になって検討しなければならぬ問題よ。

○委員長(前田佳都男君) 午後一時五十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後二時二分開会

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○成瀬権治君 大臣にお尋ねしたいのは、これは私の調べた数字ですから、あるいは間違いかもしませんが、昭和四十五年に設備、運転資金、合わせて大体十二兆六千二百五十九億のうち、法人の借入れ金が大体十一兆二千六百四十億、そして株式に依存しているのが約一兆、それから事業債でやっているのが大体三千六百億あるわけですね。それから四十五年で増設した設備資金はどのくらいかと思つてみると、大体五兆六千六百十四億である。そのうち借入れ金が大体四兆五千億、株式や事業債がその残りですから約一兆一〇〇〇億、約七〇〇億は金融機関によつておる。こういうことなんです。そこで、こういうふうな長期、短期ともに大体企業が金融機関に依存してきたということなんです。その依存してきた理由というのは、これはいろいろあると思いますが、金融、証券界に人がなかった、あるいは証券の公社債市場が育成されておらなかったという大きな理由があったと思ひます。しかし、こういう姿というものが好ましい姿か、そうじゃないかというところ、やはり長期安定資金というものは、自主性の得られる資金を得て、すなわち社債その他、あるいは株式等で得て、短期運転資金等を銀行から得るといふのが、大体本来の姿だろつと思ひます。しかもそれは、金利が安くきいけませんけれども、そういう姿に、しかも金融がゆるんでおるいろんなときに、私は地固めをしていかないと、せっかくのチャンス逃すことになるはし

ないかと思つております。したがつて、そういう問題についてどういふ手を、私の言うような認識です、たとえばこれから株式の時価発行だとか、国債も今後出続けるだらうと思ひます。あなたはそのことはおっしゃれないけれども、私は相当な額を出さなければならぬいろいろなことがあると思ひますから、それで公社債市場というものを育成をしていかなければならぬじゃないか。そういう政策といふんですか、そういうポリシーを出すすれば、そういうことについてどういふような手を打とうとしておられるのか、その辺のあら筋をひとつ承りたいと思ひます。

○政府委員(坂野常和君) いまのお話は、ちょうど昨年の十一月から大蔵省に証券取引審議会の特別委員会を設けて、ただいま検討中でございます。大体の点は、公社債市場育成の非常にいいチャンスがきていゝるんじゃないか、いまの環境が、金利機能が働かざるやうな環境ができてつある。こういうときに、市場機能を高めていくためにはどうしたらいいかということ、そのためには、金利機能の一その働きを進めるやうな政策がとられるべきである。流通市場の機能が十分に、流通価額が発行条件にはね返るやうな、そういう機能を高めるべきである。第三に、発行条件についても従来やや固定的であつたものを、もつと弾力的にさせていく必要がある。発行の媒体となるアンダーライターの機能も高める必要があるというやうな諸点について目下検討をしておるというところでございます。

○成瀬権治君 証券審議会を設けてチャンスをつかむに、適切にタイミングをつかみつつやつていこうじゃないか。そして四つほどあげられましたが、その一番育たなかつたネットワークは何というふうにお考えになっておりますか。証券局長でいいです。

○政府委員(坂野常和君) 戦後の復興から高度成長というものが国民経済のたどつてきた道を振り返つてみますと、国民の貯蓄あるいは法人の蓄積というものが、ない時代に早く復興し、かつ成長する

というものが、必要であつたわけでありまして、そのためには、やはり金融機関を使い金融機関による資金供給といふものを、そういうルートを使つていかざるを得なかつた。その結果やはり間接金融中心の金融政策を進めざるを得なかつたといふことであつたかと思ひます。直接金融と申しますか、株式なり公社債といふやうな形については、資金調達をやつて得る市場も育つていなかつたし、またそういう方法は当時としてはやや迂遠である、そこまで余裕がなかつたといふことであつたかと思ひます。その結果、それが卵と鶏の関係になります、市場が発達しにくくなつた、またそういう原因にもなつておるといふことだと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) それともう一つは、いまの問題と、やはり私は、むづかしい問題ですが、税制が関係してゐるといふふうに思ひます。増資するよりも、銀行資金にたよるほうが、税の関係があつて、どうしても自己資本比率といふものが減つていかざるを得ないやうな現行税制といふものが、やはり関係してゐるのではないかと思ひます。

○成瀬権治君 私も実はなぜ育たなかつたかという理由の中に、大臣がいみじくも指摘されましたけれども、税制も一つの大きな理由だと思ひます。しかし、ほかにここであげられた金利なり、あるいは流通機構の問題なり、発行条件なり、アンダーライター、いろいろな問題が出ておりますが、これはおおよそ結論はいつごろ出ますか。

○政府委員(坂野常和君) まだまだかなめどがついておりませんけれども、今後の議事、と申しますのは、今後の議事がどの程度進行が早まるかどうかといふことでございますが、いまのところ大かたのめどとしては、ことしの秋には何らかの形でまとまつた意見が出されるのではないかと期待しております。

○成瀬権治君 直接方式にウェイトを置くといふことになつてまいりますと、いわゆる長銀関係の問題が一つ出てくるわけですね。たとえば興銀を

どうするとか不動産をどうするとか、日本長銀をどうするとかという、証券関係と長銀との関係までこの審議会に議論されますか、どうですか。

○政府委員(近藤道生君) 金融制度調査会が今月から再開されるわけでございますが、その金融制度調査会におきましては、ただいまの証券取引審議会の情勢を受けまして、証券取引審議会の議事の進行に応じた議論を、金融制度調査会においても必要に応じて並行的に行なつていただくという連携態勢をとつております。そのために、たとえば人的にも、金融制度調査会の特別委員長が同時に証券取引審議会にお入りになつてゐるといふ形をとつておりますが、それはそういう必要のためにそういう人事配置になつてゐるわけでありまして、そういう点から、今後証券取引審議会の議論の展開いかんによりましては、ただいま御指摘になりましたやうな問題も当然金融制度調査会あるいは必要の範囲において証券取引審議会においても取り上げられてまいるといふふうに考えております。

○成瀬権治君 当然まあ金融機関でいへば、これはどうしたつて金利の問題が出てまいりますから、資金コストの問題等がありますから、大きいというか広い立場で議論をされるのは当然だと思ひますが、まあ十分、私としてもいいチャンスだから、ぜひこの際チャンス逃さず、公社債市場が育つやうにしていただきたい。

そこで、金利の問題で一言お尋ねしておきたいと思ひますが、これは大臣がいいのか、あるいは銀行局長になるか、あるいはわしには関係ないという郵便局の関係が問題になっております。一番ネットワークになつてゐるのは、やっぱり郵便貯金の金利が一つの大きな問題だと思ひます。そこで金利は、コールレートが下がつた、貸し出し金利は若干下がつたと思ひますが、この預金金利の問題に関連して、預金金利はこれは見直す。たとえば定期で一年のもので五分となつておりますが、これを動かす大体用意があるのか、いやこれはもう固

ですか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまいみじくも御指摘になりましたような問題がいろいろございす。しかし、結論的には、預金金利というものは決して硬直的なものであつてはならないというふうに考へております。

そこで、預金金利の水準を考へます際に、片やこれを低下の方で考へるべきであるという要素といたしましては、当面の景気振興の必要性、それから海外金利の動向、あるいは今後産業、金融中心から、次第にウエイトが社会資本の充実といたつたような方向、つまり付加価値率の低い方面に金の流れが変わつてまいりますようなことから申しまして、当然全般的に金利水準は低下の方で考へなければならぬ。その際に、かりにも預金金利が下さへになつて、硬直的障害要因となるようなことがあつてはならないことは当然のことでございます。

ただ、わが国の場合の特殊性といたしまして、一方におきまして、預貯金が最も一般的な国民の貯蓄形態であるという特異な現象がございす。この点からいまして、社会心理的に申しますと、広い意味での政治的な観点から、預金金利の引き下げに対する抵抗感というものがあつては、事実でございす。それら兩者を考へ合わせながら、時期、幅等については、慎重に考へてまいらなければならぬと存じますが、方向といたしましては、当然弾力的な考慮をしなければならぬ問題だといふふうに考へております。

○成瀬輔治君 まあ非常に慎重で、預金金利を下げますよと言ふのはなかなか容易なことじゃないと思ひます。しかし、おっしゃる通りに、とにかくこのままじゃいかぬ。とにかく下げると、それは幅はどれだけかは別だ、時期は別だと。しかし、預金金利は下げるんだと、これは間違いありませんか。そういうふうに了承してよろしゅうございすか。

○国務大臣(水田三喜男君) 情勢はそういうような方向でございす。

○成瀬輔治君 それが一つと。

もう一つ、これで関連して考へていきたい点、まだいろいろの問題があるかと思ひますけれども、たとえば簡易保険の掛け金というのですか、料率の問題ですね。それから生保、火災保険、こういうような問題も、もちろん公社債の關係の発行条件の問題も、金利を入れておりますから、それらのはうで検討するとして、それらのはうには触れませんが、こういうような問題についても、当然一連のものとして検討されてこなくちゃならぬと。特に簡保のいま料率の基準が何歳になつておるか私よく知りませんが、大体とは大体十年くらいずれてゐるのではないかと承知してゐるのでは、ここ何年間も改定がございせんから実体とずれてゐる。そういうような問題もどこでこれはおやりになるか。これは銀行局長、私の守備範囲でない。ですから大臣、これはどういふことになりましか、こういう問題も当然一連のものとして検討される問題だといふふうに理解してよろしゅうございすまいやうか。

○政府委員(近藤道生君) 簡保のはうは担当外でございすが、民間の生保、火災保険につきましては、ただいま御指摘のとおりと存じます。事故率も、たとえば昭和三十年と比べますと、ほぼ半減いたしております。まあ、この間、保険料率のほうも、六割ほど下がつておりますが、さらに極力料率の引き下げという方向で努力をいたしたい。そのような検討を続けてまいりたいと考へております。

○成瀬輔治君 いままで、非常に金融タイト時代が続いて、なかなか容易じゃなかった。しかし方向は、金融緩和は相当長期にわたると見てゐるわけなんです。それで企業負担からいっても、金利というものは、非常に負担になつてゐる。それで企業も合理化すると同時に、公害等にこれから一生懸命やろう。これからいろいろな点で努力しようとするときですから、ぜひ、ひとつ、こういうような問題について十分やつて、そして早いところ私は結論を出していただいて、来年度なんて

いうようなそういう話じゃなくて、私は、早く秋ごろには結論が出るようなふうに期待をしておきます。そのころには内閣も改定になつてやつてどうなるかわからぬといふようなことになるかしれませんでせうけれども、少なくとも事務局としては、十分そういうことができるようにしていただきたといふことは、要望として申し上げておきます。

それから次に、ちよつと承りたい点は、昨日の新聞等に、オーストラリア国債の問題が出ております。これから円建ての国債というものが相当出てくるだらうと思ひます。その発行条件等は、たとえば一カ月に一銘柄だとか、それからいろいろ条件が三つほどあるようですが、その条件のことは別として、あとどんなのがその引き合いにあるのか、それから発行順位というものがございす。ね、国の問題だとか、その信用度とか、いろいろなことがございますが、その発行順位のようなものについても、何かお考へになることがあるのかこの二つ、いかがですか。

○政府委員(坂野常和君) 円建て外債は、だれがどうやって日本で発行するやうな段取りにしているかといふ仕組みでございすが、これは日本のアンダーライター、すなわち証券会社が発行主体、これは外国の国際機関の場合もございすし、また国そのもの、あるいは地方団体というやうなのがたまたまのところ対象にございすが、そういう発行主体と相談いたしまして、そうしていつごろどんな条件でどのくらい発行するということをごきめなわけでございます。

なお、これは国際金融局の所管でございすが、そのかわり金の送金等につきましては、外国為替管理法上の許可がございすが、その許可は、その内容がいまいとか悪いとかいふやうな種類のものでございせん。またいままで発行されましたアジア銀行債、世界銀行債につきましては、これは加盟国の条約で発行地の政府の承認です。日本の場合には、日本の国の承認が要するといふことになっておりますが、これは特殊な事例

でございす。一般はそういう国の許可とか承認とかいふことなしに発行されるというものでございす。そこでしからば、どんな銘柄がどういふふうに行きわたるのが望ましいかといふことになつてまいります。御承知のとおり、まあ俗に東京市場といふやうなことは言われておりますが、これはわづかここ一年半ないし二年の間にこの金融緩和をめぐつてようやく芽ばえてきた市場でございまして、非常に経験も浅く、また投資者も十分なれておりません。したがつて、いまのところどこで発行される円建て外債は、国際的に見まして相当著名度のある銘柄であつて、いわば超安全の銘柄といふやうなものに限つていくのがいいのではないかと、いふやうなことから、まずわが国の加盟してゐる国際機関といふことで、世界銀行なり、アジア銀行の債券が対象にされたわけでございます。

次に、いまお話ししたオーストラリア国債というものが、いま発行準備中という段階でございまして、そのあと御質問のどういふものがあるかといふことについては、それぞれのアンダーライターがいろいろ検討いたしておりますので、まださだかありませんけれども、私どもの耳に入つておりますところでは、その他一、二の国の国債あるいは州債といふやうなものがあるといふやうに聞いておりますが、まだ具体的にいつごろどういふことであるといふところまできまつておらないやうであります。

いずれにいたしましても、日本で発行されます円建て外債の市場が、世界的に見て一流市場に育つやうに十分慎重な配慮をしていく必要がある。これが一時的な現象にとらわれて、いまの非常な大きな金融緩和といふこの現象だけにとらわれて、無理をいたしますと、市場そのものがこわれおそれるおそれがありますので、そこは十分慎重な配慮をしていく必要があるといふやうに考へております。

○成瀬輔治君 これは全く私もよく知らない。たとえばカナダのある州のものが出てくる、あるい

はメキシコの州が出てくるというような、そういう州債なり、あるいはある会社の今度は私的企業が出てきた場合、そういうもので、これはひとつ外貨減らしの問題とも関連して行くわけですから、そういう問題については、許可をする大體方針なのか、私的なものか、一切認めませんと、こういうことになるのかどうか、その辺のところはどうでしょう。

○政府委員(坂野常和君) ただいまの許可というおことばがございましたが、これは先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、為替管理上の問題でございまして、その中身がいかほど悪いとかいうような許可ではないと思ひます。したがって、これは国際金融局から御答弁するのが筋と思ひますが、債券が発行されることになった場合には、その送金についてはこれを許すという、許可になる、こういう性格のものだと思ひます。そこで問題は、これから先どういふ種類のものが発行されていくかということでありまして、いまお説のように二、三の外国の地方団体の債券について検討中であるというふう聞いております。民間の債券については、いまのところ何ら検討すらもされてないというふうには私どもはさういふ情報を持っておりませんが、将来について、全くこれがわが国の円建て債の対象になり得ないものかどうかは、これはこれからわが国の円建て外債市場がどういふふうに進捗していくか、そして投資家がどういふふうになれていくか、投資家保護の見地からさういふものを発行しても差しつかえないような状況になるかどうかというふうな環境の問題ではないかというふうに理解しております。

○成瀬権治君 相当な幅を持って検討されるのだと、外貨のたまりぐあい、あるいは信用度合い等いろいろの問題があるから……

○国務大臣(水田三喜男君) ちょっと途中ですが、成瀬さんにおことわりしておきたいのですが、さつき銀行局長が、預貯金の利子について申しましたが、預金という形が国民の最も一般的な貯蓄形態であるということからこれは慎重に考えておる、引き下げということを慎重に考えておると答弁しましたが、そのとおりであつて、私どもも一般的に金利を下げるという方針はとっておりませんが、まだ実勢金利を下げ得る余地がたくさんございまして、さういふ点についていろいろいふまでもないところでございまして、そこまですりやうにないというのが実情でございまして、さつき私が将来長期的な方向としてどう考えるかと言われたので、長期的な方向としてはやはりこれは下げる方向へ考えるべきものだといふことを言ひましたが、これもまた誤解されて、すぐにこの問題にとりかかるといふふうな誤解を受けるといけませんから、一言訂正しておきます。

○成瀬権治君 まあ長くかかつてやるというもので、早々ここで議論する必要はないと思ひますが、大臣ややはりあなたのおっしゃったように、公社債市場を育成するということは、税の問題、特に金利の問題と税の問題と二つあると思うのです。やはり金利が大きくネックになっていると思ひます。だから、実勢と合っていないかというので、ですから、ここは金利というものは十分考えていただかなければならぬ。しかしいま言ったように、早急に、秋ごろまでに私は結論をどうするのだというところ、結論を出してほしいということをやっているのです。それはさうじゃないぞと、ずつと先の話だとおっしゃるならちょっとおかしいのですが、あなたのおっしゃる長期ということはどういうことなんでしょうか。秋までに結論出させんか、やるかやらないかの。

○国務大臣(水田三喜男君) いますぐではないといふことであつて、いずれ結論は出さなければいかぬ問題であります。

○成瀬権治君 わかつたようなわからぬような話であつて、まあいいのです。

それじゃ次に問題を進めまして、大臣、この委員会が租税特別措置法をやつておる中で、非常に矛盾が出てきた、何とかしなくちゃいかぬじゃないかといふことについての議論しておりました中で、利子の分離課税、それから配当の分離課税、いわゆる分離課税の問題があります。それから交際費の問題がつかないじゃないか。それから広告費の問題、もう一つ寄付金はあまりないとおっしゃるが、寄付金、これは政治資金の問題と非常に関連があるわけですね。こういうふうな問題について一度洗い直して見る用意がございまして、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これはもう何年も前からこの問題が言われておりました、相当洗い直しをやりました結果、この利子・配当の分離課税というふうな問題は、一応この現行のような制度が改正できて、そして昭和五十年までの漸進的な措置まで定められておるときでございまして、これはやはりこの途中で見直すといつても、これを再び変更することはなかなか大きな問題でございまして、昭和五十年になつてからこの問題を再検討することが私はいんじやないかといふふうに思つております。

交際費の問題につきましては、これはもう来年の三月に期限がきますから、それまでの間に次の交際費課税をどうするかはいま検討中でございまして、これはいよいよ洗い直しと申しますか、これについての作業を私どもは今年度現にいたしております。

それから広告税の問題につきましては、衆議院側からいろいろ要望が出ましたが、来年度においては私もやはりこの問題は一応検討したいといふことと、この検討をいま始めておるといふこととでございまして、まあ毎年この問題が起るたびに一応税制調査会にもお願いするし、役所自身においても真剣な考慮を払つたつもりでございまして、もうきめたものをすぐ翌年度これを変えたいといふようなことがやはりむずかしいこととでございまして、一ぺんきまつたらその期限までは落ちついておつて、その次の洗い直しを考慮することがいんじやないかといふふうな私どもは考へておりまして、来年度はこの交際費課税の問題、広告費の問題といふことについては考へております。

題、広告費の問題といふことについては考へておりますが、利子課税、配当課税の問題は、昭和五十年まではできたからこのままでもう少し見守つていきたいという気持ちでおります。

○成瀬権治君 寄付金はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 寄付金はいま申しました交際費課税との関連で検討課題になるものだろうと思ひます。

○成瀬権治君 大臣、分離課税のはうは五十年までだと。それから交際費のはうは四十八年の三月が期限だから、四十九年からひとつ考えましよう。広告費はどういうことになるんですか。広告費はことし検討するといふことはどういふことなんでしょうか。この秋の税調にかけるということなんでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 交際費につきましては、それは実績数字等もございまして、その実績等を検討すれば大体まあいままのままでいくか、さらに課税強化をするかという検討を、わりあい検討はつきやうと思ひますが、広告に關する課税、これにつきましては、そもそも広告を課税対象とすることがいいか悪いかという基本論がございまして、それから広告費といふのは一体どういふ範囲の問題かという問題がございまして、それから交際費と同じように経費性を否認するといふいき方で課税をするのか、流通課税的な方法で課税するのかわつた問題がございまして、さういふことと、かなり検討対象が広いわけとでございまして、この秋に開始をするのは、直ちにでございまして、この秋にも相当程度突っ込んで検討できると思ひますが、さて結論がどの辺へ行き着くかといふことについては、われわれ事務の立場といたしまして、交際費のようには現行制度があつて、期限切れになるものとは若干ニュアンスが違つて、雰囲気が違うといふことがございまして、四十八年度から必ず何らかの形で結論が出るかどうかといふことまでは、事務的には申し上げかねるというのが現状でございまして。

○成瀬清治君　そうすると、広告費の問題については、大蔵省の事務当局として検討する、税調で検討してもらふんじゃないと、そういうふうな理解していいですか。

○政府委員(高木文雄君)　まだ大臣ともよく御相談はいたしてありませんが、私は一応税調にもある程度は御相談する。たいへんまあ広く各方面からいろいろな議論が出ておりますから、一応御相談することにはなるかと思っておりますけれども、しかし、その御相談の程度は、どういうつもりで四十八年度税制の問題として御相談することになるか、もう少し幅広の問題として御相談するか、そこまではちょっとまだ私も自身の気持ちもかたまっていないということでございます。

○成瀬清治君　答弁聞いておきますと、衆議院でも広告費の問題が議論になった。だからどうだというふうなことがあったから、大臣にこれは、大蔵省はある程度腹をくくって税調のほうにある一つの意見を持ちながら諮問をするというふうな受け取った。いまお聞きしておると、これをまたどうかなっちゃうんですかね、どういうことなんですか、もう一度そこを明確にしたいだけなんです。か。広告費の問題については――寄付金の問題は交際費との関係があるから来年どうしてもやるんだと、来年検討すると、これでわかった。広告費はどうなりますか。

○政府委員(高木文雄君)　広告費については、確かに何度もお答え申し上げておりますとおり、交際費と非常に似た関係があります。最近非常に広告支出が多過ぎる、よって過当広告支出については否認をしたかどうかという考え方が一つと、それから過当とか何とかといつても、過当基準を見出すことは非常にむずかしいということとも関連して、戦前にありましたように、一種の流通税的な課税方式で考えたらどうかというふうな考え方もあるわけでございます。何といたしましても、販売促進手段としての広告というものは非常に重要でございますし、特に新規の商品の販売促進手段としてはきわめて重要な手段でございますし、

いますし、そしてまた、交際費のように個人消費につながるものではないという点から、非常にこれに対しては反対も考えられるわけでございますので、四十八年度からそういう税制を置くというところで、つまりタイムリミットをきめて準備を進めようということができようか、そこまでは現段階ではなかなか申し上げかねるという現状でございます。

○国務大臣(水田三喜男君)　いまの問題ですが、衆議院大蔵委員会が昨年の三月に附帯決議が行なわれましたが、そのときに、広告費については過当広告及び不当広告についての規制措置の一環として、これらの広告に対して税法上の措置を検討しろということでございますが、不当広告が過当広告かという、これを規制する措置の一環としてということになりますと、なかなか問題がむずかしくて、何が不当広告であるか過当広告であるかは、これは結局税務署が判断するというところについては、もっとむずかしい問題を起こします。で、衆議院においても今年度同じような附帯決議が行なわれましたが、そういういまのようなものを、全部広告費に対する課税措置については、実施の方向で検討しろというふうな決議になったというふうないきさつもございまして、おり、なかなかこの方向はそういう方向で検討するといひましても、内容にむずかしい問題がございします。で、したがって、いま主税局長の言いましたように、来年すぐこの適切な案がわれわれ税務当局として立案できるかどうかというふうな問題も、いましばらく検討をやってみた結果でないかと、税制調査会に来年年度の問題として出せるか、もっと長い問題として出せるか、出し方がやはりございします。で、諮問するに付いても、こちら側の検討のほうももう少し進んでからでないか態度がきまらないということでございます。

○成瀬清治君　販売促進のために広告が必要だといふことはだれも否定しないわけですが、もう一つは、後進商品と申しますか、後発商品と申しますか、そういうものに広告が必要だといふこともこれは当然のことだと思ふんです。た

だ、いま言ったように、それではどこら辺が妥当かという、非常にむずかしい問題だということもわかるわけなんです。しかし、このままでもいいかという、なかなかこのままじゃいかぬだろうという、全く常識の問題として私も申し上げておる。ですから、落ちつく先は販売促進ですか、交際費というものと広告費というものと区別のできぬようなものもあるわけなんです。ですから、交際費がばくち期限がくるならば、その際

に広告も十分検討してもらわなくてはいかぬですよ。たとえばいま三〇%まで損金算入ですか、交際費は、ということになれば、たとえば限度額をひとつ交際費のほうにも設けていくというふうなやり方もあるでしょう。あるいは交際費と広告費というものを一緒にしてものを見ていくという考え方もあるでしょう。あるいは寄付金の問題もございまして、寄付金などもいろいろやってまいりました。一般寄付金というのがあるから、寄付金とてくるわけですよ。単にお祭りがあるから寄付をするというふうなものではないと思うのです。政治資金の問題になつてくる。ですから、そこ

ちらは政治資金規正法の問題だからと、こう言うけれども、損金に算入する一つの基準があるわけなんです。ですから、こういう問題について私は、税源を確保しなくてはならない、新税をつくらなきゃならぬ、増税をしていかなきゃならぬというふうな方向で、いろいろ議論がされたときに、たとえば付加価値税の問題が出てくるくらいなら、なぜこういう問題について検討しないのか。ものごとには順序というものがあつて、付加価値税を検討するのはおかしいじゃないですか。いま申しましたこういうような問題について十分検討がされて、これの処置がなされて後にいろいろ問題が出てこなくちゃならぬというふう

に考えておりますが、大臣どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君)　ですから、先ほど言いましたように、この問題は十分検討した結果、

それぞれ一応の結論を得て、そうしてこの制度の適用期限まできめた措置がとられておるのでございますから、その期限の到来を待って次の措置を検討することが妥当ではないかということでございます。

○成瀬清治君　私は一べん考えていたのだと思つておりましたが、これは主税局長にも申し上げたわけですが、株式の譲渡課税の問題でございます。これはまあいろいろなむずかしい問題があるというところは私もわかりましたけれども、昭和二十八年以降据え置かれておるところが問題だと思つておる。しかも、それは千分の一・五というふうなことになる。もちろん長期のものと短期のものとはいろいろな区別もございまして、とにかくこういう問題をひとつ考えていただきたい。

それから次にギャンブル課税の問題については何かお考えになつておられるかどうか。それから三つ目の問題として、これだけ自動車ができ、そしてどんどんとふえていく状態、そして道路を何とかしなきゃならぬ。もうガソリン税だけではとてもやっていけそうもない。そこで、国債等も相当にお出しになつておりますが、何か自動車の問題、自動車そのものについて、たとえばトラックに課税をうんとふやせば運賃にはね返ってくる。タクシーに使われる車にかければそれが料金にはね返るといふ、あるいは自家用車等でも非常に営業用と普通のそうでないのとはいろいろと区別しようとするなら区別することはできるわけですが、ある程度自動車を持つていた人たちのために道路が云々になつてきたり、それから通行的な幹線的な道路ができてくるわけですから、そういうような問題について何かお考えになつておられるか、この自動車税の問題について、それからギャンブルと株式譲渡、こういうような問題についてはどういふふうにお考えになつておられるか。

○政府委員(高木文雄君)　先に事務の考え方を申し上げます。

株の譲渡所得につきましては、先般もこの委員会で申し上げましたが、譲渡所得の非課税措置をいまだ改めようという趣意は、いまだ執行と関連からいってむずかしいと思っております。いま御指摘がありまして有価証券取引税の税率の問題等については、二十八年から約二十年間実施されておりますので、その点は一たんよく立法当時の経緯等にも照らし、また最近の売買状況等にも照らして、洗い直すといいますが、よく見てみたいというふうに思っております。

それからギャンブル税については、これまた先般、数日前に申し上げましたように、四十七年度税制改正の際の税制調査会におかけしたわけでございます。方向としては賛成意見のほうがどちらかといえば多かったわけですが、細目といえますか、なお前提となるべき公営企業等のあり方について触れる、もう少しなお残された問題があるというところ、税の前のそこのほうの問題があるというところで、それは現状のまま放置して税の対象にするのはいかかというところで、もう少しその辺を見てもいいという感じの御答申であったわけでありまして、そこでそういうふうな指摘を受けた点を中心に意見統一すべきものと思っております。

自動車につきましては、御存じのように、四十七年度に自動車重量税が初めて通年課税になったわけでございます。四十六年度税制で重量税がスタートいたしました。これは途中からでございます。四十七年度から通年課税になったわけでございます。で、なおその際にも、非常に税種が多過ぎる、非常に複雑になっているというふうな御指摘も受けています。たゞいいます。言われまうように、なお自動車に非常に、何といいますが、はんらんをしておるという状況もございます。で、抑制的な何か制度が要るのではないかと議論もございまして、道路財源の問題もまたあるいは出てくるかもしれないと思っております。しかし、現在の段階でいさういさうで自動車重量税につきまして、まだ制度が始まって半年にな

るかならないかという状況でもございしますので、いまのところ事務的には私どもは特に自動車関係についてさらに何か負担を求めるということはいまのところは考えていないわけでございます。ただまあ、昨年も地方税のほうで軽油引取税等について若干税制調査会に諮問をするというか、何うところまでいさういさうで、多少検討したこともございまして、ということもあります。で、国税、地方税を合わせて、これは毎年のことでもありまして、多少検討してみるところは残っているかと思っております。

○横川正市君 一つは為替差損金の算入措置の問題ですが、結論からいいますと、この為替差損金対策というのは、もつと小幅に、なるべく税制外で行なうべきではないかという考え方でありまして、行なうべきではないかという考え方であります。前に取得をした対外長期債権の純残高が、切り上げによって為替上の損失を受ける企業に対して、換算差額金額を、税務計算上その損失が実際に発生するより早期に繰り上げて損失算入をする。こういう規定になっておるわけですが、差損をこれは十年間にわたって逐次出ている利益と相殺するというのは、特別措置としては少し長過ぎないか、これは、従来は大体最高五年で処理をされてきたのではないか。その点はどうお考えになるのか。

二つとしては、為替差損の損金算入の措置は、現在納めるべき法人税を、最大十年にわたって猶予することを意味する。このメリットは約一千六百五十億円といわれているわけですが、これほど大きな優遇措置を税制上認める理由は一体どこにあるのか。これが二つ目です。

それから三つ目は、税の納入を将来延ばすことにより得る金利上のメリットは四百三十億。資料で調べてもそういうふうに出ているわけですが、税制上このような金利の恩典まで与えたことは、源泉徴収の所得税等の均衡上からいって好ましくない措置ではないか、こういうふうに三点理由をあげるわけですが、最初に言いましたように、

為替差損対策としてはもつと小幅に、なるべくこれは税外で対処すべきではないか、かように思いますが、大臣の所見をお伺いしたい。

○政府委員(高木文雄君) 先に事務的に答えたいします。

損失の繰り越し控除を十年認めているのは長過ぎるのではないかと点でございますが、これは特例がございせん場合には、繰り戻しが一年ありまして、繰り越しが五年あるわけでございます。それで今回は、実は繰り戻しを認めさせていただきますが、こういう財政事情でもございまして関係もございまして、実は繰り戻しを認めないことにしたわけでございます。これは相当、実は問題がありまして、本来ならば税法上普通の原則上繰り戻しが認められているのを、この規定を適用する場合には繰り戻しを認めないというようにしたのでございまして、これはかなり、ある意味からいいますと、まあ強硬といえますか、強い規定でございます。そこで、繰り戻しを認めない、ただし、午前の御審議の際にも御議論になりましたように、配当をしながら、しかし税は納めなくていいというようにするわけですから、そういうように恩典があるわけですから、そこで繰り戻しは、この規定の適用を受けるならば繰り戻しは認めない、そのかわり繰り越しのほうは延ばすと、こういう形をとったわけでございます。

それが三番目に、四百三十億の金利メリットの問題でございますが、これは四百三十億のメリットありというふうに考えるか考えないかは実は問題がありまして、メリットであるという考え方と、全くメリットなしという考え方がございます。と申しますのは、午前中も渡辺委員の御質問に対して詳細に議論がございましたように、企業会計審議会では、長期外貨建て債権は昨年の十二月二十日を含む決算期において、本来ならば新しい為替換算率によって評価がえをするのを企業会計上本則にしております。それを本則によらないで、いわゆるただし書き方式によって取得時価のままで決算をしており、そして税務申告上だけそれを計算して残してきた場合にそれを認めるといふのがこの制度でございます。そこでそのただし書き方式をとった場合に、つまりこの税制があることにより課税が繰り延べになる部分を金利計算をしてみたという、仮定計算で金利計算をしてみた金額が四百三十億でございますが、本来、本則方式をとれば、そもそもそういう税は納めなくてもいいわけでありまして、それをメリットというべきかどうか、一つ問題がござ

すが、損が出たわけでございますから、当該関連企業は、通常でありますと、通貨調整が行なわれせん場合には、当然納めるべき法人税を納めないこととなります。損が出ますから納めないこととなります。そこで約四千億の損のうち、四五、六％が税だと考えますと、千六百五十億ぐらいは自然に税を納めなくても済むという関係で処理される、という意味の数字が千六百五十億であります。これは今回審議をお願いしております租税特別措置法の規定によって、それだけの救済措置が行なわれるという趣旨ではなくて、そもそも損が出たので自動的に納めなくなる税があり、それによって四千億の損のうち、それだけのものが処理されるという意味でございます。つまり四千億の損のうち、そのように処理されるかという処理のしかたの問題としての計算上の金額でございます。

それが三番目に、四百三十億の金利メリットの問題でございますが、これは四百三十億のメリットありというふうに考えるか考えないかは実は問題がありまして、メリットであるという考え方と、全くメリットなしという考え方がございます。と申しますのは、午前中も渡辺委員の御質問に対して詳細に議論がございましたように、企業会計審議会では、長期外貨建て債権は昨年の十二月二十日を含む決算期において、本来ならば新しい為替換算率によって評価がえをするのを企業会計上本則にしております。それを本則によらないで、いわゆるただし書き方式によって取得時価のままで決算をしており、そして税務申告上だけそれを計算して残してきた場合にそれを認めるといふのがこの制度でございます。そこでそのただし書き方式をとった場合に、つまりこの税制があることにより課税が繰り延べになる部分を金利計算をしてみたという、仮定計算で金利計算をしてみた金額が四百三十億でございますが、本来、本則方式をとれば、そもそもそういう税は納めなくてもいいわけでありまして、それをメリットというべきかどうか、一つ問題がござ

います。

そこで全体としてこういう制度を税制上とりましたかについて、まあそんなにする必要があるのかどうかというところは、これは全体として高い見地から御判断になったことだと思います。税だけの問題ではないわけですが、やはり何と申ししても戦後初めての通貨調整があったわけだと思います。その通貨調整によります最大のやはり影響を受けたのは、長期外貨建て債権を持つておられる関係者であることは間違いないと思います。短期の債権の場合には、すぐ次の期に実現をしますから影響が少なくていいわけですが、長期外貨建て債権の場合には、それが非常に大きく集中的にあらわれるわけだと思います。そこで通貨調整に伴うところの企業の受けますところの経理的ショックというものを、何らかのかっこうで取る方法があるとしたら、やはり税で処理をするのが一番よろしいのではないかと判断をございまして、何かほかにも方法があったのではないかと御指摘がありました。私ももうそういう点も考えたつもりではございまして、他の方法によるよりは、やはり税法上の措置によるのが一番穏当なのではあるまいかという判断に立ったものでございまして。

○横川正市君 そうすると、これは逆にお聞きいたしますが、この為替差損の損金算入措置がこのように行なわれなかったときに、実際上どういう状態になったと判断されるわけですか。

○政府委員(高木文雄君) この税法がなければどういうことになるかといいますが、おそらく企業は、何といいますが、まずどういふ会計をとったか、決算をとったかということになるわけでありまして、この税法がなくても、ただし書き方式をとるといふことになったといいたしますと、おそらくは三年間で損失の繰り越しが切れますから、長期外貨建て債権を持つておられますところの企業のうちの相当部分の企業は、この制度がなくても処理がつきますが、比較的底の浅い企業につきましては、損の持つて行き場がないということになります。

ますので、大企業はそう心配ありませんが、造船、プラント輸出等の企業の中の中型の企業、これはかなりいろいろの意味でのショックを受けることになったであろうと思います。大企業でありますと、長期外貨建て債権以外に他の利益もありまして、その利益で繰り越し損失を消していくことができますから、それほど大きな、若干そのショックはありますが、処理がつくと思います。が、中型企業はかなり経営的に苦しくなったのではないかと思います。

それから、もしこういう措置がなければ、非常に多くの企業はたし書き方式によらずして、企業会計原則のほうの本文方式をとったと思います。から、その場合には配当ができないということになります。そのかわり一年間の欠損の繰り戻しができることになるわけでありまして。

なおまた、いまの私の答弁のうち、一カ所間違えまして、この制度がなかったならば三年間欠損の繰り越しがきくと申しましたが、五年間繰り越しがきくわけではございませんから、大部分の企業は制度がなくてもたし書き方式でいった場合には、大きな企業の場合には解決がつくというふうなことを考えております。

○横川正市君 証券局長がいらないが、私はいまの日本の証券の株価がどうしてこういうふうな上がっていくのかふしぎでならないわけ、それを説明してもらいたいのですが、それはこういうような処置がとられることによってなお証券への影響力もあるというふうにお考えでしょうか。それとも、これをとらなければ、証券のいまのような株価維持がある意味においてできないような状態が起ったと判断するわけですか。どうですか。

○政府委員(高木文雄君) まあ当時、この制度を置くか置かないかを議論したときの感で申し上げて恐縮でございますが、私どもの判断では、必ずしも株価全体に影響があるというふうなことではないのじゃないかと思いますが、造船なりプラント輸出なりをしております企業につきましては、株価にはかなり影響があったらうと思います。

特に、もしたし書き方式によらずして、本文方式によって配当しないということになりますれば、配当をやめるといふことになりまして、直ちに株価にはかなり影響があるだろうと思えます。むしろ影響が非常に大きく響いてまいりますのは、株価の問題以外にやはり、何といいますが、造船企業とプラント輸出をしている企業は、かなり大きい企業の場合が多いわけでありまして、その地方地方、地域産業に及ぼす影響がかなりあるのではないかと。まあたとえば関連企業、当該企業だけではなくて、関連企業等に及ぼす影響がかなりあるのではないかと、経理全体が圧迫されるところから、そういう影響が出てくるのではないかと。そういうことが一番心配されたところでございます。

○国務大臣(水田三喜男君) それから、先ほどの措置がなかったらというお話でございまして、が、なかった場合には、この長期債権の評価損といふものは、民間の責任ではないということにはつきりしておりますので、その損失に対する補償の要求が業界から当然出てくる。現にそういう要望が出てきておりましたが、国としては、この円の切り上げ問題についての国の補償というものは一切しない、こういうふうなはっきりした立場に立っておりますので、そういう線に沿って、こういう民間に責任のない損に対してどう対処するかという民間に責任をもちますと、いま主税局長の言ったような税によってこういう措置をとる。しかも、民間から見ますと、金融の面等はあるにしても、税をまけてもらったのではない、五年間繰り延べられただけで、払うべき税は全部払うということですから、これに對してもいふぶん不満がある。それよりも、補償の要求というふうな空気が強かったのを、これを全部かためてこういう措置にしたというふうないきさつもございまして、で、こういう方法がとられなかったら、別の形のもっとむずかしい問題が展開しておつたと思ひます。

○横川正市君 私は、これは日本の企業体質がは

んと強化されてゆきがないものなのかどうか、そういう点での判断がよくつかないうちに、株価だけはきわめて異常な値上りをするという問題で先般いろいろ質問をいたしたわけで、いまの問題も、日本の企業体質といふのは一体つかみどころがあるのかないのか非常に心配で、端的に言つて大蔵大臣は、大衆投資家その他に、このような状態が持続的に続いた場合であっても、ショックを与えるような、そういう事態というものはおそらく起こり得ないだろうと判断をされておられるのかどうかという問題ではどうお考えでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 証券会社の体質が非常によくなつておること、取引の中に占めておる信用取引の比重というものが非常に少ない、したがって、投機的な要素といふものが、この取引の中にあまりないというふうな一連のいふんことを考えますと、そう株高であつても、これを国が規制しなければならぬ不安な問題はないうふうな思つておりますが、しかし問題は、金融機関がこれを持つ、法人が株式を保有するといふことが、どんどん多くなつてきますが、この状態はそういうまでも結構とは思われません。金融情勢の変化、経済情勢の変化が将来あるといふときに、これが不当に多い比率で持つといふことは、ある程度これは考えなければならぬと思ひますので、あまり法人、金融機関が保有を多くしないようにというふうな指導をいま実際はいたしておりますが、そういうことによつて、とにかく株式の保有、取引が異常であるといふふうな認められる要素を注意深く見て是正していくという措置をとつておられるなら、これが急速に株価が下がつて、一般投資家に迷惑をかけるという事態はすぐにはないといふふうな、いまのところ私は判断をしております。

○横川正市君 次に、大蔵省が三月の三日に、衆参の予算委員会に提出した「昭和四十七年度租税特別措置による減収額試算」の内容を見ますと、その額が四千七百三十億というふうに出されてお

○横川正市君 いまのちょっと答弁の中にも出ておりますが、それなら海外市場開拓準備金とか海外投資損失準備金というのが残されているわけで

すが、残された場合であっても、損金算入率を引き下げるといふような処置とか、そのまゝの形にしておかないで、何らかの処置を必要としたのではないかと、何らかの考案があるわけですが、それについてはどうお考えですか。

○政府委員(高木文雄君) 輸出関係のもろもろの振興税制は約七百五十億ほどであったわけですが、いま申し上げて、そのうち六百四十億ほどを平年度計算——いづれも平年度計算でございまして、六百四十億ほどに整理して残りましたのが、いま御指摘の市場開拓準備金と技術等海外取引の所得控除とが残っております。減税額として約百三、四十億であつたと思ひますが、そのくらいのもので残つております。これにつきましては、何ぶん通貨調整が昨年十二月二十日に行なわれましたが、ちょうどその前後でございまして、今回の通貨調整の幅がたいへん大きいということで、かなりやばいような意味で貿易にショックがあるであらうというところも、一面においては心配されましたので残したわけでございまして、なお今後の推移を見ました上で、私どもとしてはでき得れば、そういうものも情勢次第によっては今後整理の方向に向かいたいというふうに考へております。

○横川正市君 そうすると、一つのまた転換の時期なので、従来の方針と、それから新規にとるべき構想とがなかなか転換できない時期だということとは私たちがよくわかるわけですが、いま税制そのものに對して持っている一般の人たちの評価と、いいますか、非常に不公平じゃないかという考へ方、これにこたえてやらないと、実際には税負担をする側が、税に對して、あるいは税そのものに對して非常にいやな思ひをしながらおつき合ひをしなければいけません。これは大きな影響力を持つと思ふのです。それで、これはまあ大蔵大臣、率直に言ひまして、企業の際費が一兆円以上あるということは、これはどう評価すればいいわけですか。まあ一兆円という中には、もちろん

必要なものもあるし、それは潤滑油的に効率的に動いている面もあることは、これは私も承知をいたしておりますけれども、しかし交際費、飲んだり食つたりとすぐ言われるものが一兆円もあると、こういうことは一体、単に潤滑油としての評価だけか、それとも旧來の衣を着て、発想の転換に立つてこの際大膽な衣を着るわなやならぬものなのか、そういうおぼけみたいなものなのか、大蔵大臣としては一兆円というばいけものような金額に對して、どういうお考えを持っておりますかお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) この昭和四十年年度の交際費の支出額で五千七百四十九億、四十一年四十二年とずつと上がつて、四十四年度で九千五百十億、四十五年で一兆をこして行つていふうちに、ふえてはおりますが、これはやはり経済が大きくなつて行つていふことの一つの反映でございまして、營業収入の千円当たり幾らかといひますと、この計算で見ますと、年々千円当たりのこれは減つて六円から五円になるといふふうになつて行つて、損金算入の割合も、五〇%から否認割合を一〇%ふやしたときには、二七%否認割合になつて、その前の二〇%前後が二七%になつたのを、これは四十五年でございしますが、今度四十六年でさらに六〇%を七〇%というふうになつて行つて、この二〇%と、この算入割合がどうなつてくるかといふようなものも、私はこの事態を見たいと思つておりますが、いままでのようなあれで、ただ否認割合を上げればいいといふものであるのか、そうでなくて、やはり外国であるように、交際費として認める、個別的のいろいろな経費について、これは交際費として認めるのか認めないのか、そういうような問題にまで入つていくのか、いろいろ考えなきやならぬ問題がたくさんあると思ひますので、例の四百万円の問題も、これを下げる必要が出てくるかどうかといふようなものも、全部合算して今年度中に検討して、来年とにかく期限が来るんですから、

来年度までに成案を得たいと、来年度の成案を得たいといふふうには努力して行つていふところでは、金額が一兆円になつたといふことは、年々企業活動が大きくなるに従つて、順当に年々ふえて行つていく数字でございまして、この数字が特別に急に多くなつたといふふうには考へていないわけではございません。

○横川正市君 細部にわたつて検討する時期が来たといふことは、これは當局もお考えのようでは、その線で十分検討していただきたいと思ふのですが、この中で、たとえば役所の予算が年度末になりますと、旅費が余つたからあそこへ行つてこい、ここへ行つてこいといふふうに使われるような性格の使われ方ですね。使わなきや損だといふ使われ方、そういう交際費があるんだから、この際税金で納めるより使つておいたほうがいいといふような使われ方、そういうふうなものには、ひとつきびしいやばい手を入れてもらわなければいかぬと同時に、このことにみんなが注目するのは、やはり他に財源がなくてやれないことがあるわけですね。これもやりた、あれもやりたいといふけれども、それは財源がないからこの程度にしておこうとか、いやこれはしばらく置いておこうといふ非常に大切なことがあるわけですが、この交際費がねらわれるといふこともあるわけですが、それから、そういう点で比重の置き方を、どういふ比重の置き方であるのか、私はさういふ前回の予算委員会だつたと思ひますが、総理が大蔵大臣に、同じ使つたならばお金を湯水のごとく使わないうで、使つたものが次に生きて使われるような、そういう金の使い方に転換をしたらどうなのか、そうすれば、企業はたとえ職員住宅について、いままで一DKのものを二DKにするといふことも可能になつてくるだろうし、あるいは企業自体が企業の體質を改善するために、自己資金でまかなえるといふこともなるだろうし、いろいろな意味で生きた金の使い方があるわけだから、ネオンサインが輝いて、そして建物がりっぱになるという方向よりか、そのほうが健全

財政じゃないのかと、そういう方向に金の使われ方がなされるべきではないかという要望を凝じえて質問したことがありました。その方向で努力するというところで今日まで何年か過ぎてまいりました。しかし、そもそも私はこの金の使われ方には、もつと本腰を入れてメスを入れる時期が来ているんじゃないか、ことに人心がうみ、何となく精神的な面が欠けて、何かとらまへどころのない民族の浮遊して行つていふ姿を見ますと、やはりどこかに何か締め金の使われ方というのが予算の中に出てこないといふんじゃないかといふ、私どもはそういう発想でこの問題を見ているわけですから、ぜひひとつ十分な検討をしていただきたい、かように思ひますので、大臣からひとつお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) その点は全く同感でございまして、

○横川正市君 それから、先般大臣おらないときに、社会保険医療報酬課税の特別措置についていろいろ議論をいたしました。私は、医は仁術という意味で、実に社会的に高い評価をされて、さらにそのことが犠牲をしいられていふといふ、そういう立場に立つて、いろいろな優遇措置というものがあつて、そのことは不平も不満もない状態であつた時期と、今日の医師会を中心とした非常に強力団体的な、権力的な、政治的な、しかも、自分の生活権を擁護するためにストライキ権も行使するといふような転換のしかたといふのは、これは医療の持つべき技術に對する報酬という形のもので、これが正當かどうかといふことはよくといたしまして、税の優遇措置として、これは高いものを実は医師会が返上してきつたと思ひます。これは、さういふふうな時期ではないかと判断をいたしましたのでありますけれども、大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) この租税措置につきましては、いろいろ御批判があるところでございまして、税制調査会におきまして、昨年特別部会をつくつて、この問題についての実際に実

行し得る具体的な現実的な案を部会においてつくるといふことをきめて、近くこの部会を発足せるといふところまでできておりますので、この税調の答申を待って、その結論を尊重して、今度はこの問題の改善をしたいといふふうな考えをお持ちのところまでございまして、長い間なかなか意見はたくさん出ておつても手のつかない問題でございしましたが、今度は税調がそういう具体的な案を答申してきまして、それによつてこの問題の改善に一步踏み出したといふふうな思ひでございます。この答申を待とうといふわけでございします。

○横川正市君 これは政府の態度が非常に弱腰だと言われているので、そのことを税調の東畑会長が非常に強い意思表示をしてその点を指摘をしている、承知のことだと思ふのです。ですから、税調にまかせてしまふといふ、その政府の態度そのものに問題があるのじゃないかと思ふわけですが、その点では大蔵大臣いかがでしようか。

○国務大臣(水田三喜男君) 一応税調はこれまで政府に意見を述べた。しかし、なかなか政府が具体案をつくつてこれを実施しなかつた。したがつて、今回は自分自身で部会をつくつてひとつ実施案をつくつてみた。政府はそれならそれを実行してくれるかといふようなところまでいっている問題でございまして、私は税調に出席しまして、税調自身がそういう立場でやつてくれるなら、その結論を尊重して、政府は今度は実施するように努力するといふ約束を私もしてあることと、ごさいますので、これは税調がそういう決意のもとに、自分自身で部会をつくるということと、ごさいますから、しばらくこれは税調にお願いしておいた方がいいのではないかとと思つております。

○横川正市君 八回税調から意見が出ています。八回も出ているのに、今度は税調自身が実際に手をつけなきゃならぬといふふうになつたのは、そうすると政府はどういうことになるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これにはいきさつが

ございまして、昭和二十五年でございしたか、医療報酬の点数単価問題のときに、まあ当時政府は、財政の非常に悪いときでございしたもので、この正当な医師会が言う報酬というふうなものになかなか政府は応じられなかつた。こういうことから、医師会の要望には応じられなかつたに、税においてこういう措置をとるといふことで、税に於いて、適正な報酬といふものと、税制といふものは、適正であるからでございした問題でございまして、何が適正であるかといふものがなかなかむづかしい。そういうことから、この問題の解決が、あつて、最後の質問をいたしたいと思ふのです。が、電算機関係の特別措置の問題で、十一條で電算機の特別償却率を五分の一から四分の一に上げ、それから適用期間を二年間延長するほか、電算機買戻損失準備金、第五十六條の九の積み立て率を五分の一から二〇%に引き上げる。ソフトウェア業務についてプログラム保証準備金、二十條の三を設けて売り上げの二%を認めているわけでありまして、全般的に見て電算機関係を税制上優遇し過ぎるのではないかと、これは関係団体からの相当な圧力があつたのではないかと、こういうふうに見られて、ある節があるわけではございしますけれども、当局のお考えはどういうことでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 昨年の春からことしの春にかけて、御存じのように自由化問題というものが、日米の関係を中心にして通貨調整にからんで非常にやまやましい問題になつたわけではございします。農産物につきましても、二次製品につきましても、資本の自由化なり、あるいは取引の自由

化が進んでいったわけではございします。二次製品について一番日本の産業全体として重要な問題として、電算機関係が最も、何といひますか、焦点になつたわけではございします。というのは、電算機産業といふものは、単に電算機産業自体の問題ではなくて、電算機産業の水準というものが、その国の産業水準に非常に影響するところが大きいといふことは、日本の産業界全体としてのショックになるという認識であらうかと思ひます。そこで、まあそれは申しまして、全般的な全体的な国際協調の観点からいって、なるべく早く自由化を進めなければならぬといふ前提がございします。そこで一部周辺機器部分等については自由化を進めながら、本体部門については、何年でございしたか、そう遠からざる時期に自由化をする。それまでの間にこちらの現在まだ競争力が十分でない電算機産業の力ををつけるということではございまして、税だけでなくて、他の分野、歳出あるいは金融を通じて電算機産業についてはかなりウエイトを置いて対策をとることになつておるわけではございします。で、おっしゃるとおり、電算機についてはかなり傾斜した対策をとつております。しかし、それは私どもの認識としては、電算機産業自体の問題というよりは、電算機産業が機械産業、電機産業のいわば頂点の産業である、

〔委員長退席、理事柴田榮君着席〕
技術水準という意味からいって、非常に重要な産業であるといふところから出ておるわけではございします。

○中村利次君 大臣は、付加価値税について検討をしたいといふ答弁をされておられますが、この付加価値税について、現在ただいまどういふ検討をされておられるのか、まずお伺いをいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 付加価値税につきましては、税制調査会にも取り上げていただきまして、長期の課題として税制調査会もただいまこれを取り上げておられますし、大蔵省の主税局と、自体におきましても、この問題の検討に入つてお

りますが、なかなかこれは税体系が相当変わる問題でもございまして、影響の大きい問題でございしますから、よほど時間をかけ、勉強しないといふと、わが国で実施できるような案といふものをつくることはなかなか困難でございします。で、今回はやはりこの制度の発達している欧州諸国の勉強をする必要がございします。で、いままで係官が向こうへ行つて勉強もして参りましたが、この際フランスの特に専門家を招聘して、いろいろわが国も指導を受けることも必要であるといふことも考えまして、フランスの大蔵大臣にその依頼をいたしましたところ、気持ちよく承諾してくれました。近く向こうの主税局長が日本に来るといふことになりましたので、その主税局長の来日を中心にして、大蔵省自身でもその勉強を始めるといふような段階でございまして、まだまだこの結論を出すまでにはなかなかひまのとれることだらうと思つております。

○中村利次君 そうしますと、具体的な検討を始めたし、また進めていくのだけれども、何といひますか、結論は、相当これは長期構想として考へていくのだといふお考えと受け取つてよろしいですか。よろしいかどうか、簡単にでつこうです。

○国務大臣(水田三喜男君) そういうことになるだらうと思ひます。

○中村利次君 確かにおっしゃる通りに、付加価値税の採用については、これはたいへん問題の多いところだと思ふのです。ここでは時間も非常に少いので、省略いたします。けれども、私はやはりいまの税制特別措置ですね、これはもうそういう検討構想の段階ではなくて、まあ同僚議員から本委員会においてもたいへんこれはきびしい指摘があつておるわけでありまして、れども、租税特別措置は、税調の果次の非常に強い指摘にもありますように、とはかく緊要の課題でなければならぬと思ふのです。先ほど横川委員の質問に対して大臣の御答弁を聞いておりますと、まことにこれは私は不満でありますけれども

も、たとえば社会保険の診療報酬に対して、適当な報酬とのからみでこれはなかなかむずかしいのだ。税調が何回指摘してもだめだから、大蔵省はたよりにならぬからわれわれがやるのだと、こういう姿勢をとっておるようでありますけれども、これはどこにそのむずかしさがあるのか。これは、たとえば適当な報酬とは何だということになりますと、私はこの間も委員会でも申し上げたのですけれども、医学部に入学金形をとるのに一千万、これはもう中学で五百万というような相場があるといわれています。そういう庶民がおよそ手の届かないような、そういうばかばかしいことのほとんどはお医者さんだといわれている。そうなりますと、大臣が国会答弁として、適当な報酬はどうなんだということはむずかしいですというところは、あるいは通るかもしれませんが、情からいって、そんなものは断じて通らなかつた。しよせんこれは、やはり医師会という強力な圧力団体があつて、いまの佐藤内閣の体質ではどうにもならないではないかという、そういう疑惑が持たれても、私はこれは言いわけのしようがないと思ふんですよ。租税特別措置全般につきましても、その時期になりますと、たいへんな各団体からの陳情等がございまして、この間も私は申し上げたんですけれども、各省庁にとっては迷惑千万、与党にとつてはどういう利用価値があるかもしれないけれども、そういうことをはたして繰り返して政治責任がとれるものかどうか。これはまだほかにも一ぱいありますよ。配当所得に対する課税の問題にしましても、これは国会の場でどういふ答弁をされても、やはり国民感情からいへば、断じて納得のいかないようなことが、租税特別措置法で行なわれておるといふこの事実に対して、それが非常に政治的圧力のおいが非常に強いという、こういう印象に対して、はたして大臣はどういうぐあいにお考えになるのか、あるいはそれに対してどう対処すべきだとお考えになるのか伺います。

○国務大臣(水田三喜男君) 要するに、租税特別措置というものは、産業政策の一端を税制を通じて行なうというものでございまして、これは必ずしも全部がいけないというものではないんで、一定の政策目的を持っておれば、これを税の誘引力を利用して行なうとするのは少しも差しつかえないことであらうと思ひます。現在も全体の税に対して五〇程度の減収となる措置が行なわれておるわけでございまして、問題は、すでに政策目的を果した措置が依然として、まあ慢性化したり既得権化して温存されておるかおらぬかということが問題でございまして、これを絶えず見直して、どんどん新しい政策目的の措置とかえていくということが一番望ましいことだらうと思ひます。

で、たとえば四十七年度におきましても、そういう点では、先ほど主税局長が御説明しましたように、ずいぶん中身は変わつております。やめたのが十一ございまして、新たにできた項目が十二と、できたほうが一つ項目が多いということになろうと思ひますが、しかしその中身は全く変わつて、国民福祉の向上という方向へみな政策が転換しております以上、その線に沿つた新しい措置がたくさん今度は出てきておるといふことでございまして、この点は決して悪い方向では私はないだらうと思つております。で、現在のところを見ましても、一般国民に対する影響のあるものは五六%ぐらいで、企業関係は四四%ということで、そのうちでも大企業と中小企業との比較をしてみますと、もう大企業の率というのは非常に少なくなつておるといふのですから、一時よく言われたような、この特別措置がいまだ大企業にだけ恩恵を与えておる措置ということにはなつておりませんし、この傾向はもっともこれからさらに進んでいくと思ひます。そうだとすれば、私は全体の税収に対して一割、二割という大きな減収措置をとるんでしたら、これは国民にとっていろいろ問題があるかもしれないが、四、五%の範囲内においてこれが国民のためにいい政策目的のために使われるということでしたら、私はそれほど悪いことではないだらう、中身をどんどんこれを見直していけばいいというふうに私は考えます。

○中村利次君 これは大臣が答弁されるような答へが出ておれば、税調もうさいくらいに指摘をしないでしよし、私も問題提起をしないで済むと思ふのです。政策目的を達成するための手段として租税特別措置があるということ、私も否定するものではないんですから、中にはいいものもあるけれども、それはまだ足りぬじゃないかというものもあるし、見直しをし、改廃をしたとおっしゃいますけれども、手をかえて、やはりどうも名目は違つて、そういうものがすりかえられておると解釈されるようなもの、疑惑を持たれるようなものもあります。あるいはこれも税調が指摘をしておりますように、とにかくやもすれば特権化しがちなものだから、こういうものは短期に改廃をすべきであるというふうなものは、長年にわたつて、たとえば先ほど触れられましたように、配当所得なんかでも、非常に長年にわたつて、特にこれはもう議論の余地なく、他との比較で問題があるのを、五十年間で暫定措置をきめられておる。これは大臣も、五十年になつてこれが切れるときに考えようとおっしゃる。それでは私は、やはり不満とそれから不信、これは納税意欲の問題にもかかわりを持つのが放置をされておる。それから有価証券の取引税にしても、なかなかこれはまことに庶民感情からしますと、どうも納得のいかないようなことがそのまゝ残されておる。ですから、大臣の御答弁をお伺いする限りでは、これはなるほどごもっともなように聞こえますけれども、出てきた答へが、決して大臣の御答弁と一致しておらないところ、問題があると思ふのです。ですから、私は先ほど質問をいたしましたのは、いろいろな政治的な圧力があるのではないか、そういうものに對してやはり国民の疑惑を解消をし、庶民感情に合致するようないふ勇氣がおありかどうか、その

ういうことをお伺いしておるんですけれども、どうもすれ違ひ答弁されて困つて居るのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) さつき五十年と申しましたが、五十年になつたら考えるというんじやなくて、五十年にいくまでに、四十五年から六年まではこうとか、八年から五十年まではこうとかというふうな、もう漸進的な措置が考えられて、五十年ということになつて居るんですから、それまで何にもしないのじやなくて、それまでの間にいろいろな改善策はとられておるといふことでございまして、それはそれとして見守りたいという見直しのできておるものもございまして、まだできてないものもございまして、そういうものについては、今後さらに、いままでも申しましたような方針で、ここで見直しをして、どんどん内容を変えていくというところは、当然これはやらなければならぬことだらうと思ひます。

○中村利次君 もう時間が尽きるころになつたのですけれども、これはどうも大臣からナマズ問答をやられまして、私が幾ら追つかけても届きそうもありませんので、限定された短い時間では、これは幾ら私がさか立ちしてみてもやむを得ないのであります。

最後に、これはまだどういふお答へになるかしれませんが、私は繰り返して申し上げますけれども、租税特別措置に対しては、税調がもう繰り返し繰り返しやほり指摘をされていることは、大臣よく御承知のとおりだらうと思ふのです。同じことをやはり国民も考えているんですよ。で、それをやはりこの国会答弁のナマズ問答みたいなものにすりかえられますと、これは政治不信というものが私はますます強くなるはずだと思ふのです。そういう点については、ほんとに勇氣をもつて——特に来年なんかはたいへんでしよ、これはもう予算を組むのにいまから大臣は頭痛はち巻きたと思ふのですけれども、ひとつそういう点について不退転の決意がおありになるかどうか。

これはそうあまのりをはずさんでお答えください。それで終わります。

○国務大臣(水田三喜男君) 決意は十分ございすが、私は、大体税調のこのいつていること一つ一ついましておとす思います。なかなか実現できなかったのは、さきから申しましたように、医療法人については、これは確かに実行しておりませんでしたが、そのほかのことについては、とにかく一応全部これはその方向に沿った措置をいまままでとつておるつもりでございすが、まだ何か残っているか——まあいずれにしましても、今後とにかく私はやる決意を十分持つていことを申し上げます。

○理事(栗田栄君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま、河本嘉久蔵君、栗原祐幸君が委員を辞任され、その補欠として高橋文五郎君及び山下春江君が選任されました。

また、鈴木一弘君が委員を辞任され、その補欠として内田善利君が選任されました。

○渡辺武君 今回の改正案で、外貨建て長期債権にかかわる為替差損の繰り延べ措置が認められております。輸出入銀行融資についての特別措置にあわせまして、造船、プラントあるいは鉱業など、ほんの少数の業種の大企業約四千億円に及ぶ為替差損、これの六割近いものが補償されるというふうに言われております。これはほんとうにいう大企業優遇の租税特別措置の中でも、特にその性格の顕著なものじゃないかと思ひますけれども、なぜこのような措置をおやりになるのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) この長期外貨建て債権は、具体的には、なるほど造船会社なりプラント輸出会社なりということになるわけでございす。そこに集中的にあらわれた結果になるわけでございす。それは一つには、そういう延べ払い輸出ということをやっております企業が、長期外

貨建て債権を、昨年の十二月二十日現在で、集中的に持つておたからであります。で、それに対して特別の措置をとるというところは、第一義的には、確かにおっしゃる通りに、それらの造船なりプラント企業なりに対する対策になるわけでございすが、私どもの認識といたしましては、その当該大企業の株主対策といひますか、企業対策といひますか、そういうことよりは、むしろその会社に関係がありますところの、造船にいたしましても、プラント輸出にいたしましても、非常に一種のアセンプル企業でありますので、関連企業が非常に多いわけでございす。また、その所在いたします地域、その工場の所在いたします地域のもろもろの産業に影響があるわけでございす。それから、長期外貨建て債権の処理を放置いたしますならば、当該企業自体だけで問題がとどまるといふことではないというふうな理解をいたしておるわけであります。ただいま御指摘のように、もっぱら大企業対策だといふふうには私どもとしては考えていないのでございす。

○渡辺武君 資本主義の企業ですから、もうかるときもあれば、損をするときもあるのです。何で為替差損についてだけ国が補償しなければならぬのですか。

○政府委員(高木文雄君) この措置は補償措置ではございせん。

○渡辺武君 事実上の補償措置、その税の、損の繰り延べでしょう。十年間にわたって。この次は利益が出た、——この損が繰り延べられてだんだん減らされるわけだから、それだけ税金を払わなくて済むことになるわけでしょう。事実上の補償措置です。なぜ為替差損についてだけこういう措置をやるのですか。

○政府委員(高木文雄君) 通貨の調整に伴いますもろもろの損失につきまして、さきに昨年の臨時国会におきましていろいろの企業、長期外貨建て債権を持ちません企業につきまして、三年間の欠損金の繰り戻し措置ということを租税特別措置法でお願いをいたしたわけでございす。あの措

置は、大企業ではなくて中小企業だけに限定をいたしたわけでございすが、反面これは長期外貨建て債権ということではなしに、通貨調整に伴いますところのいろいろのこのようよりは、その前でございしましたが、いわゆるドル・ショック等によりますところの景気後退等に関連いたしまして、中小企業へ影響する、しかもそれが輸出産業だけでなく、それが順次影響して、広く日本の各産業に影響するということであらう措置をとったわけでございす。で、あの措置によって——非常に多くの各産業には、大きなショックを受けた企業には対策としてはとられていと思うのでございすが、今回とりました措置は、長期外貨建て債権を持つてい企業に集中的に損が発生するということに着目してとられた措置でございす。

○渡辺武君 私は持ち時間が非常に少ないので、だから、何ったことに端的に答えていたきたいと思うのです。それはお答えになっていないです。この前も私の問題でちよつと伺いましたら、とにかくいままで国が為替管理などをやっておつて、今度また円の切り上げになった。国の責任だから、だから、こういう措置をとるのはやむを得ないのだという御答弁がありました。私、それを聞いて思ひました。それはなるほど片方で損をしたところもあらう。しかし、企業の中には、長期の外貨建ての債務を持つていものもたくさんある。今度の円の切り上げで、ばく大な為替差益の出る企業がたくさんあると思う。これは円の切り上げという、企業のみずからの努力でやったのではない、国の措置によって出た利潤、もうけですね、こういうものは、全額吸収するよ

うな特別措置をとるべきだと思ふ。差損のはうは救済の特別措置をとつてい。差益のはうの吸収する特別措置はとらない、これは片手落ちだと思ふのです。そういうことをやるべきだと思ふけれども、どうでしょうか。これは大蔵大臣、せっかく見えていられるのだから、大蔵大臣にひとつ御答弁をいただきます。あまりお見えになるときないです。大蔵大臣、御答弁ください。これは政策の問題だから。

○政府委員(高木文雄君) 長期外貨建て債務を持つております企業はたまたま出ますが、長期外貨建て債務を持つてい企業はほとんど集中しております。長期外貨建て債務については、この今回の措置で、つまり両者をオフセットして、なお長期外貨建て債権がオーバーした分についてだけ今回の措置が認められることになっております。長期外貨建て債務だけを持つてい企業というものが多量にありますが、御指摘のような問題があり得るわけでありすが、その点については、一応個別的にも検討いたしましたけれども、長期外貨建て債務を大量に持つてい企業といふものは、きわめて例外的でございす。そのことについては、通常の法人税による処理ということにまかせるといふことにしたわけでございす。

○渡辺武君 その答弁納得できませんね。あなた方ほんとうに調べたのですか。それは長期の外貨建ての債務を持つてい企業、その企業が長期の外貨建て債権を持つてい企業と同じだといふ場合はたくさんあります。しかし、差し引きすれば、長期の外貨建て債務のほうが多いという企業、したがって、為替差益が出るという企業もたくさんある。それは調べましたか。端的に答えてください。

○政府委員(高木文雄君) 長期外貨建て債務のある企業というものは、大部分はいわゆる外貨債を借りるというふうなことで、外貨債を発行して、外国から金を借りたというふうな企業が大部分でございす。したがって、まあ電力会社等、いわば公益企業といわれているものにあるわけでございす。これを課税するかどうかという問題は一応

あるわけですが、全然皆無だとは申しません。皆無だとは申しませんが、非常に数も少ないわけですが、しいてそれを追及するほどのボリュームでもないし、社数でもないというふうに認識しております。

○渡辺武君 そうすると、数が少なくても、それで差益の額も少ないからやらないというのですか。つまり原則的にはやるおつりがあるのですか、どうですか。特別措置でもってこの差益を吸収するということをやるおつりがあるのでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 原則とか何とかというところでなくて、具体的な事実に基づいての判断でございまして、今回の場合、将来どういうことになるかわかりませんが、今回の場合の通貨調整措置についての具体的な事例では、長期外貨建て債務を大量に集中的に持っている企業が大量にあるということではなかったということを申し上げておるのでございます。

○渡辺武君 これは国の政策上の問題なんですから、大臣ひとつ御答弁いただきたいと思うのですよ。それはお聞きのとおりです。一方でこの円の切り上げによって為替差損が出た、この企業に対しては繰り延べ措置でもっていろいろの優遇措置を講じている。ところが、他方同じ円の切り上げで為替差益が出ている、そういう企業があるのですよ。しかも、これは同じようなあれで、労せずしてもうけた、そういうものなんです。これは普通の法人税の課税対象とは違うのです。こういうものは当然国が吸収すべきものだと思う。特に額が少ないとか、数が少ないとか言われるけれども、たとえばここに日本経済新聞の切り抜きを私持っている、関西電力一社だけで為替差益が十億円計上できるという記事もある。それから、私、経団連に問い合わせて聞いてみました。経団連の調べたもので、円切り上げによる差益業種ベストテンというのを経団連が計算している。それを見てみますと、電気・ガス七社が、百七十四億三千七百万円の為替差益が出る。石油、これが十二社で百十

五億二千二百万円、鉄鋼が十一社で五十七億五千六百万円、肥料が七社で三十八億九千九百万円、化学四十三社で三十八億三千二百万円、繊維十六社十四億八千八百万円、その他たくさんあります。時間がなければ何しませんが、総額四百六十三億三千六百万円の長期の——これは短期を除いてあるわけですね。短期を入れるのもっとでかいです。長期の外貨建て債務から出てくる為替差益がこれくらいだということを経団連が計算している。何でもこれはかけないのですか。

○政府委員(高木文雄君) ちょっとよく調査してみないとわかりませんが、短期を除いた長期の外貨建ての債務、中期の外貨建て債務につきましても、たゞいまお読み上げになりましたような数字は、私どもはそんな数字にはならないと思っております。

○渡辺武君 大臣、これは問題の本質をすりかえて、数字が合っているか合っていないかという議論をあなた盛んにやっていますが、そういうことではない。多い少ないにかかわらず——何回も申します、国の円の切り上げという、みずから勞せずしてもうけた、円の切り上げ措置によつて出てくる損失、これについてはカバーする措置をとるながら、何で為替差益、これを吸収しないのか。しかも——時間がなければ簡単に申ししますが、ここから出した「金融財政事情」という雑誌を持っておりまして、ここには大蔵省の国際金融局の次長の林大造という方が、「通貨不安のなかの為替管理政策」というのを書いておる。その中でどういうことを言われているかというところ、リストラのヘッジは国への転嫁」という題で、その為替差損を何とかカバーしようと思つて、ドルを取り込んで何らかして回避しようとする、これは結局回り回って国の負担になるんだということを言っている。私、日本銀行から、今度の円の切り上げによつて、日本銀行の評価損はどれくらいになりますか、それからいまい外為会計の評価損は

どれくらいになりますかと言つて聞いたところ、驚くような外為会計評価損で四千七百七億七百万円、四千億円のぼく大な損が外為会計で出る。それから日本銀行のほうで四千五百八億円の評価損が出る。この長期債権については、まだ評価損が出ない。だから、その一部分でも四千五百八億円、そんな評価損が出る。なぜ評価損が出るかと言へば、いまここで問題になっている長期の外貨建て債務のところで言へば、三百六十円レイトでドルを取り入れて、これは外為会計で日銀にいつているのですよ、そうでしょう。それで、それを返すときにはどうなるか、今度は三百八円でドルを買って返す、そうして企業のはうには差益が出ますよ。しかし、外為会計や日銀には差損となつてあらわれる。大企業がもうけた場合は、日銀もしくは外為会計の差損となつてあらわれる。国の負担になつてくるのですよ。不労所得であり、しかも、国の負担、これが企業に為替差益となつて出てくる。

〔理事柴田栄君退席、委員長着席〕
当然これは特別措置によつて吸収すべきものではないですか、どうですか、大臣。
○國務大臣(水田三喜男君) それはいわゆる輸出前受け金などのことを言っているのじゃないかと思ひますが……。

○渡辺武君 いや、そうではないですよ。長期のやつを言っているのですよ、長期の。
○國務大臣(水田三喜男君) 全体としては結局、大きい差損になるというものを、前受け金なら前受け金という形で早くお金を回収して、これを外為会計に入れることによって、損となるべきものを減少させるということであつて、それをやつたからといって、全体として長期債権が利益を得たことにはならないんですよ、したがつて、ドル売りをやつた一時的の差益、国に損失をかけたという部分が、同時に民間の企業の利益にはなつていないということでございますから、これを押えて為替差益ということはどう思うというところは、これはできないことだろうと思ひます。

○渡辺武君 委員長、最後に一言。
○委員長(前田佳都男君) だいたい時間もきておりますから、簡単にひとつ……。

○渡辺武君 大臣、そんなことを言つたつて、それでは全然経済の実情に合っていないですよ。大蔵大臣ですからね、もう少しやっぱり経済のことを深く見て御答弁いただきたいと思う。そんな答弁じゃだれが聞いてもせせら笑いますよ。そうでしょう。三百六十円でもって取り入れたドル。これでできた債務ですよ。ところがそれを返すときにはどうですか、三百八円でもって返す。だから差益が出るんですよ。それでいいですか。さして取り入れたドルはいまだこへいつているかというところ、外為会計や日銀へいつている。そうして三百六十円は彼等の手に渡つていくんですよ、大企業の手。それを三百八円で返す。だから為替差益というものが企業に出るし、またそのドルを買つたり売つたりした外為会計や日銀には差損が出るんですよ。国の負担になつていくんですよ。だから当然吸収すべきだと申し上げておるんですよ。もしこれをやらなければ、あまりに露骨な大企業率仕の政策になりますよ。一方で為替差損は、いろんな理屈をつけてカバーする。他方為替差益は吸収しない。あまりひどい大企業本位の政策じゃないですか。吸収しますか、どうですか。これは大臣に御答弁いただきたいんですよ、大臣に。時間があまりないんですよ。

○委員長(前田佳都男君) 時間がございませんで、どうぞ簡単にひとつ。
○渡辺武君 これは国の政策のことですよ。大臣ぜひお願いいたします。

○國務大臣(水田三喜男君) いま言ったのはよくわからないのですが、私の言つたのは、いままで一般に差益、差益と言われておる問題は、損失を減らすためにやつたことであつて、それ自身が差益では、全体としては差益になつていないということであつて、したがつて、これを差益としてとらえるというわけにはいかないということを言つ

たわけでございますして、そういう問題はたくさんあると思います。

○渡辺武君 答弁にならぬです。

○委員長(前田佳都男君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま戸田菊雄君及び吉田忠三郎君が委員を辞任され、その補欠として杉原一雄君及び須原昭二君が選任されました。

○多田省吾君 現在、審議されております租税特別措置法につきましては、現在百四十八の租税特別措置があり、当初から引き続いて無期限にあるものは六十八と、このようにいわれております。で、衆議院におきましても、大蔵大臣に對しまして、税負担の公平という立場から国民に強い不満がある。ことに租税特別措置の中に交際費課税の、いわゆるまだ優遇措置がとられていないんじゃないか、あるいは配当分離課税等も廃止すべきじゃないか、こういうような強い要求があります。その国民の期待にこたえるためにも、この百四十八ないしは六十八といわれるような租税特別措置を洗い直して、そして再検討すべきときがきたんだ、そのためには、やはり税調において特別部会を設けて、学識経験者あるいは中立委員等も入れて早急にこれを洗い直すべきであるという議論も強いのでございませうけれども、前向きに大臣はどう考えていらっしゃるのか、まずそれをお伺いしたい。

○国務大臣(水田三喜男君) さつきお答えしたと思いますが、これは前向きに常に洗い直さなければいけない問題であると思っております。

○多田省吾君 まあよくわからないんですけれども、洗い直すべきだという、そういう抽象的な御答弁じゃなくて、私が申しているのは、まあこの四月の中ごろに、税調においては医師課税等の問題について租税特別措置の一部を審議するというような部会が設置されるというようにも聞いておりますけれども、税調の中に特別部会を設けて、中立委員や学識経験者を含めて早急にこれを具体的に洗い直すべき時期にきているんじゃないかと、そういうことをやられるおつもりはないのか、このようにお聞きしているわけですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いままでのごとくでは、明年三月に交際費課税の臨時措置の期限がまいますので、これまでに交際費課税をどうするかということ、一応、案をつくらなきゃなりませんので、この検討をただいま大蔵省内部においてやっておりますので、これも時期を見て税調に相談をかけるということになろうと思っております。

そのほか、広告税の問題も、いろいろ国会から附帯決議をつけられておりますので、この問題の検討にもいま私どもは入っておりますが、これも税調に一応諮問する問題にこれかならうと思っております。

○多田省吾君 大臣は配当所得の課税の特例をここで廃止するお考えはありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは法人税の法人の性格とからんだ問題で、長い間税調が取り上げていながら、まだ結論の出ない問題でございまして、私どもとしては何らかの結論をここで出したと思っております。

○多田省吾君 この租税特別措置について、まあ代々の大蔵大臣は漸次改廃、縮小、整理すると言っておきながら、毎年租税特別措置の金額はふえております。それで、税収に対する割合も四十六年度、四十七年度ともに五・六%と横ばいでございまして、決して減っておりません。また一つの、非常にふに落ちないのは、まあこれは名目上はそうでございまして、交際費課税の特例、これだけがまあ増収でどんどん計算されているわけですね。法人税と租税特別措置を比べれば、これは増収でも間違いはないと思っております。しかしながら、法人税でもっと交際費について、いわゆる損金算入の限度を外国のように制限していけば、イギリスとかアメリカとか西ドイツとか、そういった外国のように制限していけば、こんな昭和四十六年度一兆七千億、昭和四十七年度見込みで一兆一千億以上という膨大な、文教予算にも値するようない、またアメリカの五倍にも達するようない、こういう租税特別措置による法人税における交際費の使われ方というものは私は生じないと思うんです。それで交際費課税の特例だけを別に抜き出して計算しますと、昭和四十六年度で租税特別措置による減収額は五千五百九十億、ところが昭和四十七年度の減収額は六千二百七十億、ところが一方、この交際費についての損金算入を大幅に認めておきますので、どんどん使われる。使わないと損だというふうな傾向すらある。それにこの租税特別措置によって若干課税を強化しつつありますけれども、この増収額が昭和四十六年度で千九百九十六億、昭和四十七年度で千二百九十七億、こうなっております。少しずつふえております。このふえた分だけ今度はほかの租税特別措置をつくって、またこの減収をふやそうとして

で、中立委員や学識経験者を含めて早急にこれを具体的に洗い直すべき時期にきているんじゃないかと、そういうことをやられるおつもりはないのかどうか、それをお尋ねしておるのです。

○国務大臣(水田三喜男君) 利子課税については、先ほど申しましたように、洗い直しをやりました結果、選択課税制度もできましたし、それから漸進的に……

○政府委員(高木文雄君) 利子ですか、医師ですか。

○多田省吾君 お医者さん。

○国務大臣(水田三喜男君) お医者さんですか。利子課税と聞いたものですから……

診療報酬についての特別課税、特別措置につきましては、御承知のように、税制調査会は特別部会を設けて、ここで具体案を検討するということになっておりまして、明日、この部会が設置されて検討を始めるというところになっておるようございまして、そこで今度は、政府としてもこれなら実施できるだろうという具体的な案を税調自身の手によってつくるということに、昨年の暮れ、税調ではきめております。

○多田省吾君 ですから、それは私はそういうふうに聞いています、ですから、そのほかの百四十八の租税特別措置全部に関して洗い直すべき時期が来ているのだから、特別部会を設けてやるべきじゃないかと、やられるおつもりはないのか、このようにお聞きしているわけですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いままでのごとくでは、明年三月に交際費課税の臨時措置の期限がまいますので、これまでに交際費課税をどうするかということ、一応、案をつくらなきゃなりませんので、この検討をただいま大蔵省内部においてやっておりますので、これも時期を見て税調に相談をかけるということになろうと思っております。

そのほか、広告税の問題も、いろいろ国会から附帯決議をつけられておりますので、この問題の検討にもいま私どもは入っておりますが、これも税調に一応諮問する問題にこれかならうと思っております。

○多田省吾君 大臣は配当所得の課税の特例をここで廃止するお考えはありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは法人税の法人の性格とからんだ問題で、長い間税調が取り上げていながら、まだ結論の出ない問題でございまして、私どもとしては何らかの結論をここで出したと思っております。

○多田省吾君 この租税特別措置について、まあ代々の大蔵大臣は漸次改廃、縮小、整理すると言っておきながら、毎年租税特別措置の金額はふえております。それで、税収に対する割合も四十六年度、四十七年度ともに五・六%と横ばいでございまして、決して減っておりません。また一つの、非常にふに落ちないのは、まあこれは名目上はそうでございまして、交際費課税の特例、これだけがまあ増収でどんどん計算されているわけですね。法人税と租税特別措置を比べれば、これは増収でも間違いはないと思っております。しかしながら、法人税でもっと交際費について、いわゆる損金算入の限度を外国のように制限していけば、イギリスとかアメリカとか西ドイツとか、そういった外国のように制限していけば、こんな昭和四十六年度一兆七千億、昭和四十七年度見込みで一兆一千億以上という膨大な、文教予算にも値するようない、またアメリカの五倍にも達するようない、こういう租税特別措置による法人税における交際費の使われ方というものは私は生じないと思うんです。それで交際費課税の特例だけを別に抜き出して計算しますと、昭和四十六年度で租税特別措置による減収額は五千五百九十億、ところが昭和四十七年度の減収額は六千二百七十億、ところが一方、この交際費についての損金算入を大幅に認めておきますので、どんどん使われる。使わないと損だというふうな傾向すらある。それにこの租税特別措置によって若干課税を強化しつつありますけれども、この増収額が昭和四十六年度で千九百九十六億、昭和四十七年度で千二百九十七億、こうなっております。少しずつふえております。このふえた分だけ今度はほかの租税特別措置をつくって、またこの減収をふやそうとして

ます。

そのほかの問題につきましては、利子課税の問題にしましても、一応洗い直しの結果、一定の期限をもってその間にどうするかという暫定措置まで定められてある問題でございまして、それはそれとして見守っていきたいというふうに考えております。

○多田省吾君 それに関連しまして、この租税特別措置百四十八を見ますと、法人企業、特に大企業にとつては非常に優遇措置が多いわけでございます。その適用範囲を見ますと、法人税をはじめ所得税、相続税、財産税、登録免許税、酒税、物品税、揮発油税、地方道路税、砂糖消費税、印紙税、租税特別措置のいわゆる幅が非常に広いわけでございますが、その中でも法人税関係で、企業が恩恵を受けるものが、ざっと数えて、引当金を含めて大体七十六種類、計算してみますとそうなります。ところが、一般勤労サラリーマンが受ける所得控除を含めたところのいわゆる租税特別措置というものはわずか十四種類でございます。このように比較しますと、片や法人企業は、特に大企業は七十六種類、一般勤労サラリーマンは十四種類というぐあい、あまりにも大企業に片寄り過ぎていて、優遇し過ぎる、こういうぐあいがあります。この点を大臣はどうお考えになっておりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 金額から見ても、私は大企業に片寄っているという数字にはなっていないと思っております。中小企業と大企業に関する減税額を見ますと、これは大企業に関するほうがはるかに減税額が少ないものでございまして、項目は多くても、大企業に偏しているという形はだいたい改められておると思っております。特に今度の輸出振興税制の見直しそのほかによりまして、内容が本年度は変わっておりますので、私は決していまの租税特別措置が大企業と偏しているという姿には実際にはなっていないんじゃないかと思っております。

○多田省吾君 大臣は配当所得の課税の特例をここで廃止するお考えはありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは法人税の法人の性格とからんだ問題で、長い間税調が取り上げていながら、まだ結論の出ない問題でございまして、私どもとしては何らかの結論をここで出したと思っております。

○多田省吾君 この租税特別措置について、まあ代々の大蔵大臣は漸次改廃、縮小、整理すると言っておきながら、毎年租税特別措置の金額はふえております。それで、税収に対する割合も四十六年度、四十七年度ともに五・六%と横ばいでございまして、決して減っておりません。また一つの、非常にふに落ちないのは、まあこれは名目上はそうでございまして、交際費課税の特例、これだけがまあ増収でどんどん計算されているわけですね。法人税と租税特別措置を比べれば、これは増収でも間違いはないと思っております。しかしながら、法人税でもっと交際費について、いわゆる損金算入の限度を外国のように制限していけば、イギリスとかアメリカとか西ドイツとか、そういった外国のように制限していけば、こんな昭和四十六年度一兆七千億、昭和四十七年度見込みで一兆一千億以上という膨大な、文教予算にも値するようない、またアメリカの五倍にも達するようない、こういう租税特別措置による法人税における交際費の使われ方というものは私は生じないと思うんです。それで交際費課税の特例だけを別に抜き出して計算しますと、昭和四十六年度で租税特別措置による減収額は五千五百九十億、ところが昭和四十七年度の減収額は六千二百七十億、ところが一方、この交際費についての損金算入を大幅に認めておきますので、どんどん使われる。使わないと損だというふうな傾向すらある。それにこの租税特別措置によって若干課税を強化しつつありますけれども、この増収額が昭和四十六年度で千九百九十六億、昭和四十七年度で千二百九十七億、こうなっております。少しずつふえております。このふえた分だけ今度はほかの租税特別措置をつくって、またこの減収をふやそうとして

○国務大臣(水田三喜男君) これは法人税の法人の性格とからんだ問題で、長い間税調が取り上げていながら、まだ結論の出ない問題でございまして、私どもとしては何らかの結論をここで出したと思っております。

○多田省吾君 この租税特別措置について、まあ代々の大蔵大臣は漸次改廃、縮小、整理すると言っておきながら、毎年租税特別措置の金額はふえております。それで、税収に対する割合も四十六年度、四十七年度ともに五・六%と横ばいでございまして、決して減っておりません。また一つの、非常にふに落ちないのは、まあこれは名目上はそうでございまして、交際費課税の特例、これだけがまあ増収でどんどん計算されているわけですね。法人税と租税特別措置を比べれば、これは増収でも間違いはないと思っております。しかしながら、法人税でもっと交際費について、いわゆる損金算入の限度を外国のように制限していけば、イギリスとかアメリカとか西ドイツとか、そういった外国のように制限していけば、こんな昭和四十六年度一兆七千億、昭和四十七年度見込みで一兆一千億以上という膨大な、文教予算にも値するようない、またアメリカの五倍にも達するようない、こういう租税特別措置による法人税における交際費の使われ方というものは私は生じないと思うんです。それで交際費課税の特例だけを別に抜き出して計算しますと、昭和四十六年度で租税特別措置による減収額は五千五百九十億、ところが昭和四十七年度の減収額は六千二百七十億、ところが一方、この交際費についての損金算入を大幅に認めておきますので、どんどん使われる。使わないと損だというふうな傾向すらある。それにこの租税特別措置によって若干課税を強化しつつありますけれども、この増収額が昭和四十六年度で千九百九十六億、昭和四十七年度で千二百九十七億、こうなっております。少しずつふえております。このふえた分だけ今度はほかの租税特別措置をつくって、またこの減収をふやそうとして

○国務大臣(水田三喜男君) これは法人税の法人の性格とからんだ問題で、長い間税調が取り上げていながら、まだ結論の出ない問題でございまして、私どもとしては何らかの結論をここで出したと思っております。

○多田省吾君 この租税特別措置について、まあ代々の大蔵大臣は漸次改廃、縮小、整理すると言っておきながら、毎年租税特別措置の金額はふえております。それで、税収に対する割合も四十六年度、四十七年度ともに五・六%と横ばいでございまして、決して減っておりません。また一つの、非常にふに落ちないのは、まあこれは名目上はそうでございまして、交際費課税の特例、これだけがまあ増収でどんどん計算されているわけですね。法人税と租税特別措置を比べれば、これは増収でも間違いはないと思っております。しかしながら、法人税でもっと交際費について、いわゆる損金算入の限度を外国のように制限していけば、イギリスとかアメリカとか西ドイツとか、そういった外国のように制限していけば、こんな昭和四十六年度一兆七千億、昭和四十七年度見込みで一兆一千億以上という膨大な、文教予算にも値するようない、またアメリカの五倍にも達するようない、こういう租税特別措置による法人税における交際費の使われ方というものは私は生じないと思うんです。それで交際費課税の特例だけを別に抜き出して計算しますと、昭和四十六年度で租税特別措置による減収額は五千五百九十億、ところが昭和四十七年度の減収額は六千二百七十億、ところが一方、この交際費についての損金算入を大幅に認めておきますので、どんどん使われる。使わないと損だというふうな傾向すらある。それにこの租税特別措置によって若干課税を強化しつつありますけれども、この増収額が昭和四十六年度で千九百九十六億、昭和四十七年度で千二百九十七億、こうなっております。少しずつふえております。このふえた分だけ今度はほかの租税特別措置をつくって、またこの減収をふやそうとして

○国務大臣(水田三喜男君) これは法人税の法人の性格とからんだ問題で、長い間税調が取り上げていながら、まだ結論の出ない問題でございまして、私どもとしては何らかの結論をここで出したと思っております。

○多田省吾君 この租税特別措置について、まあ代々の大蔵大臣は漸次改廃、縮小、整理すると言っておきながら、毎年租税特別措置の金額はふえております。それで、税収に対する割合も四十六年度、四十七年度ともに五・六%と横ばいでございまして、決して減っておりません。また一つの、非常にふに落ちないのは、まあこれは名目上はそうでございまして、交際費課税の特例、これだけがまあ増収でどんどん計算されているわけですね。法人税と租税特別措置を比べれば、これは増収でも間違いはないと思っております。しかしながら、法人税でもっと交際費について、いわゆる損金算入の限度を外国のように制限していけば、イギリスとかアメリカとか西ドイツとか、そういった外国のように制限していけば、こんな昭和四十六年度一兆七千億、昭和四十七年度見込みで一兆一千億以上という膨大な、文教予算にも値するようない、またアメリカの五倍にも達するようない、こういう租税特別措置による法人税における交際費の使われ方というものは私は生じないと思うんです。それで交際費課税の特例だけを別に抜き出して計算しますと、昭和四十六年度で租税特別措置による減収額は五千五百九十億、ところが昭和四十七年度の減収額は六千二百七十億、ところが一方、この交際費についての損金算入を大幅に認めておきますので、どんどん使われる。使わないと損だというふうな傾向すらある。それにこの租税特別措置によって若干課税を強化しつつありますけれども、この増収額が昭和四十六年度で千九百九十六億、昭和四十七年度で千二百九十七億、こうなっております。少しずつふえております。このふえた分だけ今度はほかの租税特別措置をつくって、またこの減収をふやそうとして

いるわけですが、これはもういつまでたつても漸次改廃、縮小、整理どころか、ますますこの租税特別措置による減収額というのは実質的にふえていくわけですね。見せかけよりふえていくわけですね。こういう点を考えますと、いままでの大臣のいわゆる改廃、縮小、整理するという政府の、また大臣の公約というものは当てにならない、このように思うわけですね。ですから私は、この交際費課税の特例というものを、これは増収額のほうです。それから、別個に考えて、これは法人税のほうでもっと、損金算入の限度をきびしくすれば、外国のようにきびしくすれば、こんな一兆円以上の額にはのびないわけですから、これは別個に考えて、そうしてもっと昭和四十六年度の五千五百九十億円とか、昭和四十七年度の六千二百七十億円とか、こういういわゆる租税特別措置による減収額の年々ふえていく傾向をやめるべきだ、もっともっと縮小すべきだ、このように考えますけれども、大臣はどう思われますか。

○政府委員(高木文雄君) 租税特別措置の減収額というものの持つ意味をどういうふうに評価されるかということでございますが、非課税措置、預貯金、保険等の法人関係のもの等につきましては、やはり経済が伸びてきますと貯金がふえまします。したがって、減収額はふえてまいりますし、特別償却等につきましても、投資がふえますればふえるわけでございます。よって、経済の成長が大きくなりますと、どうしても大きくなるわけでございまして、数字の上でそれを減らすということとは非常に困難でございます。もちろん、租税特別措置の減収額がふえるということは決してよくないことでございますから、税の公平感という点からいって非常に好ましくないことでございますが、今後とも圧縮につとめることに努力はいたしますが、なかなか一朝一夕にしてそれを目立って減らすということはむずかしいわけでございます。

○多田省吾君 郵政省の提唱しているいわゆる庶民金融構想が、大蔵省から非常に強い反対があり

まして意見の調整ができないということで、今国会は無理だろうともいわれております。それでまた、一部自民党のいわゆる部会におきましては、議員立法でもこれはつくりたいというような姿もあるようでございます。いままで大蔵大臣は、金融制度全体に影響する問題とか、あるいは大蔵省のいわゆるさまざまな財源を握っておきたい、こういうような一本化というような、一元化というような考えもあって、大蔵大臣は反対しているようでありますけれども、私はこの問題は、国民本位の庶民金融ということ、そうして国民が強く要望しているこの国民本位ということをも根本に考えて、これはもう積極的に推進すべきものではないかと、このように思いますけれども、現在の大蔵大臣の心境なりお考えはどうでございますか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは前にも申しましたように、相当郵便局の、いま郵便貯金の性格格を変えろということとは影響の大きいことでございますので、これは大蔵省だけでもきめられる問題ではございませんので、過般郵政大臣とも相談いたしまして、関係省のまず事務当局の連絡から始めようということになりました、参議院において予算審議の進行のぐあいを見て、なるたけ早い機会に、二十日過ぎのなるたけ早い機会に、関係省の事務当局協議会を開いてこの問題の相談を始めたい、そうしてこういうものをまず軌道に乗せていく、こうという相談がきまりましたので、今月の後半からこの庶民金融の問題と取り組む体制がようやくできましたので、これからこの話が軌道に乗っていくだろうと思っております。

○多田省吾君 これをやるやらないの決定は、国会会中に間に合うようにしたい、こういうお考えですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは、郵政省におきましては、郵政審議会に諮問する問題でもございしますし、また大蔵省でいいますとというところ、金融制度調査会にも相談しなければならぬ問題でございしますし、まず事務的にいろいろ相談を始めて

いっても相当の期間はおかると思いますが、私は、この国会においてどうこうでできるどころまではいけないうんじやないかというふうに思っております。

○多田省吾君 最後にお尋ねしたいのは、前から本委員会でもいわれておりますまいわゆる外貨を減らす方法といたしまして、大臣からも二、三の方法を聞いたのでありますけれども、その後いろいろ相談されておるようでございますが、最終決定しなくても、現在、外貨減らしの方法、そして円の再切り上げというような陰謀を粉砕するためにも、どうしてもいかというお考えですね、これはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 相当支払い準備が多くなっておることでございますから、そう流動性の問題を重視しないで、この活用する方法を考え

るところでございます。という方針のもとに、いまいろいろの活用策を考えておりますが、大体あととは法令の変更によらなければ思うようにできないというような問題を残して、そのほかの問題はもうすでに実施しておりますから、いま残った問題は、現行法の上では活用が無理だというような問題について、それをどうするかというようなことを関係省で相談中でございます。また最後の結論が出ておりませんが、この四月中には結論をつけたいと急いでおるところでございます。

○野末和彦君 今度の住宅取得控除なんですけれども、いままでの委員から質問があつて、もし重複するようでしたら簡単に教えていただきたいのですが、大体この住宅取得控除によつて、どの程度住宅建設が促進されるのですか。

○政府委員(高木文雄君) 午前中の委員会では御答弁申し上げましたが、この制度でどの程度促進されるかという性質のものではないと思っております。

○野末和彦君　しかし、一応財源も百億ぐらいを見ているわけですから、そうすると、これは単にこれから家を建てる人へのサービスということになるのですか。

○政府委員(高木文雄君) いま立てております住宅設計画では、従来に比べますと、持ち家とどんなふやすという方向にしております。ところで、政府の方策といたしましては、住宅公団なり、あるいは公営住宅なりについての財政金融上の対策はとられてまいりましたが、個人の持ち家住宅に対する財政金融、税制上の対策はいままで欠けておったきらいがございますので、そういう意味で、今後持ち家奨励という角度から、何らかかの対策が必要だという見地からとられたものでございます。

○野末和彦君 持ち家奨励ということになります。最高額二万円の税額控除によつて、新たにこの取得控除ができたからといって、家を建てようという気になるかどうか、ちよつと疑問だと思ふんですが、どうでしょうか。なりますか。

○政府委員（高木文雄君） 幾らの税額控除がなければそうなるかということは、非常にむずかしい問題だと思ひます。その金額いかんの問題かどうかは、非常にむずかしい問題だと思つております。

○野末和彦君 それはむずかしいですけれども、せつかくこういう制度ができて、どんな家を建てようという気になればいいと思うんですけれども、しかしいずれにしても、金額がちよつと焼けど、石に木的で少な過ぎるので、むしろそれよりも、やはり根本の住宅の土地問題とか、何かほかのほうに使ったほうがはるかにいいというふうに思えてならないんです。

それと、こういうような恩典がある場合に、やはりかなりPRをしないと、せっかくあつてもPRが十分行き届かないと、わりと知らない人が多いわけですね。そういう点でPRというのは十分行き届いていくだけの用意があるんですか。

○政府委員(高木文雄君) 住宅政策全体としていろいろな問題があると思います。この税の問題もその中の一つであるにすぎないと思っておりま
す。その中でこの制度を、税としては多分に不公平になるわけでございますから、かなり税のほう

検討が始まるそうですけれども、いままで手づかずになっていたというのは、医師会とか特殊な圧力団体の影響がずいぶんあるんですか。

○政府委員（高木文雄君） 一番問題はやはり、先ほど大臣から答弁がありましたように、事の経緯

から今日までずっと続いているわけでございますが、適正診療報酬ということとの関連があつて、適正診療報酬問題がなかなか片づいておらないと

○野末和彦君　そうしますと、大蔵省としては、これはやはり絶対的に改めるべきだという方針は

○政府委員(高木文雄君) 適正診療報酬問題について解決がつかないうちは、税のほうも片づかないという上であつて、いつまでたつても片づかないから、前から堅持しているわけですか。

かないといふことになるのと同じことでござい
ますので、そういうことでなしに、昭和二十九
年当時、適正診療報酬とは言わないまでも、

は診療報酬単価の内容はたいへん変わっておるわけでございますから、その点まで入って検討するというところでございまして、その特別委員会を設

けられましたのも、そういう方面の専門家の方にも入っていただいて検討するという意味でございます。

○国務大臣(水田三喜男君) いまの二十九年というのは、話は二十五年からなんです。

○野末和彦君 そうすると、大蔵省としては、今

後これを具体的に、何年後にどういうふうにしよ
うとか、具体的な構想というのは全然ないわけ
で、今後検討の結果によってまたあらためて見直

○政府委員(高木文雄君) これは昨年の答申にありますように、税制調査会自身が自分で案をつ

くつてみるという御答申になっておりますので、私どもは事務局としてお手伝いはいたしますが、どちらかというと、税制調査会自体がある程度具

○野末和彦君　そうすると、税調で出てきた答申

きまして、必ず現実的な案を税制調査会はつくるであらう、こういうことを思っておりますので、

これは尊重していいと思います。尊重と実行とは違うということでしたが、政府は人事院勧告というのは代々尊重するということになっています。

が、これは必ず実行しておりますので、大体同じことばと思っていただいといいと思います。

○野末和彦君　しかし、今度はやってくださいよ。

や、やはりこれは不公平感の一番大きい原因だし、しかも、これは税制上最大の何か矛盾というか、ガシムみたいなこともいわれておりますので、まあひ

とは困ります。笑ってごまかされようなことで……（笑声）笑っている場合ではない、ほんとに頼みますよ。笑ってごまかされ

それからもう一つ、さっきからずっと出ている交際費ですが、大臣にこの間伺いましたら、冗費を省いて企業体質の合理化をはかるのが交際費課

税の強化の目的だということをおっしゃったのです。私が考えるのに、冗費という点では、むしろこれが個人消費につながって、物価の値上がりな

んかを誘発するというの、さっきの感じが強いので、企業体質の合理化なんというのはあまりこの際考えないで、強化していくのがほんとうだと思うの。

ですが、これまでの強化で、企業体質なんというものは合理化ができていますか。やはりそういう目的にはふさわしく強化してきたのです。

○政府委員(高木文雄君) 交際費の課税というのは、これはやはり交際費が過大に使われるというところ、更なる二重課税、社会的にも批判を受けるというところ、

ことが、要するにわたる使用に、社会的にも批判を受けるべきであるという意味で、経費であることを認めながら否認をしておるものだと思います。したがって、その会社が、企業がもつて経費を有効に

使うのであればよろしいのに、それをむだ使いと認められるふうに使うから、それを否認をするということだと思います。大臣はどういう意味

で企業の合理化とつなげておっしゃったのかわかりませんが、そういう意味では、若干のつながり

があるということではないかと思ひます。

○野末和彦君 この交際費の場合、私が考えるのには、もう一回交際費の意味というのを根本的に考え直しますと、ほんの少しづつ強化していくというふうなまねのやり方というものはどうも違うという気がするので、大体交際費というのは、本来利益を生むための経費というふうな考え方ならば、本来景気の悪いときにはたくさん使わなければいけないものなんです。ところが、日本の企業は、景気のいいときにはお金をじゃんじゃん使っちゃうけれども、不況になるとすぐ交際費を引き締めるとか何とか言う。そうすると、根本的には交際費は経費であるというよりも、むだ使いに近いというふうな考えられるのです。ですから、そうなりますと、大体交際費でもって利益をあげようという企業の姿勢自体がおかしいのであって、企業の利益はほかの面であげるべきだと思ふ。だから、交際費そのものは、もうむだ使いで、本来は経費として考えるのもおかしいのじゃないか。私は個人的にそう考えるのです。ですから、この交際費課税強化というものは、むしろもっとあいまいなものをやめて、企業はいろいろな点で国の保護を受け、恩典を受けているわけですから、少なくともこの交際費に関しては、もう強化でなくて、優遇措置をやめるぐらいの強い方針で検討すべきだと思いますが、そこまではいいですか。やっぱり必要だとお認めになるのですか。

○政府委員(高木文雄君) 交際費の課税というのは、昭和二十七年以来でございまして、非常に長い過程を経ておるわけですが、どうして交際費というもののつきまちは、会社の経理のやり方の問題と関連いたしますし、実務上把握がなかなかむずかしいというふうなことがありまして、あまり急激に制度を変えまして、また税務署の仕事がなかなかついていかれないというふうないろいろな問題があるわけがございまして、確かに基本的にはおっしゃるような点がございまして、来年度以降検討いたします場合に、あまり

急激な大きな変化を加えるということは、会社側と税務署側との間でなかなかスムーズにそこが行なわれなくなるおそれがありますので、私は、強化をする場合にも、漸次強化をする方向ではないかと考えております。

○野末和彦君 まあしかし、それを言っていたらいつになってもはつきりしないので、総理の口ぐせじゃないけれども、発想の転換を行動に移すというならば、やはりもっとどんな生活優先の税制に変えていくのがあたりまえで、ちよつと企業優先が、あまりにも企業の優遇措置が多過ぎるというふうな私も思っております。

最後に、一つ聞きますけれども、この交際費課税につきましても、企業側、つまり財界などがかなり反対をしたり、いい顔をしないというところをよく聞くのですが、現実にはそういう面は大蔵省のほうにもあります。影響がありますか、それによつて。

○政府委員(高木文雄君) これはむしろ財界とか何とかということよりも、中小企業を含めて、一切、すべての企業との間にありまして、税務署と会社との間のフリクションのようになっておるわけがございまして、そこで本来、これはちよつとお触れになりましたように、販売操作のための経費でございまして、そこで、それをあまり過大なものをたすために税務がこういうことをやっていると、税務界があるわけがございまして、本来、企業自体の倫理の問題というか、そういう問題があるわけがございまして、反対というよりも、私もむしろ現場におきます仕事のフリクションをおそれて、急激な変化は、やはりそういう点でいろいろ問題が起つたり、あるいはそれが会社の表面から、いわば裏のほうに逃げたりということの問題がありますので、急激な変化は、私も非常にヘジタするわけがございまして。

○委員長(前田佳都男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○成瀬輔治君 社会党を代表いたしまして反対をいたします。

第一の理由は、租税特別措置法は、企業優先、輸出優先という政策の重点で運用されてきた。しかし、円再切り上げなど、国際情勢、また、国内の事情も変化してきました。したがって、政策重点目標が、公害、住宅、生活環境など、国民福祉へと変更をされなければならない、こういうことを税制調査会が指摘しておりますが、こうした観点から、今回の改正を見ますと、旧態依然としておる。特に見るべきもの、評価すべきものが少ないというのが第一の理由でございまして。

第二の理由は、所得税の分離課税についてであります。最低課税限度額は、四大家族で、勤労所得では百三万七千八百六十円、配当所得では百四十万一千円、汗を流して得た所得と、働かないで得た所得——不労所得のほうに優遇をされておるといふことは、だれが何と言つても許されることではございません。税は公平のために、総合で、税率は累進で課税されるというのが原則でございまして。この大原則を破った、不公平な措置を認めることは許されません。

第三の理由は、交際費、広告費、寄付金についての損金算入は、単に販売促進という名目だけでこれを見のがす問題ではありません。企業の恣意を許すべきものではなく、その運用については、きびしい制限、条件を付すべきだと思います。第四は、為替差損についての税の特別優遇措置を行なうなら、差益についても何らかの特別措置をしなければ片手落ちになるのじゃないか。国の施策と申しますか、国の責任において損をさせたのだと、だからめんどろを見ますよというのなら、それは損をした側はそれでいいでしょう。しか

し、片方では、この円切り上げで利益を得た人がおります。その人についても何らかの特別措置を講じて吸い上げることを考えなければ、公平を失しておるといふ点を指摘されても、政府としては言いがれをすることはできないのじゃないかと。とにかく、片手落ちだという、以上の理由によりまして反対をいたします。

○嶋崎均君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題になっております租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表するものであります。

本案は、昭和四十七年度税制改正の一環をなすものでありまして、わが党が強調いたしました国民福祉重視の財政政策の趣旨に十分沿うものであると考へます。

以下、数点にわたつて賛成の理由を申し上げます。まず第一は、昭和四十七年度税制改正全体について見ますと、前国会で審議された所得税の一般減税に加えて、一千億円近い地方税減税を行ない、減税による景気浮揚をはかるとともに、老人、寡婦対策、配偶者・障害者の相続税の軽減等、低所得層に対する負担軽減にも十分役立っております。租税全体について軽減合理化をはかるという意を高く評価したのであります。

第二には、本法案も、その一環として、住宅取得控除制度の創設、公害防止準備金の創設など、国民の福祉向上のため、現在緊急にその推進を迫られておる施策を充実させるための諸措置が講ぜられておることでもあります。

第三に、企業課税につきましても、法人税の付加税率の適用期限を延長し、千二百億円の財源を確保するとともに、法人税法による金融保険業の貸倒引当金の繰り入れ率の引き下げなどによりまして、租税負担の維持、強化をはかり、その税収を国民福祉充実のための財源に充てることにしている点であります。

第四に、租税特別措置のあり方について、これが租税負担の公平の原則を阻害することを指摘さ

れる向きもありますが、確かに説のとおりのも
もありました。したがって、このような措置の
慢性化と、既得権は排除されるべきものである
ことは言うまでもありません。

本年度においても、この点については、十分見
直しを行なっており、最近の国際情勢に即応し
て、輸出振興税制の大幅な整理、縮減を行なう一
方、円の切り上げといった新たな経済環境の変化
に対応するための諸措置を講じているのでありま
す。

さらに、中小企業者に対しては、従来の個別指
定による合理化機械の特別償却制度を簡素化し、
一そう広範で、利用しやすい税制に整備しよう
としているのでありまして、いずれも時宜にか
なつたものであると確信いたすものでありま
す。

なお、本年度の税制改正においては、特別措置
の新設、拡充を極力抑え、その財源は既存の措置
の整理、合理化によつてまかなわれていることを
申し添えて、本案に対する賛成の討論をいたしま
す。

○多田省吾 私は、公明党を代表して、ただい
ま議題となつております租税特別措置法の一部を
改正する法律案について、次の理由により、反対
の意を表するものであります。

その第一の理由としては、漸次改廃、縮小、整
理するという政府の公約に反して、最近数年の特
別措置の改廃は、一方で廃止をして、一方でそ
れ以上の措置をつくつて、ますます拡大されてい
る現状であります。過去のそれらの実績を見ま
すと、昭和四十四年度の特別措置による減収額は三
千二百億、四十五年度が三千八百億、四十六
年度が四千三百億、四十七年度見込みにおい
ても、四千七百億と増加しているものでありま
す。政府は、口を開けば財源難と言われるのであ
りますが、歳入の中における不合理な租税特別措
置の整理や、各種所得間の負担公平化など、多く
の問題を温存したままで、どうして財源難と言え
ましょう。これではきびしい所得税に悩まされて

いる国民は納得できず、納税意欲を著しく阻害す
るものであります。

第二の理由は、提案理由にあるような「当面の
経済社会情勢に」全く即応していないということ
であります。わが国の経済運営の基本的な方向
は、昨年の通貨調整を機にして、従来の生産第一
主義、輸出第一主義、あるいは設備投資至上主義
から、国民福祉優先の国民生活第一の福祉型に転
換したことは、政府の施政方針にも明らかであ
り、国民的合意でもあると思うのであります。し
かるに、今回の改正では、為替差損に対する大企
業優遇措置の創設をはじめとする各種の特別償却
制度が引き続き温存され、また、輸出振興税制を
改廃するといひながら、今回も海外市場開拓準備
金の特別措置を踏襲するなど、OECDをはじめ
とする国際会議や、欧米諸国から、わが国の国際
収支が通貨調整後も依然として大幅黒字を続けて
いることに批判が集中し、円の再切り上げが常識
化され、政府は、これらの批判、攻撃回避のため
め、やっきになつて外貨減らしや特別立法による
輸出税や輸出課徴金制度も検討しようとする段階
にまで追い込まれているとき、一方で依然とし
て輸出産業についての特別償却や準備金制度が存
続され、適用限度の再延長をはかっていること
は、時宜に即応どころか、経済の基本政策に逆行
する措置であると思うのであります。

第三の理由としては、前国会において、ポスト
円切り上げの経済運営について、特に租税特別措
置については、輸出振興税制、金融機関に対する
特例及び交際費課税の適正化については再検討
し、次期国会にこの改正案を提案することを衆院
で確約しておつたにもかかわらず、交際費等、最
も国民の批判のきびしいものについては手をつけ
なかつたのであります。一方で、財源難を理由
に所得減税を行なわず、他方では当然整理、改廃
して増収をはかるべきものを見送つて手をつけ
ず、これでは国民は絶対に納得しないのでありま
す。

第四の理由は、特定の政策目的を実現するた
め、税の負担公平の大原則を阻害しても、あえて
これを実施するのならば、租税の特別措置はあく
までも臨時的な暫定措置であり、その適用時期も
きわめて厳密にし、いやくも既得権化すること
は厳に戒めなければなりません。現行の百四十八
項目をこえる課税の特例の中には、無期限です
に既得権化されているように誤解されているもの
もあり、特にむだな消費に使われる公算の大きい
交際費等は、少なくとも西、欧、ヨーロッパ
水準以上にすべきであり、しかも、負担公平の原
則を曲げて実施する以上は、それなりの実績効果
を明確に示すべきであると思うのであります。総
理の施政方針や、大蔵大臣の財政演説のごとく、
昨年来の国際通貨問題を契機に、今日までの日本
経済の運営を転換して、国民福祉重点の経済政策
を実施するということが虚言でないならば、さき
のその証拠として、租税構造のアンバランスを抜
本的に是正し、国民多数が納得する公平な税制改
正が提案されてしかるべきであります。しかる
に、今回の改正案は、それどころか、依然として
六〇年代の従来どおりの税制の基調が踏襲され、
むしろその減収額は一段と上昇をたどつておりま
す。

以上の理由から、私は、この有言不実行の最た
る租税特別措置法の改正案に対し、強く反対の意
を表明し、討論を終わります。

○中村利次君 委員会審議の過程で、その答弁の
中で、今日以降私どもが強く期待をしたいような
ものもございましたけれども、ここに審議をされ
ております租税特別措置法の一部を改正する法律
案につきましては、これは税調が指摘をし、ある
いはこの指摘に対する答え、あるいは国民の合
意を得られるような、そういうものではとてい
ないわけでごさいます。よつて私は民社党を代
表して、この租税特別措置法の一部を改正する法
律案に反対をいたします。

委員会審議の過程で、大体その問題の提起、そ
の問題点等は指摘し尽くされておると存じますの
で、細部にわたつては私は触れることを避けます

けれども、まず第一に、この租税特別措置法
は、政策目的達成のための手段として用いられる
ものでありますけれども、その反面、多くのや
りデメリットを持つておるわけであります。負担
公平の原則や、租税の中立性を阻害をし、ある
いは納税モラルに悪影響を及ぼすようなや
りデメリットを持つておる、こういうものに対
する、まあ政府の答弁では整理、縮小をしたと
おっしゃいますけれども、出てきた答えは、この
中では、決して国民的納税の、合意のできる整
理、縮小はされてないわけでありまして、特に
佐藤内閣が生産第一主義、輸出第一主義から政策
転換をして、発想の転換をして、福祉政策に変え
たというのが、この特別措置法の一部を改正す
る法律案の中には何ら盛り込まれていないわけであ
りまして、そういう意味では、政策の転換はまさに
口頭禅と断定せざるを得ないと思ひます。

次に、やもすると、租税特別措置法は特権化
をするおそれがあるから、したがつてこれは、短
期に改廃をしなければならぬのは当然でありま
すけれども、そういう意味でも、これもる委員
会で指摘をされましたように、医師の所得に対す
る課税あるいは有価証券取引税等、これはもう実
は二十年の長きにわたつて納税のできない形で放
置をされている。また配当課税にいたしまして
も、重税感を強く持つておる勤労所得者が、これ
は国民の三分の一以上あり、何としても納税ので
きないようなそういうものがそのまま存置をされ
ておる等々、まさにここに提出をされました租税
特別措置法の一部を改正する法律案は、どうい
う勤労者国民の合意を得るものではないかと思ひ
ます。私は民社党を代表してこれに反対をいたしま
す。

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、租税
特別措置法の一部を改正する法律案に反対するも
のであります。

反対の第一の理由は、政府がこの措置によつ
て、少数の大企業に対する税の特権的な減免制度
をさらに一そう拡大し、租税負担公平の原則を著

しく踏みこむとしようとしてゐるからであります。今日、国民がひどい物価値上がりに加えて、生活費に食い込む重い税金によつて苦しんでゐるときに、政府が租税特別措置及びすでに本法に繰り込んだ引当金制度などによつて、国税だけで二兆円にも及ぶ特種的な税の減免を、主として大企業にだけ保証してゐることは、世論のきびしく指摘してゐるところであります。ところが今回の改正案は、造船、プラント、鉱山など、特定の業種の大企業の外貨建て長期債権にかかわる為替差損に対する繰り延べ措置、公害の加害者である大企業に対する公害防止準備金制度の創設による特別減税、船舶、大型コンテナ等に対する特別償却の拡大、電算機や航空機に対する優遇措置の拡大、原子力、宇宙開発などの試験研究費の税額控除制度の適用期間の延長など、少数の特別な大企業に対する減免措置をさらに拡大しようとするものであります。特に一方で大企業の為替差損に対し救済措置を講じながら、他方で同じ円切り上げによる大企業の為替差益を吸収する特別措置を講じようとしてゐないのは、あまりにも露骨な大企業奉仕の態度と言わなければなりません。

反対の第二の理由は、このような大企業本位の優遇措置は、日本経済が当面している深刻な矛盾を一そう激しくする要因となるものだからであります。今日、日本経済が円的大幅切り上げ、不況など深刻な事態におちいつてゐる根本的原因は、自民党政府が対米従属のもとで、大企業の高成長第一、輸出第一の政策をとつてきたところにあり、租税特別措置その他による税の特種的な減免措置が、その責任の一端をになうべきものであることは議論の余地のないところであり、ところが政府は、依然として海外市場開拓準備金など輸出優遇税制をほとんど残し、輸出割増し償却制度を申しわけ程度に廃止しながら、その振りかわりとして、船舶、コンテナ等への特別措置を拡大し、また原子力、航空機その他軍事的性格をも持つ成長産業への特別措置を拡大するなど、依然と

して大企業の高成長、輸出第一主義の政策をとつております。このような措置が、円の再切り上げなど一そう深刻な事態に日本経済を追い込む一因となるだけでなく、大企業の危険な海外進出を促進する要因ともなることは明らかであります。

わが党は、大企業に対するこのような特種的な税の減免を直ちにやめて、正当に課税し、さらに国の負担による不労所得にほかならない大企業の為替差益を全額吸収する特別措置をこそとるべきことを主張するとともに、これを財源として、所得税、住民税、個人事業税の免税点を四大家族百五十万円に引上げて、大幅な大衆減税を断行すべきことを要求して、反対討論を終わります。

○委員長(前田佳都男君) ほか御発言もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田佳都男君) 可否同数と認めます。よつて、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決します。本案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。(拍手)

○柴田榮君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四派共同による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、租税特別措置については、経済社会情勢の進展に即応し、国民福祉の増進のため必要とされる施策について重点的に措置すること

とし、その際既存の特別措置については極力その既得権化や慢性化を排除するよう、特に次の諸点に配慮しつつ、整理縮減の方向でのぞむべきである。

一、社会保険診療報酬の課税の特例等期限の定めのない措置については、税制調査会の答申を得て速やかに改善すること。

二、法人の交際費については、なお社会的批判が強く、また、広告費について過大の支出が論議されている現状にかえりみ、これらの課税の在り方につき、さらに検討すること。

三、租税特別措置による減収額については、その実績を常時把握するよう努め、政策手段としての有効性についての判断資料を整備すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田佳都男君) ただいまの柴田君提出の附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田佳都男君) 全会一致と認めます。よつて、柴田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、水田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿つて十分配慮いたしたいと存じます。

○委員長(前田佳都男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は、四月十八日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会